

一般社団法人日本社会福祉学会

2013年度関東部会研究集会抄録集

大会テーマ

社会福祉学からの『発信力』（その2）
-社会にインパクトを与える
社会福祉学研究とその方法論-

開催日：2014年3月1日

会場：日本社会事業大学 清瀬キャンパス

【プログラム】

■受付開始 9:00～ (B棟 B101教室前)

■自由研究報告9:30～11:45

A会場 場所 B棟 B101教室

9:30～10:20

- ①【研究報告部門】小規模自治体における小規模多機能型高齢者施設の運営-生活支援ハウス
設置にかかる制度政策的背景と設置理由-

長野大学

越田明子

10:25～11:15

- ②【研究報告部門】地域包括ケアシステム構築の手法に関する研究-量的・質的データを用いたアプローチ法-

立教大学

長倉真寿美

11:20～11:45

- ③【萌芽的研究報告部門】我が国法定後見の障害者権利条約整合化検討に当って-当面解明すべき疑問点・整合化検討に必要なインフラ-

介護保険学び舎

越川文雄

■座長：佐藤信人氏

■コメンテータ：菊池いづみ氏

B 会場 場所 C棟 C201教室

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ①【研究報告部門】草創期における家庭養護婦派遣事業と家庭養護婦-担い手の背景と援助効果の検証を中心に-

帝京平成大学

中 嶋 洋

1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 5

- ②【研究報告部門】離別母子世帯の転居問題-不動産仲介業者による入居制限はあるか

首都大学東京大学院博士課程

東 景 子

■座長：黒岩亮子氏

■コメンテータ：山田知子氏

C 会場 場所 C棟 C202教室

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ①【研究報告部門】教育機会の保障政策における自立支援言説はなぜ登場したのか「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の議論から-

首都大学東京大学院博士後期課程

荒 牧 孝 次

1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 5

- ②【研究報告部門】生活保護制度の『目的』の規範的再解釈-「ケイパビリティ・アプローチ」の観点から

首都大学東京大学院博士後期課程

三 宅 雄 大

1 1 : 2 0 ~ 1 1 : 4 5

- ③【実践報告部門】貧困の連鎖と学習支援-江戸川中3生勉強会27年、八千代若者ゼミナール5年の実践から判ったこと-

こども教育宝仙大学

宮 武 正 明

■座長：後藤広史氏

■コメンテータ：川原恵子氏

D 会場 場所 C棟 C203教室

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ① 【研究報告部門】 児童福祉法における公的責任概念の変遷

立教大学大学院博士後期課程

片岡志保

1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 5

- ② 【研究報告部門】 療育施設を利用する子育て家庭がかかえる生活問題とその支援に関する研究

東洋大学大学院博士後期課程

高橋 実

1 1 : 2 0 ~ 1 1 : 4 5

- ③ 【萌芽的研究報告部門】 高機能自閉症スペクトラム障害（ASD）圏の母親の子育て支援に関する文献的検討-高機能 ASD 圏の母親を対象とした子育て支援モデルの理論構築を目指して-

日本社会事業大学大学院博士後期課程

岩田千亜紀

■座長：有村大士氏

■コメンテータ：木村容子氏

E 会場 場所 C棟 C301教室

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ①【研究報告部門】就労継続支援B型の現状と今後の在り方に関する研究-就労継続支援B型に必要とされる支援-

放送大学大学院文化科学研究科修士全科生

伊藤幸司

1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 5

- ②【研究報告部門】就労初期支援における社会的企業介入-若者支援事業における開発の取り組み-

東洋大学大学院博士後期課程

宮竹孝弥

1 1 : 2 0 ~ 1 1 : 4 5

- ③【萌芽的研究報告部門】職場のサポートが知的障害者の職務満足度に及ぼす影響

昭和女子大学

若林 功

■座長：大島千帆氏

■コメンテータ：朝日雅也氏

7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7

7

東京学芸 7 笹尾雅美

■コメンテータ：西郷泰之氏

G 会場 場所 C棟 C303教室

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ①【研究報告部門】知的障害者入所施設の虐待と施設の開放性・閉鎖性に関する研究

日本社会事業大学大学院博士後期課程

新藤健太

1 0 : 2 5 ~ 1 0 : 5 0

- ②【萌芽的研究報告部門】ドイツにおける障害者権利条約批准後の取組み

日本社会事業大学

小田美季

1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 1 5

- ③【萌芽的研究報告部門】イギリスにおける障害者差別禁止法の運用-合理的調整義務を中心として-

早稲田大学大学院博士後期課程

村山佳代

■座長：小野孝嘉氏

■コメンテータ：秋元美世氏

H 会場 場所 C棟 C304教室

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ①【研究報告部門】東日本大震災による県外避難者への支援組織に関する一考察-異なる組織体への実態調査を通して -

東京聖労院

川村勝之

1 0 : 2 5 ~ 1 0 : 5 0

- ②【実践報告部門】ソーシャルキャピタルを活用した高齢者の見守りと子育て支援-マンションの管理組合の活動の活性化を通して-

東京メディカルマインドフルネスセンター

大賀英史

■座長：村田文世氏

■コメンテータ：児玉桂子氏

I 会場 場所 C棟 C601教室

9:30～10:20

- ①【研究報告部門】社会福祉と芸術表現、その交差と「共犯」-表現とそのプロセスを追う-

東京藝術大学

長津結一郎

10:25～11:15

- ②【研究報告部門】日本社会における文化的多様性に対応したソーシャルワーク教育プログラムによる介入研究-準実験デザインを用いた文化的力量レベルの前後比較を中心に-

日本社会事業大学大学院博士後期課程

VIRAG Viktor

11:20～11:45

- ③【萌芽的研究報告部門】利用者主体の福祉サービス実践の理論的検討

水戸看護福祉専門学校

渡辺修宏

■座長：田嶋英行氏

■コメンテータ：北島英治氏

J 会場 場所 C棟 4階院生講義室 1

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ①【研究報告部門】精神障がいを有しホームレス状態にある人にとってのピアサポートの効果に関する質的研究

日本社会事業大学大学院博士前期課程

宇賀神恵理

1 0 : 2 5 ~ 1 0 : 5 0

- ②【実践報告部門】統合失調症を持つ人の「きょうだい」を対象にした「家族による家族学習会」の効果的なモデル構築を目指した実践-親の立場を中心とした家族学習会をどのように「きょうだい」に適用したら良いのか-

日本社会事業大学大学院博士前期課程

天川智子

1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 1 5

- ③【萌芽的研究報告部門】重度身体障害者ケア論-『解放』と『管理』のはざまで揺れるA施設を通して-

首都大学東京大学院修士課程

須田真介

■座長：齊藤順子氏

■コメンテータ：佐藤久夫氏

K会場 場所 C棟 4階院生講義室2

9:30～10:20

- ①【研究報告部門】施設内虐待のメカニズム回目に向けたモデル構築-スイスチーズモデルの援用可能性とその課題

日本社会事業大学大学院博士後期課程

松本望

10:25～11:15

- ②【研究報告部門】医療ソーシャルワーカーの直面する困難と対応策創造へのプロセス-役割構造の観点からの考察-

独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

大賀有記

■座長：原田欣宏氏

■コメンテータ：荒井浩道氏

■■■昼食・休憩（運営委員会）■■■ 11：45～12：30

（運営委員会：C棟 6F C602教室でおこないます。）

■■■学会学術賞受賞者記念講演■■■

『要介護高齢者の退院援助に有効なアセスメント法の開発とその活用～社会にインパクトを与える研究方法論の視点から～』

東海大学 小原真知子氏

場所 B棟 B101教室

12：30～13：15

■■シンポジウム■■

場所 B棟 B101教室
13:30～17:00

テーマ

「社会にインパクトを与える社会福祉学研究とその方法論」
【シンポジスト】

趣旨・位置づけ・枠組み

大島 巖氏

(日本社会事業大学)

東日本大震災と社会福祉学研究の課題、その研究方法

荒井浩道氏

(駒沢大学)

ホームレス状態からの「脱却」に向けた支援に関する研究とその研究方法

後藤広史氏

(日本大学)

高齢者虐待にどう向き合うか：「安心づくり安全探しアプローチ (AAA)」開発研究

副田あけみ氏

(関東学院大学)

地域移行・就労移行に向けた効果的支援モデル構築のための評価研究方法

賛川信幸氏

(日本社会事業大学)

●指定発言者：森田明美氏 (東洋大学)

●コーディネーター：田嶋英行氏 (文京学院大学)

山田知子氏 (放送大学)

■■総会・関東部会研究大会奨励賞授与式■■

場所 B棟 B101教室
17:00～17:30

2013年度日本社会福祉学会関東地域部会研究大会 日程表①

懇親会

2013年度日本社会福祉学会関東地域部会研究大会 日程表②

17:30



日本社会事業大学見取図

抄 録

A 会場 場所 B棟 B101教室

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ①【研究報告部門】小規模自治体における小規模多機能型高齢者施設の運営-生活支援ハウス
設置にかかる制度政策的背景と設置理由-

長野大学

越田明子

1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 5

- ②【研究報告部門】地域包括ケアシステム構築の手法に関する研究-量的・質的データを
併用したアプローチ法-

立教大学

長倉真寿美

1 1 : 2 0 ~ 1 1 : 4 5

- ③【萌芽的研究報告部門】我が国法定後見の障害者権利条約整合化検討に当って-当面解明
すべき疑問点・整合化検討に必要なインフラ-

介護保険学び舎

越川文雄

■座長：佐藤信人氏

■コメンテータ：菊池いづみ氏

研究報告部門

自治体裁量による小規模多機能型高齢者施設の運営 ー生活支援ハウス設置にかかる制度政策的意図と自治体判断ー

長野大学 越田 明子 (4581)

〔キーワード〕生活支援ハウス、制度政策意図、自治体裁量

1. 研究目的

近年、高齢者に対する支援は、介護保険および高齢者保健福祉計画にのっとり市町村を中心に展開されている。現段階では、保険システムによる介護等サービスが先導し、その隙間を自治体独自の保健福祉施策が補完しその仕組みを維持しているように思われる。先の社会保障制度改革国民会議による、要支援者の介護保険サービスを地域支援事業に移しサービスメニューや単価を自治体裁量に任せ、地域の実情に応じた施策展開を期待するという提言は、より自治体の意思や力量が高齢者の生活支援の量質へ影響を与える時代になると示唆するものである。住みなれた地域でその人らしい生活を維持し続けるために、いかに支援の調整を遂行するかが自治体の当面の課題でもあろう。本研究は、このような高齢者の継続的地域居住を支える自治体独自の介護・福祉運営について検討することを目的として、全国に先駆けて老人問題が顕在化した過疎自治体が独自に設置運営してきた「生活支援ハウス」に着目し、設置にかかる国の制度政策的意図と自治体判断の関係を考察する。

2. 研究の視点および方法

「生活支援ハウス」は、1989（平成元）年の高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）においてケアハウスとともに設置が推進された居住型施設である。当初は過疎地域限定であったが、介護保険制度開始にともない解除され広く設置されるようになった。設置当初から事業主体は市町村であり、利用の決定も市町村の判定による。また設置や運営基準に関しては条例で定め、地域の実情に応じて運営ができるという特徴をもつ。

本研究の方法は、はじめに（１）設置にかかる国の制度政策的意図を整理するために、地域振興・過疎対策関係、老人福祉関係、介護保険関係の法規および通知内容の推移を確認しその意図を整理した。次に（２）「生活支援ハウス」を設置している自治体の多い長野県内の運営自治体 26 自治体（40 施設）を対象として①平成 20～21 年度にかけて全自治体窓口および生活支援ハウスを訪問し、設置理由について半構造化インタビューを実施した。②①の訪問調査結果から質問紙を作成し、平成 23 年 6 月に郵送もしくは訪問し、再度自治体担当者に「生活支援ハウス」設置運営状況について尋ね確認した。併せて（３）電子メールと電話で全国都道府県別に生活支援ハウス設置数を把握した（平成 21 年 3 月）。（４）最後に、国の制度政策意図（１）と自治体の判断（２）（３）から、その関係と設置にかかる自治体独自の介護・福祉運営について考察した。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の倫理規定に基づいて行った。研究対象は、自治体における施設の設置運営の実際であり、個人を特定するデータの取り扱いはない。また各自治体への協力依頼時には、研究目的とデータおよび資料使用時の配慮、結果の匿名性保持について文書を添えて説明し了承を得た。そして該当自治体へは複数回継続訪問を繰り返しデータの信頼性をあげた。

4. 研究結果

1) 生活支援ハウス設置運営にかかる制度政策的意図について

ゴールドプランによって設置が推進された「生活支援ハウス」は、当初、「過疎地域高齢者生活福祉センター」として老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2）等に居住部門を合わせて整備した小規模多機能型施設として、ケアハウス等の基盤整備がおよびにくい過疎地域に限定し設置がみとめられた（過疎法）施設である。

そして単身・夫婦世帯で、独立して生活することに不安のある高齢者に対して、介護支援機能、居住機能、地域との交流機能を総合的に提供する施設である。1998（平成 10）年には過疎地域限定を解除し介護保険開始にともなう特別養護老人ホーム退去者の受け皿として広く設置をみとめ「高齢者生活福祉センター」から現在の名称へと改正した。利用料金は、所得に応じて月額無料から数万円と応能負担を原則とし、市町村が事業主体となり利用の決定も自治体独自の判定による。さらに居住部門におけるヘルパー等の資格をもつ生活援助員の配置は、高齢者の安否確認や見守りを提供してきた。ゴールドプランで整備したデイサービスセンターやショートステイ、特別養護老人ホーム等の多くが介護保険事業に再編成したが、この「生活支援ハウス」はデイサービスセンター併設であっても、国庫補助の対象である在宅福祉事業として継続した。そして 2005（平成 17）年度からはその運営を一般財源化し、より自治体独自の事業としての性格を強め、山村過疎離島等における施設整備については、地域介護・福祉空間整備等交付金（市町村交付金）による設置とした。

2）自治体の判断について

長野県の「生活支援ハウス」の開設は、制度政策的な意図をふまえ年度別に第Ⅰ期～第Ⅲ期に分けることができる（表 3）。いずれの時期にも設置にかかる制度政策的意図と設置判断は合致する事項が多く、初期においては特に当該自治体の実情（高齢化・虚弱高齢者の増加・単身および夫婦世帯の増加・条件不利地域）が加味され、第Ⅱ期後半から第Ⅲ期には顕著な独自性と裁量に基づく判断によって増設する自治体も 6 自治体（10 施設）あった。今回対象とした自治体は、約 8 割が著しい高齢化と低い財政力という特徴をもつ過疎指定自治体であり、その中でも増設した自治体は複数の人口 5,000 人以下の小規模自治体である。具体的な判断理由は、「高齢者側の事情」として“冬期の生活不安”、“地理的条件不利地域での通院・買い物困難や介護サービスへのアクセス困難”、“母屋の老朽化”等があげられた。また「自治体側の事情」として、“補助金・交付金の存在”、“過疎債利用が可能”、“生活支援ハウスの整備に合わせた保健医療福祉の複合施設構想”、第Ⅱ期、第Ⅲ期になると“緊急一時避難機能の設置”、“低所得高齢者向け居住型施設の設置”、“病院院者のための居住型施設の設置”があげられた。

表 1 生活支援ハウス設置時期別自治体判断の特徴

設置時期		制度政策意図と自治体判断の特徴
第Ⅰ期	1991（平成 3）～1997（平成 9）年	ゴールドプランによる設置推進、過疎地域における市町村高齢者保健福祉計画にもとづく介護サービスの基盤整備、保健医療福祉複合施設の整備
第Ⅱ期	1998（平成 10）～2004（平成 16）	介護保険制度開始にかかる居住型生活支援サービスの基盤整備
第Ⅲ期	2005（平成 17）年～	三位一体の改革による国庫補助から一般財源化 顕著な自治体の独自性および裁量による判断

3）全国の設置状況について

当初の数値目標に続き「新ゴールドプラン（1994 年）」でも 400 か所の設置を目標にしたが、1998（平成 10）年の国の実績報告では 245 か所と約 1/2 であった。平成 21 年度における電子メールおよび電話による都道府県調査での全国整備数は 1998 年の 2 倍に増加していたが、ゴールドプラン 21 で掲げた 1800 ヶ所の 1/3 程であった。

4）まとめー設置にかかる制度政策的意図と自治体判断の関係と自治体独自の介護・福祉運営

長野県の「生活支援ハウス」運営自治体では、当初の設置要因として制度上の財源確保が大きかったが、第Ⅲ期の一般財源化の時期にも必要に応じて設置を判断していた。一方、特別養護老人ホーム退所者の受け皿を目的とした設置は全くみられず、高齢者の継続的地域居住のための日常生活支援が第一目的となっていた。加えて、第Ⅰ期・第Ⅱ期等の運営経験は、地域の実情に応じて政策意図と異なる新たな判断を生み多様な機能を構築していた。全国的には設置数の増加は微量で、第Ⅱ期の介護保険制度開始前後の伸びと比較し第Ⅲ期は停滞していた様子がある。しかし長野県においては、小規模自治体数が多いことや中山間地の過疎自治体において独自の裁量で自立していかなければならない事情もあり、政策意図はあくまでもきっかけに過ぎず、必要に応じ設置や増設を判断したように思われた。＊本報告は、平成 23～25 年度科研基金助成事業（基盤研究 C）による「小規模自治体における介護・福祉運営に関する研究（課題番号 23530772）」（代表：越田明子）の成果の一部である。

研究報告部門

地域包括ケアシステム構築の手法に関する研究 —量的・質的データを併用したアプローチ—

立教大学 長倉真寿美(会員番号 1791)

〔キーワード〕 地域包括ケアシステム 構築手法 量的・質的データ

1. 研究目的

厚生労働省が、第5期介護保険事業計画の策定に係る全国会議で保険者に配布した、策定に当たっての考え方や留意事項を示した資料では、計画策定の基本的な考え方を「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという『地域包括ケア』の考え方を念頭に置きつつ、高齢者や高齢者を取り巻く地域の実情や特性を反映させた、その地域に相応しいサービス提供体制の実現につなげるものとする」と記している。

しかし現実には、上記のような地域包括ケアシステムを実現するのに必要なサービス提供体制が整備されている、もしくはそれに向かって整備中であるという保険者ばかりではない。介護保険制度のサービス受給者数は年々増加しているものの、利用水準には大きな地域差があり、それらは必ずしも地域ニーズを適切に反映した結果ではないという問題がある。福祉行政の基本的なノウハウにも大きな地域差があり、介護保険事業計画の策定に当たっての考え方や留意事項を示した資料を示されただけでは、具体的に何から、どのように着手すればよいのか分からないというところも少なからずある。

そこで本研究では、全国の保険者を対象とし、第1号被保険者の要支援・要介護認定者（以下要介護認定者）1人当たりの居宅、施設、施設＋居住系、地域密着型サービスの利用件数の偏差値化及びランキングを行い、年度別の推移を踏まえて地域差を明らかにする。また、現状で介護が必要になった高齢者の在宅生活を支える上で、基礎的なサービスとなっている居宅サービスの利用水準が、経年でみて「高」「中」「低」のグループに属する保険者のケース・スタディを行う。それぞれの地域ケアシステムの特徴を抽出・比較することで、在宅化を推進する上で影響を与えていると考えられる要素について明らかにする。さらに、これらのことを踏まえ、それぞれの保険者が地域の実情に合った地域包括ケアシステムを構築していく際に、量的・質的データがどのように活用できるか、考察を加えることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）の2002～2010年度のデータを使い、保険者（一部広域連合あり）ごとに、居宅4サービス（①訪問介護、②訪問看護、③通所介護と通所リハビリテーションを足したもの、④短期入所）、施設サービス（①介護老人福祉施設、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設）、施設＋居住系サービス（3施設及び特定施設入居者生活介護）、地域密着型サービス（①夜間対応型訪問介護、②認知症対応型通所介護、③小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護、⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）それぞれについて、要介護認定者1人あたりの利用件数を偏差値化し、それらを平均したものについてランキングを行った。

サービスの利用件数を偏差値化して指標としたのは、単純な利用件数や費用額の比較では分からない、全体でどれぐらいの位置にいるのかという水準が把握でき、異なった時点での比較も可能だからである。

ケース・スタディは、居宅4サービス利用指数が経年で、「高」「中」「低」のグループに属する保険者を対象に行った。居宅サービスは、現状で最も利用件数が多く、特にこの4サービスが主要サービスとして介護が必要になった高齢者の在宅生活を支える上で、基礎的なサービスとなっているためである。また各グループの地域特性や高齢者福祉施策、サービス提供体制などを比較し、在宅化を推進する上で影響を与えていると考えられる地域ケアシステムの構成要素を明らかにした。さらに、これらのことを踏まえ、それぞれの保険者が地域の実情に合った地域ケアシステムを構築していく際に、保険者別の量的・質的データをどのように分析し、活用していけばよいかを提示する。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理指針に則って行っている。研究対象になっている保険者データは全て一般公表されているものを使用し、ケース・スタディでは個人情報にあたるデータは使用していない。

4. 研究結果

各サービス利用指数の最上位と最下位の差を経年でみると、居宅4サービスと施設サービスの利用指数の差は非常に大きい。居宅4サービスについては、最も差が小さかった2007（H19）年度でも105.7、最も差が大きかった2004（H16）年度については167.6となっている。施設サービスについては、最も差が小さかった2005（H17）年度で77.7、最も差が大きかった2007（H19）年度で176.8となっている。施設・居住系サービス、地域密着型サービスの利用指数は、居宅4サービス、施設サービスとの比較で言えば最上位と最下位の差は小さい。しかし、施設・居住系サービスでは最も差が小さかった2005（H17）年度で35.5、最も差が大きかった2010（H22）年度で55.4、地域密着型サービスでは、最も差が小さかった2009（H21）年度で32.3、2006（H18）年度で39.6と、保険者間の差は決して小さくない。ただし、いずれのサービスについても、経年で差が拡大もしくは縮小といった一定の傾向はみられなかった。

居宅サービスの利用水準が経年でみて「高」のグループの地域ケアシステムの特徴は、2006（H18）、2007（H19）年度実施のヒアリング調査結果を基にしたケース・スタディからは、地域特性の違いに関係なくみられるのが「在宅化推進への早期取り組み」「ネットワークの構築」「ネットワーク、サービス技術を活用したケアマネジメント」「看取りへの対応」であった。2009（H21）年度に再度実施した調査でも、「ネットワークの構築」「ネットワーク、サービス技術を活用したケアマネジメント」が継続して行われていることが確認され、居宅サービスの利用水準、在宅化の推進に寄与していると考えられた。

居宅4サービス利用指数「中」のグループについて地域ケアシステムの特徴を分析した結果、対象を抽出するのに使用した2007（H19）年度までのデータでみて、経年で常に中位だった保険者が合併による影響等によりなかったことも理由のひとつと考えられるが、グループ全体に共通する特徴を抽出することはできなかった。ただし、引き続きの調査、分析が必要という限定つきではあるが、指数が上昇傾向にある保険者の地域ケアシステムに「ネットワークの構築」「ネットワーク、サービス技術を活用したケアマネジメント」という特徴がみられた。一方で「低」のグループの地域ケアシステムでは、要介護高齢者を施設・病院への入所・入院で支える構造になっており、居宅サービスを中心に最期まで地域で暮らすことを可能にするための「ネットワーク」の存在や「ネットワーク、サービス技術を活用したケアマネジメント」の実施が確認できなかった。

このように、量的・質的データの分析を併用することで、例えば、居宅サービスの利用水準の高い保険者の地域ケアシステムの構造を詳細に分析することが可能になり、それぞれの保険者の現状でのサービス提供基盤なども考慮した、地域包括ケアシステムを構築していく際に参考となる方法が提示できると考えられる。

※本研究は、文部科学省科学研究費補助金（平成21～23年度『要介護高齢者の地域生活を可能にする地域ケアシステムの構造に関する研究』（代表者：長倉真寿美）、平成25～28年度『保険者の特性別地域包括ケアシステム構築の手法に関する研究』（代表者：長倉真寿美）の研究成果の一部である。

萌芽的報告部門

我が国法定後見の障害者権利条約整合化検討に当って —当面説明すべき疑問点・整合化検討に必要なインフラ—

介護保険学び舎

越川文雄（8427）

〔キーワード〕 当事者本位、意思決定支援、エビデンスベース・イノベーション

1 研究目的

我が国法定後見制度は国連障害者権利条約（本年初頭批准）12条に反しているとの声が国内外から出ている。他方、現行制度は施行後十数年を経過し、多くの問題点が明確になってきている。批准を契機に喫緊の課題解決と長期的視点に立った制度の抜本的見直しに着手すべきと考える。本報告では条約整合化の視点から法定後見に関する疑問点を整理し、それらを踏まえて当事者本位の制度見直しを行うための環境整備の提言を行う。

2 研究の視点および方法

条約12条整合化、高齢化先進国の責務としても旧来の発想にとらわれない当事者本位のエビデンスベース・イノベーションが求められる。かかる視点から現行制度に関する立法時からの文献、ドイツ世話法の国内文献、カナダ代理同意法に関するインターネット情報を主要情報源とし、個人として入手しえた我が国の実態を踏まえ疑問点を整理した。民法（債権法）・障害者関連法改正審議に関しては、インターネットにより議事録調査等を行った。

3 倫理的配慮

国内文献、インターネット（加）等を対象とし、「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守し、研究を行った。

4 研究結果

条約12条の具体的解釈は未確定状態にある。しかし①、障害者の法的能力平等性②行為能力制限の極小化③意思決定支援の重視④代理・代行決定型の仕組みはラストリゾートとの解釈が有力視されている。こうした解釈に基づき我が国現行制度を考察すると多くの疑問点が指摘できる。その一部を以下に示す。

① 法定後見申立て増加に対し、現状既にその監督機関である家庭裁判所は対応能力を超え、対応に苦慮している。急増する認知症高齢者全てを対象とすべきとの考え方があるが、身上監護の監督体制整備も不可避であり、それらに対応する裁判所機構拡充は非現実的である。意思決定支援等の役割を拡大すべきでないか？

② 権利制約を伴う法定後見よりも任意後見、日常生活自立支援事業（意思決定支援に相当）を優先させるべきでなかったか？特に包括的権利制約を課す後見類型偏重は条約の視点から見て極めて異常である。保護・効率優先の日本社会の風潮が最大の原因ではないか？

③ 後見制度はノーマライゼーション等を理念としてスタートしたが、実態的には財産管理主体の制度として運用されている。財産管理と身上監護・日常金銭管理とはその不正防止機能の面からみると基本的に異質あり、後者はカナダBC州の代理同意法のようにアクセシブル、簡易な地域密着型の制度により対処すべき？

疑問点の解明と条約整合化に向けた提言：当事者主体のニーズ分析、意思決定支援の位置づけ等が重要であり、①これまでの実績検討に必要なデータベース構築②それに基づく社会福祉分野からの問題提起が不可欠である。又、③後見困り事ネットワーク、後見ADR等の創設は当面の課題解決と従来軽視されてきた後見の負の側面に関する情報収集に貢献するであろう。並行して④負の側面を含む後見についての社会に向けての広報が重要である。条約12条整合化は長期計画を策定し、国連での議論、批准先進国の対応等の情報収集、分析を行い、何段階かに分けて対応して行かざるを得ない。当面は現行制度制定時に主に参考とした独、仏の整合化対応レベル相当だと国際的に評価を受けることを目標に対応することが現実的と思われる。そのため⑤批准先発国の状況把握等を行う国内責任機関整備を緊急に行うことが重要だと考える。喫緊の課題は、後見類型偏重是正である。

B会場 場所 C棟 C201教室

9:30～10:20

- ①【研究報告部門】草創期における家庭養護婦派遣事業と家庭養護婦-担い手の背景と援助効果の検証を中心に-

帝京平成大学

中嶋 洋

10:25～11:15

- ②【研究報告部門】離別母子世帯の転居問題-不動産仲介業者による入居制限はあるか

首都大学東京大学院博士課程

東 景子

■座長：黒岩亮子氏

■コメンテータ：山田知子氏

研究報告部門

草創期における家庭養護婦派遣事業と家庭養護婦

－担い手の背景と実践的課題の検証を中心に－

帝京平成大学 中 島 洋 (5048)

[キーワード]ホームヘルプ事業, 家庭養護婦派遣サービス, 家庭養護婦派遣事業運営研究集会

1. 研究の視点と目的

家庭養護婦派遣事業（以下、派遣事業）は、長野県において 1956（昭和 31）年 4 月 9 日に公布され、県域的に普及したわが国初の組織的なホームヘルプ事業である。竹内（1974:51-69）、山田（2005:178-98）などに代表される先行研究では、県・市町村などの公的な立場や市町村社会福祉協議会など制度・事業を運営・指導する側からの考察が主となっていた。しかし、事業展開の原動力や普及過程を把握するには、その支えとなる直接的な担い手や生活者側からの精査が不可欠である。これまでに家庭養護婦と利用者との類似性が指摘されるなか、両者の相互関係や共通性、さらに実践的価値が実証的に明かされていない。派遣事業の機能、組織だけではなく、家庭養護婦個々人の生活、家庭、苦悩、役割など生活者の立場からの考察こそが、物事の本質に迫る一つのアプローチといえる。このような事業基盤の捉え直しが、単身世帯・要支援世帯が増加する現代社会の特質や問題を解明する手がかりになると考えた。

そこで本発表では、派遣事業の概要と実践に託された関係者の思いを踏まえ、家庭養護婦の背景及び活動実践事例を分析し、草創期における家庭養護婦の役割と実践的課題を考察することを目的とする。

2. 研究の方法

上田市社会福祉協議会（以下、市社協）初代事務局長を務めた竹内（1974:51-69）などの先行研究を踏まえつつも、第一次資料の分析は欠かせない。よって、市社協所蔵の草創期に関するものとして『自昭和三十一年度家庭養護婦派遣事業計画及精算書綴』、『自昭和三十一年度家庭養護婦派遣事業実施状況報告書綴』、『家庭養護婦書類綴』、『家庭養護婦勤務表』、『昭和三十六年度家庭養護婦派遣申請書綴』の 5 種類の原資料を分析し、草創期における家庭養護婦の背景及びその実践的役割を考察する。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会倫理規定に基づき、2013（平成 25）年 8 月 23 日に、市社協専務理事の宮之上孝司氏より資料の使用許可を得た。また、第一次資料内の個人名を特定されないよう配慮した。さらに、資料の原初性を担保するため旧漢字や誤字・誤記をそのまま引用した。なお、「未亡人」「盲人」「老人」など、不適切な用語を使用した箇所があるが、原資料に基づき引用しているためであって、他意はない。

4. 研究の結果

第一次資料に基づき、実践課題や研究集会議事録の特徴などを表に整理しつつ分析した（当日配布資料ご参照）。先行研究との論点では、荏原（2008:9）が指摘したように、派遣事業が長野県以外のどこでも起こり得たと総括することはできず、また森（1974）の分析では見られなかったが、草創期の派遣事業を方向づけた実施要綱やサービス内容が各家庭養護婦の生活課題を考慮に入れたものであり、ニーズに呼応しようとした動きを看取した。本研究の主要な結果を具体的に指摘すると以下の 5 点となる。

① **【未亡人だから最適任者ではない】** 荏原（2008:2-3）が指摘したように，同事業の運営は母子家庭や未亡人会が中心ではなく，あくまでも市社協が中心であった．また竹内（1974:56）や山田（2005:198）らが指摘した担い手として「未亡人が最適任者」とは必ずしも未亡人だから最適ではなく，市社協とその助成団体である未亡人会との間の折衝を通じ，両者間の妥協点において未亡人優先雇用という選択肢が用意されたことである．

② **【派遣事業の目的は未亡人救済ではなかった】** 実際に派遣された草創期の家庭養護婦（9人）は，最年少26歳，最年長60歳，平均年齢45.3歳，母子家庭出身者の割合が44.4%（9人中4人），一人暮らし世帯2人（うち1人は高齢未亡人）であったが，その一方，残りの3人は配偶者が生存しているものの，夫は病身，無職，日雇い労務など不安定な上に子どもが2～3人ずついることから，必ずしも未亡人救済のみの対策ではなかったことである．

③ **【家庭養護婦の派遣先は4類型である】** 家庭養護婦の派遣先は「父子家庭／障害家庭／高齢・単身・盲人家庭／母子家庭」の4つに分類でき，「父子家庭」・「母子家庭」のような一人親家庭出身者は5人（55.6%）が該当し，「障害家庭」を含む多子家庭（子ども4人以上）出身者は2人（22.2%）が該当した．つまり，家庭養護婦の多くが要支援家庭出身者であり，ここから，利用者との類似性が実践上の要点であったことである．

④ **【生活自立が困難であった派遣事業は対人関係の構築に寄与した】** 家庭養護婦派遣事業運営研究集会では，養護婦自身から「常勤要望」が出されている一方，賃金確保のみに奔走しないように留意した県・全社協の見解を考え併せると，実際問題として，当該派遣事業のみでは担い手の生活自立は難しかった．その反面，派遣事業を通じ，家庭養護婦と利用者との良好な対人関係づくり，家庭養護婦の教養やコミュニケーション能力の向上，人格や人間性の向上が視野に入れられていたことである．

⑤ **【実施要綱・服務心得が派遣事業の低迷期を支えた】** 家庭養護婦派遣事業運営研究集会（1958年4月16日・17日）及び「家庭養護婦派遣事業研究会」（1962年6月18日）の2つの集会を総合すると，中央職業安定審議会委員視察により，旧労働省保官が現場視察に来るほど，同市のホームヘルプサービス業務の重要性は認識されていたが，反面，実際には担い手の人材不足や利用者の理解不足から，決してうまく事業運営が進んでいたとは言いがたい状況にあった．未成熟であった制度を堅実に推し進めるために重視されたのが家庭養護婦における実施要綱及び服務心得の遵守であった．

本発表では，資料の制約上，一地方都市における草創期の家庭養護婦個々人の生活実態や困り事に加え，研究集会での対応策の検討過程の検討など，限定的な研究に終始した．上記のような業務内容や禁止事項の徹底化を中心に，家庭養護婦の生活者としての事業展開が派遣事業を根底から支えていたことを明確にした．今後は，各家庭養護婦のその後の変化・成長などの私的事項にアプローチし，さらに掘り下げていきたい．

5. 主要文献

荏原順子（2008）「ホームヘルプサービス事業揺籃期の研究」『純心福祉文化研究』6, 1-12.

竹内吉正（1974）「ホームヘルプ制度の沿革・現状とその展望」『老人福祉』46, 51-69.

森 幹郎（1974）『ホームヘルパー』日本生命済生会．

山田知子（2005）「わが国のホームヘルプ事業における女性職性に関する研究」『大正大学研究紀要人間学部・文学部』90, 178-98.

研究報告部門

離別母子世帯の転居問題 —不動産仲介業者による入居制限はあるか—

首都大学東京大学院博士課程 東 景子 (8544)

[キーワード] 離別母子、住宅、ラベリング

1. 研究目的

我が国において離別母子世帯数は母子世帯全体の約9割を占める(厚労省2012)。そこで、母子が離婚を契機に新たな住まいを求める需要は増えつつあると考える。そのなかで、民間賃貸住宅はとりわけ高い選択率にある(葛西ら2006)。しかしながら、離別母子世帯に対する「社会のまなざし(見方)」は厳しく、住宅斡旋の現場においても不動産仲介業者の否定的な見方から離別母子世帯は入居制限を受けるのではないかと。そこで本研究は、民間賃貸住宅への転居を求める離別母子世帯が不動産仲介業者の否定的な見方から入居制限を受けるかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、離別母子世帯に対する「社会のまなざし(見方)」に関する研究である。具体的には、不動産仲介業者が離別母子世帯に対し否定的な見方をしているか否かを研究の焦点とするため、ラベリング理論(木村1991)^{注1)}を理論的前提として研究する。

研究方法は、2012年9月に筆者が実施した「不動産仲介業者に対するインタビュー調査結果」を用いる。本調査は、不動産仲介業者を対象とし、一定の選定基準を基に横浜市・川崎市・相模原市にある5店舗を抽出、住宅斡旋の窓口業務に携わる店員に対し、1対1の半構造化インタビューを行っている。調査内容の一部である「入居資格要件」、離別母子世帯の「成約に至らなかった理由」、「印象」、「不利」などの調査結果に基づき検討する。なお、インタビュー調査は、調査の趣旨・目的ならびに守秘義務について説明承諾を得た上で実施した。また、協力者の承諾を得た上でインタビュー調査の内容についてテープによる録音を実施し、逐語記録化した。調査時間は60～90分である。

注1) ラベリング理論は、ベッカー(Becker, H. S.)、シャー(Shur, E. M.)、シェフ(Scheff, T. J.)などの社会学者によって提唱されている。木村は、彼らの主張の共通部分を取りあげ逸脱とラベリングを説明している。

3. 倫理的配慮

本研究は、倫理的配慮として調査方法と内容は首都大学東京研究安全倫理委員会で認可を受け実施している。

本報告は、日本社会福祉学会の研究倫理指針に従うものである。そのために以下のことを遵守する。

①A 引用に基づき、自説と他説を峻別する。②C 調査に基づき、対象者・地域・団体等の匿名性を守る。③G 学会発表に基づき、報告を行う。

4. 研究結果

調査結果から得た不動産仲介業者の意識は、以下の3点である。①幼い子どもを抱えた女世帯主は経済的に脆弱であるという意識がある。加えて、幼い子どもは騒音トラブルの元凶になりやすいという意識がある。これらのことは家賃滞納や騒音トラブルの懸念材料となっている。②保護依存者という意識がある。安定した収入を持たない母親のほとんどが生活保護を受給することで賃貸契約を結んでいる。生活保護制度は住宅を確保するため

の手段となっている。しかし、保護依存という主観的な意識が不動産仲介業者に働くと、状況は異なる。保護受給の不利は住宅斡旋の現場にもある。③離婚経験者に対する意識がある。離婚が珍しくない昨今においても、「我慢が足りない」、「我儘」など、離別母子世帯の母親（当該者）に向けられる目は厳しく、死別で伴侶を失った死別母子世帯の母親に対するまなざしとは異なる。このことは、入居後のトラブルと結びつく。（図1）

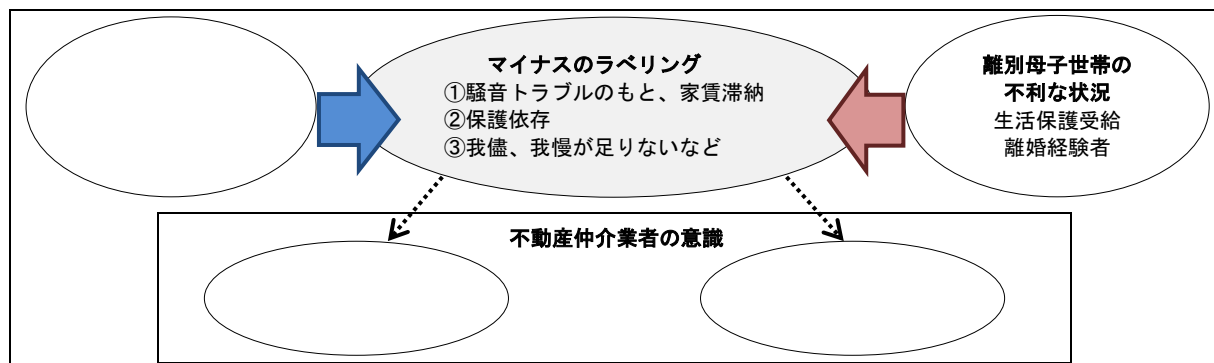


図1：離別母子世帯に対する不動産仲介業者による入居制限のしくみ

報告者作成

調査結果から、不動産仲介業者による入居制限について、以下の4点が考察される。①契約において不動産仲介業者の主観的な判断は重要な位置を占めており、契約は離別母子世帯に対して好意的であるか否かに大きく影響を受ける。好意的か否かは、不動産仲介業者個人の規範意識から生じるもの、離別母子世帯の逸脱行為を経験したために生じたもの、両者が考えられる。②社会的資源が少ない離別母子世帯は貧困のイメージと結びつきやすいため、不動産仲介業者は家賃滞納を危惧すると考えられる。③不動産仲介業者は入居後のトラブルを最も懸念しており、トラブル対応は基本的に不動産仲介業者である。このことを踏まえると、家賃滞納をはじめトラブル対応を個々の不動産仲介業者だけに任せるのではなく、トラブル対応の専門機関が行うシステムになれば、離別母子世帯の入居制限は緩和されると考える。④安定した仕事を持たず経済的援助者もない離別母子世帯は、不動産仲介業者の温情、生活保護制度なしには住宅を確保できない現状に置かれている。言い換えれば、不動産仲介業者が営利主義に従い、離別母子世帯が生活保護を受給できない、あるいはしない状況では、住宅の確保は困難であると考えられる。

以上の考察を通して、離別母子世帯に対する否定的な見方から、不動産仲介業者による入居制限があることが明らかになった。

次に、本研究の残された課題2点を指摘する。①インタビュー調査の内容に関わることである。離別母子世帯に対する入居制限があることが明らかになった。しかしながら、その入居制限が実際にどのくらいの程度であるかまでは捉えていない。そのため、離別母子世帯以外の世帯類型に対する入居制限はどうか、その実態を捉え、離別母子世帯と比較する必要がある。②インタビュー調査の対象に関わることである。離別母子世帯は、ひとり親であることが賃貸契約を結ぶうえでマイナスのラベリングを受けるのでないか、予想すると考えられる。このことは、住宅を求める際、離別母子世帯の意識に何らかの影響を及ぼすと推測する。そこで、今後は当事者である離別母子世帯に対するインタビュー調査の実施を研究課題とする。

引用・参考文献

- 東景子（2013）『離別母子世帯の転居問題—民間賃貸住宅への転居の実態を通して—』首都大学東京大学院 修士論文。
 葛西リサ・塩崎賢明・堀田祐三子（2006）「母子世帯の居住実態に関する基礎的研究—住宅所有関係の経年的変化とその要因—」『日本建築学会計画系論文集』599, 127-34。
 木村邦博(1991)「第8章 逸脱とラベリング」小林淳一・木村邦博 編著『考える社会学』ミネルヴァ書房, 115-29。
 厚生労働省（2012）『平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告』。

C会場 場所 C棟 C202教室

9:30～10:20

- ①【研究報告部門】教育機会の保障政策における自立支援言説はなぜ登場したのか「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の議論から－

首都大学東京大学院博士後期課程

荒牧孝次

10:25～11:15

- ②【研究報告部門】生活保護制度の『目的』の規範的再解釈－「ケイパビリティ・アプローチ」の観点から

首都大学東京大学院博士後期課程

三宅雄大

11:20～11:45

- ③【実践報告部門】貧困の連鎖と学習支援－江戸川中3生勉強会27年、八千代若者ゼミナール5年の実践から判ったこと－

こども教育宝仙大学

宮武正明

■座長：後藤広史氏

■コメンテータ：川原恵子氏

研究報告部門

教育機会の保障政策における自立支援言説はなぜ登場したのか —生活保護制度に関する専門委員会の議論から—

首都大学東京大学院博士課程 荒牧 孝次 (007878)

キーワード: 自立支援 生活保護制度 教育機会の保障

1. 問題関心・研究目的

福祉国家においては、貧困・低所得者に対して教育機会を平等に保障することは大きな課題であったと言えよう。近年、我が国においても、貧困の再生産の防止という観点から、教育の実質の保障、つまり、家族が担ってきた意欲等の領域を含む保障が必要とされている。

そして、そうした領域を保障する政策においては、家族・個人の選択肢を広げる政策の必要性があると言えよう。

教育機会の保障政策は、教育扶助などの従来型の政策で公教育をカバーし、ライフポリティクスに基づく新しい政策（自立支援プログラム等）において公教育以外の領域をカバーするという 2 層構造を持っている。

こうした 2 層構造を維持する他に、権利としての保障を公教育以外の領域へと伸長させる形態も考えられた。では、なぜ現在 2 層構造を採用しているのか。自立支援プログラムの設立を決定した「生活保護の在り方に関する専門委員会（以下専門委員会）」における議論にさかのぼって検証する。研究目的として、教育機会の保障においてなぜ「自立支援」という言説が必要とされたのかその理由を検証する。

自立支援プログラムの背景として生活保護期間が長期にわたる「保護の長期化」、受給者の「生活課題の多様化」に対して、現行の生活保護制度が経済的給付中心で自立に向けた対応は十分でないという認識があった（岡部 2008）。

そこで、専門委員会では「多様な対応」「早期の対応」「システムの対応」をかかげ、生活保護制度に自立支援プログラムの導入などを提唱した。

生活保護制度における教育機会の保障については、自立支援プログラムの範疇で貧困の再生産を予防するように対応していくこと、また高校進学については生業扶助に高等学校等就学費を新設し対応していくことという 2 つの点で大きく前進したと言えよう。

専門委員会の議論は経済的な給付が中心の制度に対して、自立に向けたソーシャルワークの導入を提唱している。そのため、生活保護制度における教育機会の保障についてもこの考えは当てはまると考えられる。それゆえ、「教育扶助など生活保護制度における教育機会の保障は経済的な給付が中心であり、自立に向けたソーシャルワーク実践が十分でない」という認識が専門委員にあったのではないかと仮説設定する。

そこで、研究課題として以下の 2 点を提示する。

- ① 専門委員会報告書において教育扶助などの教育機会の保障政策はどのように認識されていたのか
- ② 専門委員会報告書では教育と自立はどのような関係にあると考えられていたのか

以上の 2 点を専門委員会報告書を素材に文献研究の手法で分析する。

2. 研究の視点・枠組み

研究の視点・枠組みとして経済的な給付とソーシャルワーク実践をそれぞれ Giddens.A の解放の政治とライフポリティクスに分けて整理する。

- ・経済的な給付：社会において生活していく上で、必要なものの保障。最低限度の保障（基本財の充足）。
- ・ソーシャルワーク実践：個人の主体的な選択にかかわるもの。最低限度以上のものを含む場合もある（ケアパブリティ）。

表 1. 分析枠組み

	解放の政治	ライフポリティクス
生活保護法	最低生活の保障	自立の助長
岸・中村論争（参考）	公的扶助	ソーシャルワーク
教育機会の保障	教育扶助	生業扶助・自立支援 P

（報告者作成）

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の定める研究倫理指針に従って推進するものである。

4. 研究結果

・専門委員会報告書では教育扶助に対しては経済的な給付（解放の政治）のみが達成されており、ソーシャルワーク実践によるライフポリティクスの視点が欠けていたとの認識がなされている。そこでは、教育機会の保障は教育それ自体が目的となっていた。

・自立支援プログラム・生業扶助の高等学校等就学費のような制度では、教育によって自立が達成されるという考えが背後にあり、そこでは教育は自立という目的を達成するための手段となっている。

詳細は報告時に配布する予定である。

5. 主要参考文献

Giddens.A（1994）“Beyond left and right : the future of radical politics” polity press(=松尾精文、立松隆介訳
（2002）『右派左派を超えて:ラディカルな政治の未来像』而立書房)

（2004）「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」

岡部卓（2008）「生活保護自立支援プログラムの構築—官学連携による個別支援プログラムの Plan・Do・See」
ぎょうせい

研究報告部門

「生活保護制度の『目的』の規範的再解釈」 —「ケイパビリティ・アプローチ」の観点から—

首都大学東京大学院 博士課程 三宅雄大 (8543)

〔キーワード〕 生活保護、内在的可能性、ケイパビリティ

1. 研究目的

本研究の目的は以下の通りである：生活保護制度の目的—「最低生活保障」・「自立助長」（以下「目的」）—において、「＜何＞が＜いかにして＞達成されるべき」なのかを明らかにすることである。以上の大目的を追究するにあたって、本研究では以下3点の小目的を設定している。第1に、現行生活保護法（以下、現行法）制定時点における「目的」の規範的解釈を明らかにすることである。そのうえで、第2に、「目的」に関する従来の規範的解釈を「ケイパビリティ・アプローチ（以下、CA）」の観点から再解釈することである。最後に、CAによる再解釈を踏まえた、「目的」の規範的再解釈を提示することである。

2. 研究の視点および方法

以下では、本研究の研究視点、研究方法、理論的枠組みを順に検討していく。第1に、本研究は生活保護制度の「目的」を「規範的レベル」で再解釈する試みである。ひるがえって、より具体的な「実践レベル」（e.g. 「通知・通達」、その「運用」）での議論に踏み込むことはしない。

第2に、本研究は先行研究に基づく理論研究である。具体的には、以下に示す3つの段階をもって分析を進めていく。①「目的」に対する現行法制定時点における規範的解釈を明らかにすべく、生活保護法のコンメンタールである小山（1975）の議論を分析する。②第1段階で析出された「目的」の規範的解釈をCAの観点から再解釈する。③最後に、先行する2段階から析出された従来の規範的解釈とそれに対する再解釈を踏まえ、CAの観点に基づく「目的」の規範的再解釈を提示する。

第3に、規範的再解釈の理論的枠組みとしてはSen（e.g. 1992=1999）のCAを援用する。CAの主たる特徴は以下の4点にまとめられる。まず、①CAにおいては、人の「福祉」を評価するにあたり「機能空間」に焦点化することである。その際に、②各人の達成した「機能」（なしうること・なりうるもの）にではなく、各人が達成する価値を認める選択可能な「機能集合」＝「ケイパビリティ」に着目していることである。2点目と関連して、③各人の「自由」や「選択すること」そのものを、価値あるものとして評価していることである。最後に、④従来のアプローチ（e.g. 「効用アプローチ」、「基本財アプローチ」）の問題点（「適応的選好」の問題、「変換能力」の個人差）を踏まえて、「人間の多様性」（e.g. 人の基本属性、社会慣習、社会保障制度等）の影響を重視していることである。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づく研究である。先行研究からの引用に関しては「A引用」に基づき、正確な出典を明示することで自説と他説（先行研究）とを峻別する。また研究発表に関しては「G 学会発表」を遵守する。

4. 研究結果

本研究の論証結果は大きくは以下の3点にまとめられる。第1に、小山（1975；特に pp. 88-104）に

よる議論を分析した結果、以下 5 点が析出された。まず、①生活保護制度では、『人をして人たるに値する存在』たらしめる」ことを大目的とすべきであること。また、以上の大目的のために、②「最低生活保障」を前提として、それとともに「自立助長」を行うべきであること。③ここでいう「最低生活保障」は、「最低生活費」の提供のみならず、「最低限度の生活」の「達成」を目的とすべきであること。また、④「自立助長」では、「自主独立の意味において」各人が有する「内在的可能性」を発見・助長育成すべきであり、そのうえで、⑤各人の能力に応じた「社会生活への適応（就労自立を含む）」を行うべきであること、以上である。

第 2 に、以上の規範的解釈を「機能空間」に置き換えると、以下 5 点の再解釈が導出された。①「最低限度の生活」は、「最低限度の生活」を構成する諸「機能」として、②「内在的可能性」は、各人が「ないうること・なりうるもの」の選択肢（i.e.「ケイパビリティ」）として、③「社会生活への適応」という目標は「ケイパビリティ」に含まれる選択肢の一部として再解釈可能である。以上を踏まえると、④「最低生活保障」は「最低限度の生活」を構成する諸「機能」の「達成」を保障することとして、また、⑤「自立助長」は、各人の「ケイパビリティ」を広げるべく条件整備を行うこととして再解釈可能である。

最後に、以上の議論から導出された「目的」の規範的再解釈は以下の通りである。①生活保護制度は『人をして人たるに値する存在』たらしめる」ことを大目的として、②「最低限度の生活」を構成する諸「機能」の「達成」を保障し、そのうえで、③各人の「人間の多様性」を踏まえた「ケイパビリティ」の拡張（そのための条件整備）を行うべきであること、以上である。

5. 考察

本研究の規範的再解釈から、生活保護制度において重視されるべきこととして以下 3 点の示唆が得られた。第 1 に、「最低生活保障」は「自立助長」に優先すべきであること。あくまでも「最低限度の生活」を構成する諸「機能」が「達成」されることが優先であり、「内在的可能性」＝「ケイパビリティ」の発見・助長育成は「最低限度の生活」の「達成」に基づくものである。また、第 2 に、「自立助長」においては広く「内在的可能性」＝「ケイパビリティ」の発見・助長育成を目標とすべきであること。「自立」＝「社会生活への適応」は「達成」されうる「内在的可能性」＝「ケイパビリティ」の一種として捉えられる必要がある。第 3 に、各人は「個性」＝「人間の多様性」を備えた「自由」な人間として扱われるべきであること。例えば、「最低限度の生活」を構成する諸「機能」を「達成」する「方法」は各人の選択に委ねられるべきである。また、「自立助長」は「内在的可能性」＝「ケイパビリティ」の発見・助長育成であって、実際にその選択肢を選択するか否かは各人に委ねられるべきである。

以上の示唆が得られた一方で、本研究では以下 2 点の課題＝限界が残された。第 1 に、「機能」の価値づけ（「機能」間のウェイト付）の問題を検討していないことである。第 2 に、CA の諸前提（「個人主義」、「選択を行える主体」等）を批判的に吟味していないことである。今後、以上の課題＝限界を乗り越える形で、より精緻な理論的枠組みによる規範的再解釈を行う必要がある。

参考文献

- ・ 小山進次郎（1975）「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」中央社会福祉協議会。
- ・ Sen, A. (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press. (=1999, 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店.)

実践報告部門

貧困の連鎖と学習支援

—江戸川中3生勉強会27年、八千代若者ゼミナール5年の実践から判ったこと—

こども教育宝仙大学 宮武 正明 (06485)

〔キーワード〕 子どもの貧困対策推進法、貧困の連鎖、学習支援、中学生勉強会、

1. 研究目的

今日では、生活保護世帯の高校生には高校就学費、小・中・高生に学習支援費が支給され、児童養護施設の高校生には特別育成費として高校就学費、大学進学等自立生活支度金が支給されている。これらは、生活困難家庭の子どもの勉学意欲を壊さない効果だけでなく、高校就学を憲法第25条最低生活保障の保障として位置づけることで、さらに貧困の連鎖・貧困の再生産を防止するという視点に立っている。さらに、2010年から生活保護世帯の児童の学習支援・中学生勉強会の自治体負担は全額国の生活保護自立支援事業として、自治体に支給されるようになった。現在、埼玉県は県主導で10箇所2013年度は4音円の予算を組んでいる。横浜市、千葉市をはじめとする政令指定都市の多くが区単位に学習支援・中学生勉強会を自治体主導あるいはNPO法人に委託して開催している。また母子父子世帯の児童の学習支援にも国から補助が支給されるようになった。

現在、各自治体・NPO法人とも、これらを推進する専門職の方を求めている。にもかかわらず、社会福祉士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの関与がまだほとんどない。福祉士の皆さんは時代の要請の変化を理解しているだろうか。私は専門職の怠慢に思えてならない。

近年生活保護の現場では生活保護受給母子世帯の「母子自立支援プログラム」の作成が求められてきた。そのモデル都市で生活保護受給母子世帯の調査が行われているが、その調査でわかったことが注目される。受給母子世帯の母親の就学歴についてである。

- ① 北海道釧路市2006年調査、17.5%が中学卒業、16.8%が高校中退、合わせて34.3%。
- ② 千葉県八千代市2007年調査、26.9%が中学卒業、16.4%が高校中退、合わせて43.3%

受給母子世帯では高校就学ができなかった、ないしは不十分に終わった場合が3~4割であった。これらの母親は高校進学率がすでに95%以上の時代に中学卒業あるいは高校中退となっているものであり、このことから、各地域の福祉行政と教育行政が高校就学を徹底するための教育・学習支援を行っていたら、これらの貧困は縮小できたと判断される。

私は1987年から江戸川中3生勉強会、2009年10月から千葉県八千代市の若者ゼミナールの発起人の一人として関わってきたが、そのノウハウ、学力不振・不登校め非行の中学生との関わり方、その中で中学生がどのように変わるかを中間報告したい。

2. 研究の視点および方法

生活保護世帯・母子父子世帯等生活困難世帯の子どもの高校就学が世帯全体の自立に果たす効果は決定的に大きい。生活保護世帯の場合、子どもが高校卒業後の就職によって世帯の生活保護が廃止になる場合も多い。一方で高校不進学の場合は、それらの子どもの多くが途中でその世帯から離れ、世帯の生活苦はその後も続いていく。したがって、子どもが貧困の連鎖・再生産を繰り返さないことだけでなく、世帯全体の社会的自立の観点からもこれらの子どもへの高校就学援助の徹底が求められてきた。そうした各地の福祉事務所ケースワーカーら現場の声を受けて、国は2004年社会保障審議会に設置された専門委員会の検討と意見具申により、2005年4月から生活保護世帯の高校就学費を「生業扶助」として支給することとし、2009年7月からは小・中・高生に学習支援費の支給も始め、さらに

2010 年から中学生勉強会等の学習支援を「生活保護自立支援事業」の対象としたのである。

江戸川中 3 生勉強会は、全国の高校進学率が 95%を超えている時代に、区内の高校進学率が 90%で、福祉事務所管内の生活保護世帯の高校進学率は 50%前後であることが、中学校と地域の荒廃を招いていること、彼らの大半は「無職少年」となり、さらに生活保護世帯の二世帯化を招いていることから、学力不振・不登校・非行の真っ只中にある「勉強がきらいな」子ども達を区役所の夜に集めて勉強会を開いたのである。

それから 27 年、この勉強会は、小・中学校の早い時期から家庭環境を見て高校進学を諦めていた、したがって学力不振となっていた子ども達に声をかけ、ほとんどの子ども達が声を掛けられたその日から、学校は不登校であっても、この勉強会には通ってきて、基礎的な学習を習得し、高校に入学しているのである。その数は 27 年間で 600 名を超える。このことが、この地域の中学校、地域の非行、荒廃をなくし、地域を変えてきたのである。

そのことが、最近になって各地に伝わり、釧路市を始め多くの自治体で、塾に通えない家庭環境の子ども達の学習支援・中学生勉強会が開かれるようになってきた。生活保護世帯の増加の中で「貧困の連鎖」による生活保護世帯が増加していることが判り、国もそれらを実施している自治体に補助を行うようになったのである。

私は 2009 年秋から千葉県八千代市において、中学生勉強会の立ち上げから参加している。江戸川区で必要だった中学生勉強会が、他の自治体でも同じように必要か。対象とする中学生はいるのか。当初中学 3 年生 2 名の参加から始まり、初年度は中学 3 年生 4 名、中学 2 年生 2 名の計 6 名が参加し、子どもたち自身の努力もあり、最終的には 3 年生全員が公立高校へ進学した。毎回の活動終了後、学生の学習支援スタッフとミーティングを行い、それぞれの子どもの記録の整理も行っている。学生ボランティアは千葉県内等 5 大学の学生が参加している。ゼミナールの終了が 20 時であるため、子ども本人あるいは保護者からゼミナールの携帯電話に帰宅の連絡を行うこととし、帰宅の確認を必ずとっている。2010 年度からは前述の国の生活保護自立支援事業の対象となり、市の事業として担当課で非常勤職員（家庭・就学支援相談員）を採用し、会場の管理、子どもたちの受け入れ、学習支援スタッフとの連絡調整を行っている。学習支援の対象は、毎年市内の生活保護世帯の中学 3 年生の半数にあたる 10 名が来ていて、他に中学 1・2 年生および高校生となった者も参加している。参加する前は、一教科 20 点以上の成績は取ったことがないという中学生であるが、たった週 1 回の勉強会に数回通うだけで基礎的な問題は解けるようになり、毎年ほぼ全員が公立高校に進学している。

ゼミナールは、さらに夏に市保健センターの栄養士さんに指導を依頼して料理教室を開くなど、社会体験の広がりにも配慮している。2013 年の冬休みの一日、学生スタッフは考えて「数学の日」を企画した。難問を解くのではない。 $(-5)-(-2)=$ を一日かけてマンツウマンで解く一日であった。

3. 倫理的配慮

地域の取り組み、児童の事例も紹介するが、すでに新聞に紹介された記事を中心に発表し、個人を特定できる報告は行わない。数字は、自治体等で公表している調査報告書によるものを使用する。

4. 研究結果

様々な事情の教育力のない家庭環境に育った子どもたちは、中学 3 年生になっても共通して学力不振の悩みを抱えているが、彼ら自身にはその解決方法は見つけれられない。若者ゼミナールに最初に来た男子は「自分は高校に行けないと思っていた、数学や英語の問題を家で解いたことはない、学校のテストはいずれも 20 点以内」と言う。その彼はあつという間に勉強が面白くなり、高校では数学・英語が得意科目になった。・・・

報告は、関連する 2013 年 6 月成立の「子どもの貧困対策推進法」についても触れる。

D 会場 場所 C棟 C203教室

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

①【研究報告部門】児童福祉法における公的責任概念の変遷

立教大学大学院博士後期課程

片岡志保

1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 5

②【研究報告部門】療育施設を利用する子育て家庭がかかえる生活問題とその支援に関する研究

東洋大学大学院博士後期課程

高橋 実

1 1 : 2 0 ~ 1 1 : 4 5

③【萌芽的研究報告部門】高機能自閉症スペクトラム障害（ASD）圏の母親の子育て支援に関する文献的検討-高機能 ASD 圏の母親を対象とした子育て支援モデルの理論構築を目指して-

日本社会事業大学大学院博士後期課程

岩田千亜紀

■座長： 有村大士氏

■コメンテータ：木村容子氏

児童福祉法における公的責任概念の変遷

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科博士後期課程 片岡志保（7485）

[キーワード]措置制度、権利保障、主体者

1. 研究目的

児童福祉法は 1997 年に大幅な見直しがあったものの、「改正」の主張は引き続き各方面からなされている。たとえば、柏女らは「今後、要保護児童サービスをも含んで措置から直接契約へと転換される可能性も考えられ、その方向を先取りして検討」（柏女他 2005）することを精力的にすすめている。また、社会的養護を必要とする子どもの最も大きな受け皿となっている児童養護施設関係者は「措置制度の堅持」（全養協 2012）を求めている。諸所論点はあるものの、措置制度を具体的手続きとした公的責任のあり方が児童福祉法「改正」議論の主題となっているといえよう。このような方法論の違いは、方法論が導かれた背景に何らかの認識の違いがあることを意味している。したがって本研究は、異なる方法論が導かれた背景を分析し、児童福祉法における公的責任概念の認識の違いを明らかにすることを目的とする。それは、たとえば施設利用に対して一致した方法論を探究するための論点を浮き彫りにすることにつながると考える。

2. 研究の視点および方法

研究の視点は次の 2 点である。まず、子ども、保護者、国及び地方公共団体の権利・義務関係に注目をする。児童福祉法「改正」について述べられた先行研究を検討すると、表現は異なるものの公的責任のあり方として、浜野のいうところの「児童と国・地方公共団体・保護者との間に形成される権利義務の関係」に焦点が当てられていたと読み取れたからである。次に、公的責任概念について歴史的に変遷をたどる。後述するように、法制定当初から概念に認識の違いがあったことから、歴史的に分析することによって公的責任概念の認識の違いの要因が第一の分析の視点にあることを補強することになると考える。

本研究は、児童福祉法における公的責任のあり方について論じた文献を対象とした文献研究である。

対象時期は 1946 年から 2013 年とする。法制定の中心人物であった松崎芳伸は中央社会事業協会の作成した「児童保護要綱案を中心とする児童保護に関する意見書」（以下、「意見書」）が「立案官僚の思想転換に大きな影響力を持つものであった」と述べている（松崎 1948）。よって、法案が国会へ提出される以前に「意見書」を提出した中央社会事業協会および厚生省から諮問を受け答申した中央社会事業委員会の要綱案等も含めて対象とする。CiNii で「児童福祉法」をキーワードにして検索したところ、756 件が検索され、タイトルから本研究の分析対象に値すると予測された論文は 117 件であった（2013 年 12 月 12 日現在）。そのうちデータ化されている文献であることを考慮して 1980 年以前については 1 件以上、1981 年以降については著者名として単著で複数件掲載されていた著者について文献を読み、実際に公的責任のあり方について述べている文献について分析した。

3. 倫理的配慮

本研究は文献研究である。他説の引用を厳格にし、日本社会福祉学会研究倫理指針に従った。

4. 研究結果

中央社会事業協会の「意見書」は「児童の保護は国家が保障すること」を育成責任の基底としていると読み取れた。「意見書」をもとに中央社会事業委員会が討議して作成した児童福祉法要綱案は児童の保護を国家が保障する具体的方法が示されていた。実践者らの概念は、現在からみれば限定的ではあるが子どもの権利を認めており、子どもの権利をまもる第一義的責任は保護者にあるとするものの、保護者が責任を果たすにあたって国がその阻害要因を取り除くことが前提となるという関係認識であることが読み取れた。次に法制定に携わった官僚らの文献を分析したところ、制定後の児童福祉法の特徴として第一に児童福祉政策の対象拡大、第二に

「社会連帯責任観念」（松崎 1948）に注目していた。実践者らと官僚らの間には二つの点において認識の違いがあったといえよう。一つは、国家以外に国民も育成責任を求めるか否かという点において。もう一つは、その責任とは子どもが児童問題を抱えないようにすることを目的とした責任か、あるいは、児童問題を抱えた子どもに対する責任かという点においてである。要綱案から国会提出法案までの過程において条文があいまいになった要因としてこのような認識の違いがあったことが考えられる。

1950 年代～60 年代前半、官僚側は財源的措置がなければ児童福祉行政は行えないことを認識していることを述べている。他方、国の養育責任を親に転嫁しているという批判や「保護者の責任とは、国が、究極的に児童保護の責任をもつという前提のもとに、第一義的責任を負う」（浜野 1963）という主張がなされた。1960 年代後半、法制定時保育行政は「国の一定の基準を示しながらも地方自治体の自主性を認めていた」にもかかわらず中央集権化した変化を分析して背景を読み解き、1963 年発刊の『児童福祉白書』は「子どもの権利保障についての国家責任はあいまいにして、家庭対策を重要施策としてとらえ、両親、家族に児童問題の責任を負わせ」としていると批判がなされる（1968 鷲谷）。さらに 1970 年代になると、法第二条を「児童の権利が守られるよう（中略）国や地方自治体に要求し、これらの社会的諸手段を活用することによって親としての責任を果たすことができる」と読み取ることが主張される。一方で法改正の現実を背景に中央集権的な権利保障の論理が強まることへの危機感から、児童育成責任のウエイトは、親、職員、（市町村、都道府県）、国の順に高められなければならないとした。また、主体的な措置要求の手続き的保障を課題としている（児童福祉法研究会 1977a）。以降現在に至るまで「改正」要因として制度の利用を要求することができるようにすべきという点では一致し、さらに子どもの養育はもっぱら家族の責任としてきた政策に対する批判も一致している。冒頭に述べたように、異なる点を総合的に象徴しているのは、入所施設利用の際「子ども・保護者」は「国及び地方公共団体」あるいは「事業者」のどちらと「直接に向き合う」（柏女 2008）かという点である。分析視点に即して主張の背景にある認識の違いを検討すると、国民に責任を求めることを強調しているか否かという点、子どもの新たな権利の保障のあり方を「意見表明の保障」として「福祉サービスの利用の決定にあたって（中略）尊重しなければならない」ととらえるか、「影響を及ぼすすべての事項について自由に意見を表明する権利」ととらえるかという点が目立って異なっていた。

以上、法制定前後から現在に至るまで分析視点に基づいて公的責任概念の認識を検討してきた。国民にも育成責任を求めるという点において、法制定時と近年の主張に一致点があった。ただ、法制定時の官僚らは少なくとも財政面と事務によって国家責任を果たそうとしていたのに対し、近年の主張は機関委任事務として国家責任によって保障するという視点を離れることが含まれていた。また、子どもの権利の視点が豊かになってきたものの権利保障のあり方は異なる主張がなされていた。事業者と直接向き合うことを方法論として主張する者は意見表明の機会を限定的にとらえていた。法制定時は日本国憲法をひいて公的責任という語を用いずに国家責任が語られ、政策は国及び地方公共団体によってつくられるという事実を鑑みれば、子ども・保護者が直接に向き合う対象として国及び地方公共団体が選ばれてきた理由が説明される。また、分析過程において政策を先取りして分析するという手法は、政府の繰り出す政策を主体的批判的にとらえないまま方法論を導いていることを示している。このことは国民を主体者として、同時に子どもを主体者としてとらえる視点を狭めていることをあらわしているのではないだろうか。

本稿は文献研究であり、現実の子どもの問題分析を踏まえていない点で限界があると言わざるを得ない。現在の子どもの問題からみれば、現行の児童（福祉）政策が子どもの権利保障を実現するものとなっていないことは明白であり、児童福祉法改正を含めた政策の見直しが必要とされることは論を俟たない。児童福祉法制定時、子どもの保護に対する公的責任の認識の違いを内在させたままの法制定であったという過去に学び、子どもを主体者とし、子どもの権利を保障するための公的責任のあり方についてさらに検討を重ねていきたい。

研究報告部門

療育施設を利用する子育て家庭の抱える生活問題とその支援について

東洋大学大学院博士後期課程3年/福山市立大学教育学部 高橋 実 (01607)

〔キーワード〕 子育て家庭、療育、児童発達支援

1. 研究目的

障害乳幼児の施策においては、改正障害者基本法にも療育が明確に位置付けられ、国及び地方公共団体は、可能な限り身近な場所で療育支援が行われるよう、必要な策を講じなければならないとされた。そして、児童福祉法には児童発達支援として、障害児の基本的生活動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の療育を行うことが定められた。

一方、2000年には、児童虐待防止法が施行され、家庭の養育問題もクローズアップされるとともに、2004年には、発達障害者支援法が可決し、知的障害を伴わない、自閉症スペクトラム等のいわゆる発達障害児の問題がクローズアップされた。高橋ら(2002)は、A市の保育所の気になる子どもに対する悉皆調査を行い、全児童の5歳児の16.8%、4歳児の15.8%が保育者から見て気になる子どもで、気になる子どもは、子どもの発達上の問題と家庭の養育上の問題との複合的問題であることを明らかにした。そして、高橋ら(2011)が9年後に実施した同市内の4、5歳児の特別なニーズ調査によると、保育者が気になるとする子どもの割合が4、5歳児ともに約1.6倍に増えるとともに、それらの子どもの多くを保育者が、発達障害の問題として捉えていることを明らかにした。

厚生労働省(2009)の乳幼児健診に係る発達障害のスクリーニング調査によれば、知的障害も含めた発達障害児は、約10%程度であると推計されているが、高橋ら(2011)の調査において保育者が気になるとする子どもの割合は、25%を超えており、子育て環境の問題から行動が気になる子どももかなりの割合に上ると推測される。

近年養育環境の問題からも発達障害と類似の行動上の問題が生じることが報告(Rutter, M. et al, 1999)されている。また、自閉症スペクトラム等の発達障害児においても、親を含めた大人への情動的な関わりや共感関係の切り結びの困難のため、愛着形成の問題が生じやすいと考えられており、両者の問題は相互に関連しあい、生活上の複合的な問題を引き起こしやすいと考えられる。そこで本論では、生物学的要因が原因とされる発達障害児の乳幼児期の支援課題を子育て家庭をめぐる生活上の問題として捉えなおすことにより、その適切な支援のあり方を考察することとする。

2. 研究の視点および方法

高橋らがこれまで行ってきた、障害児の親や保育者に対する、聞き取り調査、アンケート調査の結果を、療育機関を利用する親子の生活上の問題として整理し、障害乳幼児を育てる子ども家庭支援の課題の析出を試みた。

3. 倫理的配慮

社会福祉学会の倫理規定に従って分析した。本研究は、これまでの研究結果を整理したのみで配慮を要するデータは扱っていない。

4. 研究結果

(1) 乳幼児期の子どもが療育機関を利用するまでに生じる生活問題

- ①子どもの障害の可能性を伝えられることによる親(母親である場合が多い)の大きな不安
- ②母親を支える夫や祖父母の子ども理解の不足や偏見のまなざしによる母親の2重の衝撃
- ③子どもの未来に対する大きな不安、子どもをどう理解しかかわればよいかの不安
- ④子どもの障害を受け止め、療育機関を利用することへの迷い、家族の偏見との葛藤
- ⑤子どもを送迎することの問題(療育機関が遠方である場合、転居の問題も生じる場合がある)
- ⑥就労を考えていた「母親の労働権」の保障と「子どもが療育を受ける権利」との葛藤の問題
- ⑦子どもが療育機関を利用する際の夫や家族の理解と協力体制の問題、生計上の問題

- ⑧育てにくい子どもとどうかかわるかについての育児技能の習得と愛着形成の問題
- ⑨子どもの発達、他者とのかかわり、集団適応など「子どもの育つ権利」が保障されているか
- ⑩きょうだいの子育てと障害児の子育てとの両立の問題
- ⑪並行通園の場合、送迎の問題、療育機関、保育機関、親同士の連携、相互理解の問題
- ⑫就学期における学校、学級選択の問題（特別支援教育の情報提供、就学機関の条件、実態の把握、きょうだいを含めた家族、本人の適性、就学後の支援体制を踏まえた総合的な判断ができるかどうか）

（２）療育機関を利用することによる子どもの生活問題への効果と課題

１）療育機関を利用することで得られる子どもの生活問題への支援効果

- ①同じ体験をした親同士が、出会えて悩みが共有できる
- ②子どもの障害特性や発達特性のアセスメントにより、親の子ども理解、適切なかかわりが促される
- ③障害特性や発達特性にあった療育で子どもの成長を保護者と職員が共有でき、子どもの発達、親の子ども理解、親子の愛着形成がはかられる。
- ④父親、祖父母、きょうだいなどへの働きかけにより、家族全体の子ども理解が深まる
- ⑤専門の職員、先輩の保護者からの情報提供、日常の相談により、子育ての展望が開ける
- ⑥地域の障害児支援のための社会資源の開発、特別なニーズに対するソーシャル・アクションが展開できる
- ⑦保育機関、療育機関との連携によって、通常の保育機関での障害児理解、障害児保育の質が改善される

２）子育て家庭からみた療育機関利用の課題

- ①親が仕事を辞めるか、パート就労等でないと利用しにくい
- ②親の送迎負担が大きい（地域に偏在しているため、きわめて遠方にしかない場合も多い）
- ③並行通園の場合、子どものいく場所が、日によって異なることになり、負担が生じる
- ④複数以上の療育機関や保育機関を利用する場合、子どもへの一貫した支援ができない場合も生じる
- ⑤障害認定を受けないと利用できないため、親が障害受容ができていない場合は、通常利用はできない。
- ⑥利用料負担の家計への影響が生じる

５．考察

全国発達支援通園事業連絡協議会（２０１３）は、療育とは、「発達支援」「家族支援」「地域支援」の総合的な取り組みであると主張してきたが、本研究の療育機関を利用する子育て家庭の抱える生活問題とその支援の課題の分析においても同様の取り組みの効果が明らかになった。しかし、安川、高月ら（２０１４）が主張する女性の「働く権利」と子どもの「育つ権利」を中心軸にすえた「養育の社会化」の課題から考察すると現在の仕組みでの課題も明らかになった。

今後は、今回明らかになった課題を整理した上で、実際の利用者や職員に聞き取り、アンケート調査を実施し、そのリアルな実態と課題の分析をすすめていきたい。

６．参考文献

近藤直子・全国発達支援通園事業連絡協議会編著「ていねいな子育てと保育 児童発達支援事業の療育」クリエイツかもがわ、2013年

高橋実「発達に困難をかかえた人の生涯発達と地域生活支援」お茶の水書房、2010年

高橋実、伊澤幸洋、今中博章、中村満紀男「A市の保育所・幼稚園における幼児の特別支援ニーズに関する調査」福山市立大学教育学部研究紀要 Vol. 01pp. 55-61、2013年

Rutter, M. et al. (1999) Quasi-autistic patterns following severe early global privation. Journal of Child Psychology and Psychiatry, 40, 537 - 549

安川悦子・高月教恵編著「子どもの養育の社会化 パラダイムチェンジのために」御茶ノ水書房、2014年

萌芽的研究報告部門

高機能自閉症スペクトラム障害（ASD）圏の母親の子育て支援に関する文献的検討 —高機能 ASD 圏の母親を対象とした子育て支援モデルの理論構築を目指して—

日本社会事業大学大学院博士後期課程 1 年 岩田 千亜紀

日本社会事業大学 大島 巖 (000228)

[キーワード] 高機能自閉症スペクトラム（ASD）圏の母親、子育て支援、エンパワーメント

1. 研究目的

母親が高機能自閉症スペクトラム障害（ASD）圏の場合、子育てのストレスが高く、育児困難を背景とする抑うつなどを発生し易くなり、ひいては不適切な子どもの養育に繋がると指摘されている。ASD 児を養育する母親に関する研究は蓄積されつつある一方で、高機能 ASD 圏の母親を対象とした研究は乏しく、支援も十分でない。そこで本研究では、子育てに支援に関する研究を概観することを通じて、高機能 ASD 圏の母親に対する支援に必要とされる条件を明らかにし、これまで十分な支援を得ることができなかった高機能 ASD 圏の母親に対する、体系的な子育て支援モデル開発のための示唆を得ることを目的に実施するものである。

2. 研究の視点および方法

国内外で発表された関連文献に関して、電子データベース等を活用した文献レビューを行った。先行研究については、以下の 3 つの視点に基づき分析を行った。1) 子育て支援の現状と子育て支援に関する文献の概要。2) ASD 圏の母親の状況及び課題。3) ASD 圏の母親への子育て支援の課題。

3. 倫理的配慮

本研究は、文献研究である。研究に当たっては、日本社会福祉学会の研究倫理指針に従って、文献やデータの著作権を最大限に尊重して取り扱った。

4. 研究結果

本研究の結果から、高機能 ASD 圏の母親への子育て支援モデルにおける重要な視点として、以下の 4 点を挙げたい。第一に、十分な支援を得られない‘グレーゾーン’の母親を含めた支援である。発達障害については、男性症例を基に今の診断基準が築かれたため、特に高機能 ASD の女性の症例は見逃される可能性が高く、多くのグレーゾーンの母親の存在が考えられる。従って、今後は診断がある母親だけでなく、‘グレーゾーン’の母親も含めた支援策を講じる必要がある。第二に、ストレスを緩和するための、母親のハーディネスとソーシャル・サポート（ピア・サポート及び社会全体で支え合う体制）を高めるような支援の実施である。高機能 ASD 圏の母親については、障害特性ゆえに子育てが円滑にいかず、周囲からの支援が得られない状況にストレスを高じさせ、虐待の発生や深刻化に向かわせるというメカニズムが指摘されている。従って、母親が孤立した子育てに陥らないような、社会全体で子育てを支援するシステムの構築が必要である。第三に、具体的な‘スキル・トレーニング’による支援である。母親の障害特性に起因する子育ての困難さに焦点を当てた具体的なスキル・トレーニングの実施によって、深刻な育児困難を回避できると考えられる。第四に、母親のセルフ・アドボカシーを高めるための、‘エンパワーメント’の視点に基づく支援である。高機能 ASD 圏の母親のほとんどは、出産後、診断を得るため、その多くが‘健常児’として育つ過程を経る。その過程において、周囲との‘うまくいかなさ’から‘生きづらさ’を抱え、出産後さらに‘母親としてのあるべき姿’（母性神話）を求められた結果、子育てによる‘うまくいかなさ’から‘生きづらさ’を増幅させ、ひいては不適切な養育に至るというプロセスが推測される。従って、子育てによる‘生きづらさ’を増幅させる要因の一つである「母性神話」からの脱却を目指した、母親自身のセルフ・アドボカシーを高めるための‘エンパワーメント’の視点、さらには、家族、支援者、社会を含めた‘エンパワーメント’の視点に立った子育て支援モデルを構築することが必要である。

E 会場 場所 C棟 C301教室

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ①【研究報告部門】就労継続支援B型の現状と今後の在り方に関する研究-就労継続支援B型に必要とされる支援-

放送大学大学院文化科学研究科修士全科生

伊藤幸司

1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 5

- ②【研究報告部門】就労初期支援における社会的企業介入-若者支援事業における開発の取り組み-

東洋大学大学院博士後期課程

宮竹孝弥

1 1 : 2 0 ~ 1 1 : 4 5

- ③【萌芽的研究報告部門】職場のサポートが知的障害者の職務満足度に及ぼす影響

昭和女子大学

若林 功

■座長：大島千帆氏

■コメンテータ：朝日雅也氏

研究報告部門

就労継続支援B型の現状と今後の在り方に関する研究

－ 就労継続支援B型に必要とされる支援 －

放送大学大学院修士課程2年

伊藤 幸司

放送大学

松村 祥子(02209)

〔キーワード〕 就労系障害福祉サービス、就労継続支援B型、利用者の生活向上

1. 研究目的

就労継続支援B型は重度の障害等により、企業等の就職や雇用契約締結が困難な人に対し、就労に関する支援を行う就労系障害福祉サービスである。就労継続支援B型の利用者に支払われる工賃は月額1万5千円弱と低額であり、障害者の「働く場」として未確立なのが現状である。就労継続支援B型の利用者は、障害の程度、就労能力について一定の括りはあるものの（厚生労働省 2006）、ほかの障害福祉サービスの利用者と同様、多様な障害や程度、多様な価値観とニーズを持つ人々であり（鈴木 2007）、事業所はそのニーズに応えるための必要な支援を担保する必要がある。就労継続支援B型の支援については、個別支援ハンドブックを作成し、その作成過程において利用者本人が関わりながら支援の在り方を検討する研究（木下 2010）や、利用者の能力を高めるため、利用者と職員で共通の認識枠組み（就職に向けた意識等）を持ち、これを維持していく研究（水谷 2011）などが行われている。地域の実情や作業種類等を踏まえた場合、支援内容は無数に存在するが、支援を行う上で必要な基礎となる部分は何かについて示した研究は見当たらない。低額な工賃を改善するための研究（全国社会就労センター協議会 2007）も支援の一形態を示しているに過ぎない。一方で、障害者の就労支援では福祉的就労の雇用化など、既存の政策枠組みの抜本的な見直しを求める研究もなされているが（遠山 2008）、就労継続支援B型においては、行政における工賃引き上げの取組により、工賃向上に繋がった事業所も存在する（全国社会就労センター協議会 2007）など、行政主導で実施した支援が必ずしも悪くは作用していない実態もある。就労継続支援B型の支援は利用者、事業者に加え、行政も含め複雑に絡み合っているのが現状である。様々な支援を考える上で、就労継続支援B型における支援の基礎となる部分を明らかにすることは重要である。本研究の目的は、就労継続支援B型の必要な支援の基礎となる部分とは何かについて、明らかにすることである。多面的に実態分析を行い、就労継続支援B型における課題を明らかにし、基礎部分の枠組みを提示したい。

2. 研究の視点及び方法

積極的に就労支援に取り組む就労継続支援B型事業所の支援方法等について、独立行政法人福祉医療機構のウェブサイト（WAMNET）に掲載された就労継続支援B型事業所の支援内容を、おもに利用者の障害程度等に対する配慮、利用者の生活向上（工賃の引き上げ、企業就労等を含めた自立等）及び地域社会（地元企業等）との関わりからの視点から整理するとともに、同様の視点のもと複数の就労継続支援B型事業所へ個別調査を実施し、これらの調査結果等から、就労継続支援B型における課題に対し就労継続支援B型で必要とされる支援、就労継続支援B型の今後の在り方を考察する。

3. 倫理的配慮

本研究においては、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守し、また調査で得た個人情報保護・データ管理に十分配慮の上、調査結果は個人・団体が特定されることがないように配慮して研究を進めた。

4. 研究結果

(1) 就労継続支援B型の実態と課題

就労継続支援B型について、利用者・事業者・行政の各視点から現状を整理したところ、利用者の現状として、障害者を含め、単身生活には13～17万円を必要とするものの（国民生活基礎調査 2011・総務省家計調査 2011 等）、障害基礎年金と就労で得た工賃の合算（障害基礎年金1級が約8万2千円、工賃約1万5千円弱であり、合算しても10万円に満たない）でも利用者が単身で生活可能な収入に至らず、また、家族との同居により生活を依存する実態がみられ（就労継続支援B型利用者の居住場所で「家族と同居」が63%（財団法人日本知的障害者福祉協会調査 2010））、単身での地域生活に踏み出せない状況であることや、就労意欲のある者、高い給料（工賃）を希望する者は多いものの就労意欲の無い者も一定程度存在し（働きたいと回答した者約6～7割（田中、朝日、星野、鈴木 2004、株式会社浜銀総合研究所 2009））、働きたくないと回答した者が主に「無理をしたくない」、「能力に自信がない」、「今の生活に満足」などを理由に挙げていることから（田中、朝日、星野、鈴木 2004）、心理的にも働きたいという気持ち一辺倒ではなく利用する実態があると考えられた。事業者の現状として、就労継続支援B型創設以前の主な就労施設である授産施設における身体・知的・精神の各障害の関係法の条文には、「職業を与え」、「自活」という文言はあるが特に詳細な支援方法の規程等はなく、事業所各自が独自の方法で支援を行ったことにより、支援方法や方向性が混在化する結果となった。また、地域生活や工賃向上は障害者自立支援法前後に掲げられたことから、事業所全体の支援の考え方としては未確立であり、結果として授産施設から移行の就労継続支援B型においても、支援方法や方向性の混在化が承継されることとなった。

行政の現状として、障害者自立支援法施行（平成18年4月）に伴う就労継続支援B型創設において詳細な支援方法の提示が無く、各都道府県で平成19年度から23年度までの5年間実施された「工賃倍増5か年計画」なども、工賃を1年で80%以上引き上げた事業所が存在するなどの効果はあったものの（全国社会就労センター協議会 2007）、事業所全体（平成18年度から継続で工賃倍増5か年計画対象の事業所）では平成18年度から23年度において約20%弱の工賃引き上げ（12,496円（平成18年度）→14,947円（平成23年度））（厚生労働省 2011）

に留まり、事業所全体の支援の大幅な底上げに繋がらない結果となった。この就労継続支援B型の各視点における実態の整理、分析により、就労継続支援B型において、①利用者の様々な状態等（障害程度、収入、生活状況、就労意向等）に応じた臨機応変な支援の欠如、②利用者の生活（経済面、それ以外の面（社会貢献等）を向上させるための支援及びノウハウの不足といった課題があると考察した。

(2) 積極的に就労支援を実施する就労継続支援B型に対する調査

こうした就労継続支援B型が抱える課題に対する必要な支援を検証する判断材料として、全国各地で積極的に支援を行う就労継続支援B型事業所の支援方法等について整理、分析するため、独立行政法人福祉医療機構のウェブサイト（WAMNET）に掲載された就労継続支援B型事業所（14事業所）の支援内容の整理及び複数の就労継続支援B型事業所（4事業所）について個別調査（調査票に対する文面回答）を実施した。

調査の視点としては、利用者の様々な状態等を勘案し、利用者全員が作業可能とする等、配慮を行っているか、利用者の生活向上の手段として、工賃引き上げ及び企業就労等の自立化に向けた支援を行っているか等、課題に対して事業所の支援の方向性に重点を置き、調査を行った。

WAMNETを選んだ理由として、特定の障害者団体に偏らない事業所選定をしていることが挙げられる。この掲載事業所のうち、事業開始から3年以上経過した事業所（3年経過により工賃の積立金計上が可能となる等、事業所として一定程度認められるため）であり、月額平均工賃が全国平均もしくは都道府県平均工賃を上回っている事業所を対象とし（ただし、工賃がこれらを上回らない事業所でも、2年間で工賃を10倍に増やした事業所及び工賃の原資となる売上高を50%以上伸ばした事業所も対象とした）、14事業所を抽出した。

また、個別調査事業所は、WAMNET掲載事業所のうち、上記14事業所と同要件の事業所で調査に了解を得た3事業所、及びWAMNET以外で要件を満たした1事業所について、調査票を送付し、記入形式による形式を取った。事業所の支援の方針等をしっかりと把握するため、回答者は施設長とした。質問内容はWAMNETと同等であるものの、今後の支援の在り方など、WAMNET調査では徴収できない内容を加える形とした。

こうした調査の結果、多くの事業所における傾向として、①利用者の様々な状態像に応じ、利用者全員が作業可能となるための支援（WAMNET調査事業所の約7割以上、個別調査事業所全部）や、②利用者の生活向上のため、企業就労等の自立を目指す支援及び高い工賃を支払うための支援（WAMNET調査事業所の約7割以上、個別調査事業所全部）という二つの支援を軸として実施しており、一定の割合で、③地域社会の社会貢献、居場所確保を可能とする支援（WAMNET調査事業所の約15%、個別調査事業所の50%）を実施し、これら3つの支援を臨機応変に実施するため、どの事業所にも共通する取組として、④地元企業等との連携（WAMNET調査事業所、個別調査事業所の全て）を実施していたことが明らかとなった。

(3) 就労継続支援B型に必要とされる支援

上記調査等による整理、分析により、就労継続支援B型を実施する各事業所が様々な支援を考える上での、就労継続支援B型における支援の基礎部分の枠組み（いわゆる「必要とされる支援」）について2つに分類した場合、個別の支援においては、①利用者の障害程度、状態等に応じた支援、②利用者の生活向上について、工賃向上（経済面）又は企業就労等を目指す支援、社会貢献等を勘案した支援、③これらの支援を円滑に実施するため、地域の企業、行政機関等との連携が必要であり、制度面においては、①利用者が就労をしながら生活可能な水準まで工賃を向上させる体制の普及、②支援により就労能力の高まった者に就労移行支援、就労継続支援A型、企業等への円滑な移行推進、③高齢化や重度化等により企業等で働くことが困難となった者に、地域社会への社会貢献として働く場を提供する体制の確立が必要であり、これらの支援等を就労継続支援B型の従前からの雇用契約を有しない柔軟な就労の枠組みと併せて実施することにより就労継続支援B型の理念を確立させることが、就労継続支援B型の支援における基礎部分の枠組みであると考察した。

(4) 就労継続支援B型の今後の在り方について

就労継続支援B型の今後の在り方として、障害者総合支援法の骨格に関する総合福祉部会の提言等で、低額な工賃に対し、賃金補填を要望する旨の制度改正意見もあるが、①支援が未成熟な中での制度の大幅変更は混乱を招くこと、②安易な賃金補填は、支援の消極化を招く恐れがあることから時期尚早であり、上記の就労継続支援B型の支援における基礎部分の枠組みを基に各事業所において地域の実情や作業種類等を考え、実施することが最も重要であると考察した。その際、支援の実施に最も必要な人材は事業所職員、具体的には利用者の個別支援計画（障害サービス利用者の意向、適性、障害の特性等を踏まえた計画）を作成するサービス管理責任者と同計画に基づき支援を行う職業指導員、生活支援員等の直接処遇職員であるが、事業所職員「のみ」では支援の実施は困難であり、他の就労継続支援B型事業所職員や障害者就業・生活支援センター等の行政機関等に協力を仰ぐこと、既存制度の活用による実施が必要である。そして、就労継続支援B型は障害福祉サービスの一環で柔軟な形での就労を実施しつつ、障害基礎年金等との収入と併せ利用者が地域で生活が可能な工賃向上の支援、企業就労等への移行希望者や、障害の重い者、高齢化した者などに対する臨機応変な「働く場」の提供体制構築が就労継続支援B型の理念の確立に繋がり、最終的に利用者が就労を行いながらの地域生活の実現に繋がると考察した。

【参考文献】厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（2006）木下隆志「就労継続支援B型における就労支援のあり方について」（2010）水谷なおみ「障害者自立支援法移行期における就労支援事業所の機能選択」（日本福祉大学社会福祉論集第125号）（2011）遠山真世「障害者の就労問題と就労保障」（2008）山崎順子・六波羅詩朗「地域で支える障害者の就労支援」（2009）田中敦士、朝日雅也、星野泰啓、鈴木清寛「福祉的就労障害者における雇用への移行と自立生活に向けた意識（琉球大学教育学部障害児教育実践センター紀要（2004））株式会社浜銀総合研究所（障害者保健福祉推進事業報告書（2009））全国社会就労センター協議会「工賃水準ステップアップ」成功のためのキーワード（2007）（朝日雅也・鈴木清寛ほか）厚生労働省ホームページなど

社会的企業による若者支援事業の就労支援

－社会的企業介入による初期支援－

東洋大学大学院博士後期課程 宮竹孝弥 (8254)

[キーワード] 就労支援初期介入、中間的就労、社会開発的ソーシャルワーク

1. 研究の背景・目的

世界的に職に就く環境が劣化しており、近年では自力で職に就けない人々が増加している。この社会的に不利な人々のために、新たに社会的企業を興そうとする取り組みが、世界で広がっている。これらの社会的企業の活動では、営利目的よりは就労機会の創出を目指している。世界的には社会的企業の法制化が進み就労支援が変化しているが、わが国では社会的企業の法制化は未定である。国内では、社会福祉援助の縦割り各分野における関連制度の展開に留まり、横断的に共通する課題と支援方法の整理が必要である。社会的企業においては、就労義務による圧迫よりは就労支援活動を重視しており、本研究は若者自立支援事業の就労支援を取り上げる。

2. 研究の視点・目的

(1) 生活保護と中間的就労

2013年に成立した「生活困窮者自立支援法案」は、必須事業として自立相談支援事業を提案しており、「中間的就労」の推進が提案されている。就労支援の3つの政策、中間的就労など就労機会の提供、包括的伴走型支援、就労意欲を高める措置である。生活支援戦略の宮本太郎部会長は就労支援と中間就労について、言及しており

(2013)「社会的企業」の活動にも「中間的就労」との強い関連性を見込んでいる。日本における中間的就労の実践の議論は、2005年厚生労働省「生活保護における自立支援プログラム」から始まると思われる。中でも注目された実践例の一つが、釧路市のボランティア体験による独自の自立支援プログラムで、この中で中間的就労による就労支援に取り組まれた。この就労支援にあたった櫛部(2012)は、就業に失敗体験を持つ人の「自尊感情の回復」が目的であると述べ、就労支援を受ける利用者の「自尊感情の回復」は支援の優先的な課題である。

(2) 若者自立支援と中間的就労

欧米各国では以前より、就労機会に恵まれない若者への支援が、取り組まれていた。日本では、若者の支援は、ひきこもり、不登校、ニートなどの対策から若者支援事業が展開してきたおり、2003年若者自立・挑戦プランを受け、2005年から5年計画で若者自立塾創出推進事業が始まった。しかし、成果の確認する前に、2009年に民主党政権下で行われた事業仕分け（行政刷新会議）において、定員充足率の低さが指摘され、「廃止すべき」の結論が出された。結果を受けて、厚生労働省は2010年3月に本事業を終了した。その後は、各自治体独自の助成を受けるとか、基金訓練による若年無業者支援事業などにより継続されている。後者の事業の一部に「合宿型若者自立プログラム」があり、若者自立塾と類似する内容だが、2011年3月で廃止された。

若者支援の立場から、ニートを紹介した宮本みち子(2013)は、中間的就労について、「一般企業に雇われなくても、本人の能力を生かして社会参加し、孤立を防ぐことに大きな意義がある。それが社会全体の安心につながる。中間的就労には、『一般就労を目指した訓練』と『社会参加の支援』の2タイプを設けて、多様な就労機会を用意するべきだ」と指摘する。

(3) 調査対象 A市B株式会社

今回調査したA市B株式会社は、国の制度が始まる前から、若者の共同生活による生活改善に取り組んだ。日

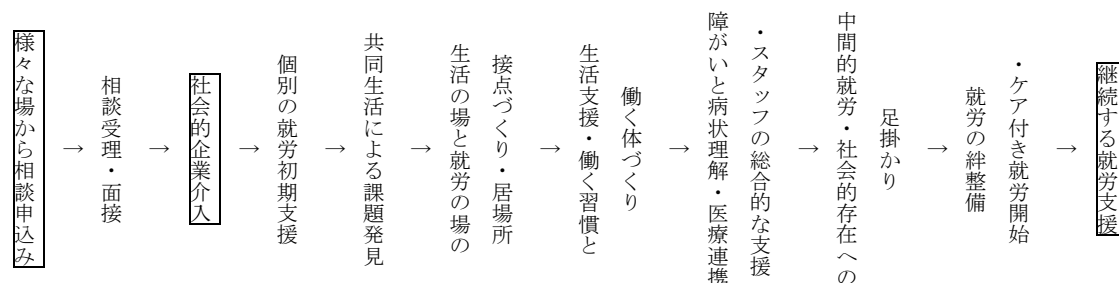
本の若者自立支援事業では規模も大きく、しばしばメディアに取り上げられた。国の支援が始まると早速参加し、若者自立塾の廃止後も、訓練基金、障害者就労支援B型、地元自治体の若者支援事業も開始した。若者サポートステーション他の複数の相談窓口を持ち、若者自立塾、障害者B型就労支援、就労移行支援等を行っている。

このB社の中核的責任者Cにインタビューし、現場の障害者継続支援B型事業所にボランティアとして3回した。分析にあたってはグレイザー版グランデッド・セオリー・クラシックによる。GTは様々な特色を持つが、データについてはインタビューだけではなく、対象に関わる全てがデータとして、コーディングを行う。このことにより、その他の調査よりも大きな構造研究も可能になると思われる。

(4) 社会的企業介入と社会開発的ソーシャルワーク

就労支援において、ソーシャルワーカーは、当事者の生きづらさと社会システムに関わり人々の行動と環境との相互の接点に介入する。若者の失業に対する社会的企業の介入は、ジェームズ・ミッジリを始めとする社会開発を目指すソーシャルワークの取り組みと認められる。アメリカにおいても、若者ホームレスの支援における社会的企業介入が報告されている。A市B株式会社にも、この社会開発的視点から就労支援を時間的に展望した。

(インタビューからのコンセプトによる社会的企業介入プロセス)



3. 倫理的配慮

なお本調査は、東洋大学24年度倫理審査委員会の承認を得ている。日本社会福祉学会の倫理規定に基づき、個人情報保護と人権尊重に留意し慎重な配慮を行った。

4. 研究成果

A市B株式会社では、就労初期支援として次のような成果があり、他へ広がる支援モデルとして確認した。

- (1) 初期相談窓口から、地域からの相談に対しワンストップでの早期支援開始がみられる。
- (2) 就労開始の成果が求められ時限的な制約もある中、組織的に工夫した取り組みが行われている。
- (3) 社会的ひきもり等の生活から改善を目差し、支援チームは治療的な取り組みを行っている。心と体の一体的回復を目指し、当事者の安定と主体的稼働に繋げている。
- (4) 若者支援事業そのものへ国からの支援がない中で、他法活用による業務拡大が行われている。
- (5) 本取り組みは、当事者の就労困難と環境の改善の接点における、社会開発的ソーシャルワークに位置づけられる。就労初期介入の効果が確認でき、社会的企業介入が実施されている。

以上の取り組みは、就労初期支援における社会的企業介入による、社会開発的ソーシャルワークの活動である。

(参考資料)

櫛部武俊(2012)朝日新聞 2012年12月14日朝刊

厚生労働省(2012)『生活保障戦略』中間まとめ

宮本太郎(2013)『社会的包摂の政治学』ミネルヴァ書房

宮本みち子(2013)「宮本太郎編『生活保障の戦略』第三章若者の自立を保障する」岩波書店

ジェームズ・ミッジリ、エイミー・コンリー編著宮城孝監訳(2012)『ソーシャルワークと社会開発』丸善出版

萌芽的研究報告部門

職場のサポートが知的障害者の職務満足度に及ぼす影響

昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科／筑波大学大学院後期課程 3 年 若林 功 (008307)

(キーワード) 知的障害者、職場のサポート、職務満足度

1. 研究目的

知的障害者の職場定着のためには、障害者を受け入れた職場の同僚・上司等（以下、同僚）からの援助（同僚援助行動<Coworkers' Helping Behavior>、CHB）の重要であることが指摘されている。しかしながら、CHB が働く障害者の職場適応に良好な影響を与えているのか、量的な実証的データは十分に蓄積されてきていない。また、職場のソーシャルサポートをめぐる研究では、ソーシャルサポートはストレスに対する直接的効果に加え、職務ストレスや職務の要請（job demand）の水準とストレスとの関係を緩衝する効果があるとされているが、働く知的障害者において CHB が同様の効果を持つのか今まで示されていない。本報告では、職業継続意志に影響を与えるとされる職務満足度を従属変数として捉え、職務の要請水準及び CHB が、働く知的障害者の職務満足度に影響を与えているのか検証することを目的とした。

2. 研究方法

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のサイト上の「障害者雇用リファレンスサービス」（好事例データベース）において、知的障害者を 2 名以上雇用している企業 794 社に対し、各企業に 2 名ずつ、知的障害のある従業員への質問紙の配布を依頼した。回答された質問紙は企業側でとりまとめるのではなく、調査協力者が直接研究者に返送できるようにした。質問紙回収期間は平成 25 年 11 月より平成 26 年 1 月であった。

本報告で取り上げる調査項目は、①事例基本属性、②職務の要請水準（「非常にたくさんの仕事をしなければならない」等 5 項目、1-5 の 5 件法）、③CHB（「私にわかりやすく仕事を教えてくれる」等 3 項目、1-5 の 5 件法）、④職務満足度（「仕事そのものを達成感・やりがい」等 6 項目、1-4 の 4 件法）とした。②～④に関しては探索的因子分析を行い因子構造を確認の上、信頼性係数を算出した。次に②③④間で Pearson の積率相関係数を算出した。

3. 倫理的配慮

調査は研究目的で実施され、質問紙調査への参加は調査協力者本人の自由意思であること、調査協力者の理解できる文面とすること、回答データはすべて統計的に処理し調査協力者の個人が特定できないようにする等の倫理的配慮を行った。筑波大学人間系研究倫理審査委員会より研究倫理に係る承認を受けた（承認 No.: 東 25-44）。また日本社会福祉学会研究倫理指針の各項目に基づいていることを確認した。

4. 研究結果

169 の回答があり回収率は 10.6%。事例の属性は、性別は男性：80.5%、女性：17.2%、年齢層は 20 代：37.9%、30 代 32.0%。勤続年数は、1-492 カ月（M=91、Med=71）。従事職種は、その他（仕分けなど）：26.6%、生産工程：20.7%、運搬・清掃・包装等：19.5%であり、現在の知的障害者の一般的雇用状況に比べサービス職種等に従事している割合が低かった。

連続変数の記述統計・信頼性は、職務の要請水準（M=3.77, SD:0.83, $\alpha=0.74$ ）、CHB（M=4.12, SD:0.93, $\alpha=0.76$ ）、職務満足度（M=3.06, SD:0.64, $\alpha=0.82$ ）であった。Pearson の積率相関係数は、職務の要請水準-CHB：0.09(n.s.)、職務の要請水準-職務満足度：0.06(n.s.)、CHB-職務満足度：0.60($p<0.01$)となり、CHB と職務満足度に有意な関係が認められた。

F 会場 場所 C棟 C302教室

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ①【研究報告部門】日本の健全育成の特徴-地域の子育て家庭に対する母親クラブの役割をて
 $\frac{1}{8} \mid \neg \Leftrightarrow \equiv -$

7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7

1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 5

- ②【研究報告部門】 $\neg \frac{2}{3} \uparrow \parallel_8 \leq \Leftrightarrow \equiv -$ $_9 \perp -$ $\equiv$ $\perp \approx$ $\perp -$
 $k_u \quad \forall \odot \quad \frac{1}{8} \parallel$

7 7

1 1 : 2 0 ~ 1 1 : 4 5

- ③【実践報告部門】子育ての孤立を防止する家庭訪問型子育て支援-ホームスタート小金井の
実践-

東京学芸大学

笹尾雅美

■座長：金子恵美氏

■コメンテータ：西郷泰之氏

日本の健全育成の特徴

―地域の子育て家庭に対する母親クラブの役割をてがかりにして―

東洋大学大学院博士後期課程3年／新潟県立大学 植木 信一 (2922)

〔キーワード〕 健全育成、母親クラブの役割、母親責任の徹底

1. 研究目的

日本の健全育成は、子どもを対象としながら、一方で、子どもを受動的な立場の者として捉え、国が国民に課した義務である「児童を健全に育成する義務」（児童福祉法第1条）に基づいて規定されている。なお、健全育成とは、国際的にみても日本固有の概念であり、また、母親クラブとは、地域の子育て家庭を対象とする健全育成に関するボランティア組織のことをいう。日本の健全育成における母親クラブの役割は、その時々の方針に対応してその位置づけが変化しており、そのことは、日本の児童福祉施策を象徴している。したがって、日本の健全育成と母親クラブの関係性を歴史的に分析することは、健全育成の成立と展開過程を知るうえで価値があると考えられる。

そこで、地域の子育て家庭に対する母親クラブの役割を手がかりにしながら、日本の健全育成と母親クラブの関係性を歴史的に分析することによって、日本の健全育成の特徴を明らかにすることを研究の目的とする。

2. 研究の視点および方法

研究の視点

戦後日本の健全育成は、すべての児童を対象とする児童福祉法の理念を具体化するために、その主たる場である児童館を「地域に密着した児童の健全育成の活動拠点」として活用されてきたと言われている。しかし、児童館を設置している基礎自治体は、全国の約6割にとどまっている。このように日本の健全育成が、実際に児童館を活用して展開されてきたのだとすれば、全国で児童館の設置されていない約4割の基礎自治体では、どのようにして健全育成を展開してきたのだろうか。

報告者は、地域で児童館と連携しながら健全育成のマンパワーとして活動する「母親クラブ」というボランティア組織にかかわるなかで、母親クラブは、児童館のない地域においても、健全育成のマンパワーとして活動する存在であることに気がついた。児童館のない地域においては、たとえば公民館などを活動拠点とするような母親クラブが存在していたのである。

これまでの日本の健全育成は、児童館をとおして実施される施策であると捉えられてきた。しかし、児童館の地域展開が不十分であった地域においては、健全育成のマンパワーとして活動する母親クラブによって地域展開されてきた可能性がある。母親クラブは、地域の子育て家庭を対象に活動する健全育成のマンパワーである。つまり、日本の健全育成の展開過程においては、健全育成の場としての児童館と、地域の子育て家庭を対象にする母親クラブという両方の存在を確認することができるのである。

日本の健全育成の特徴を分析しようとする場合、健全育成にかかわる母親クラブが、地域の子育て家庭をとおして展開されていたとするならば、場としての児童館による一般児童対策だけでは、健全育成の実態を十分に説明することができないと判断することができ、日本の健全育成の特徴を明らかにするために、地域の子育て家庭に対応してきた母親クラブに着目することにした。

研究の方法

研究の方法として、まず、健全育成の場として捉えられてきた児童館の歴史的な時期区分と、地域の子育て家庭に対する母親クラブの役割の歴史的な時期区分の整理を実施する。そのうえで、児童館と母親クラブの展開過程を対比させることによって、日本の健全育成の特徴を抽出する。

先行研究

先行研究から、児童福祉における理念であるはずの日本の健全育成は、国の意志と子どもの実態とが乖離した概念のままで十分に議論されてこなかった。また、健全育成という用語の意味合いについては、世界的に共通の概念が見当たらない。海外では、子どもの能動的な発達という捉え方をすることに対して、国内では、子どもを受動的な存在として捉えられていると考えられる。国際的には、子どもの能動的権利の実現という観点からの権利基盤型アプローチや、OECD（経済開発協力機構）による、早期の子ども期から公的資金の投入を維持・強化していくことなどが提言されているが、こと日本においては、OECD加盟国のなかでも最低水準にある。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき、対象者の匿名性や名誉・プライバシーについて配慮した。また、あらかじめ所属の新潟県立大学倫理委員会に研究計画書の審査を申請し、承認の判定（2012年2月13日）を得て研究を実施した。

4. 研究結果

健全育成の場としての児童館の展開過程

児童館の役割における歴史的な展開の時期区分を試みた。（1）Ⅰ期（1947～1962年）：非行対策から一般児童対策へ、（2）Ⅱ期（1963～1973年）：留守家庭児童対策の追加、（3）Ⅲ期（1974～1993年）：家庭対策、（4）Ⅳ期（1994～2011年）：少子化対策の追加。

このような児童館の変遷から、国による子どもの保護施策が、児童館の役割を変容させてきたことを確認することができる。そのため、戦後からスタートした一般児童対策による健全育成は、児童館だけでは順調に展開できなかったことがわかる。児童館は、国庫補助制度の導入を契機に一般児童対策の展開を図るはずが、実際には、留守家庭児童対策としての子ども保護が展開されることになった。そこで、一般児童対策としての健全育成を保つために、母親クラブを巻き込みながら進められていくことになる。つまり、児童館の展開過程において、児童館だけでは、一般児童対策を担うことができなかったのである。

地域の子育て家庭を対象にする母親クラブの展開過程

母親クラブの役割の変化について時期区分をおこなうと、以下のようになる。（1）Ⅰ期（1947～1961年）：児童文化向上の担い手、（2）Ⅱ期（1962～1972年）：事故防止対策から家庭対策へ、（3）Ⅲ期（1973～1993年）：児童館との連携強化と家庭対策、（4）Ⅳ期（1994～2012年）：少子化対策および子育て支援への対応。

国庫補助制度発足時（1973年）の母親クラブは、地域における児童福祉の向上をはかるため、活動を組織的、継続的にこなうものとする 것과規定され、国が具体的な事業内容を指定し報告の義務を課している。これらは、母親クラブをとおして母親教育を徹底するという国家の介入によるプログラムであると考えられる。母親クラブが時代背景によってその役割を変容できたということは、国家の介入によって母親クラブの役割の変容を迫られても柔軟に対応することができたことを意味する。

日本の健全育成の構造

児童館と母親クラブの展開過程を対比から、日本の健全育成の構造を次のように整理した。（1）予防機能としての健全育成、（2）保護機能としての健全育成、（3）家庭役割の補完を果たす健全育成、（4）子育て支援機能の追加。

児童館における健全育成は、一般児童対策として行われていたのではなく、母親クラブによって児童館における予防機能と保護機能のバランスをコントロールしながら行われていたことがわかった。

つまり、日本における健全育成の実態は、子ども保護から脱却できなかった。日本の健全育成は、保護機能を使わなければ、児童福祉の理念としての一般児童対策を維持できないという自己矛盾を抱えていたのである。

結論

本研究の目的は、地域の子育て家庭に対する母親クラブの役割をてがかりにすることで、日本の健全育成の特徴を明らかにすることであった。研究の結果、日本の健全育成は、社会をとおして徹底されたのではなく、地域のなかの家庭とりわけ母親をとおして母親責任を徹底されてきたことを明らかにすることができた。その中核的役割をはたしたのが母親クラブであり、国は、母親クラブのもつ役割を活用することによって、地域の子育て家庭に対する介入を具体化していたのである。このような実態が、他に類をみない日本の健全育成の特徴であったということが出来る。

しかし、このようにあくまで地域のボランティア組織でしかない母親クラブに依存してきた日本の健全育成の実態は、極めて脆弱なものであったと言わざるを得ない。場（児童館）によって一般児童対策を実施してきたと解釈されてきた日本の健全育成は、国によって人（母親クラブ）を取り込むことができなかった、結果的に、保護機能のもとでしか展開できなかったのである。したがって、母親クラブの国庫補助制度導入による母親クラブメンバーの地域活動の担い手意識の醸成は、母親クラブによる地域の子育て家庭へのかかわり意識向上のためにも必要不可欠であったといえる。

もちろん、日本の健全育成が、児童館の事業をとおして実施されたことも多かったことについては論ずるまでもないことである。ただ、日本には児童館がない地域も多くあり、そうした地域における健全育成の実現をどのような場所で、あるいはどのような形態で実施するのかということは、政策上の大きな課題であり、それを具体化するために使われたのが母親クラブの役割であった。このことは、地域の子育て家庭に対する国家の介入によって、家庭における母親責任を徹底するという、日本の健全育成を成立させるための重要な基盤となったのである。

すなわち、日本の健全育成の実態は、場によって形成される健全育成ではなく、人によって形成される健全育成だったのである。そして、その際の健全育成の対象は、子どもではなく地域の子育て家庭であり、地域において家庭をとおした母親責任の徹底を果たすことが、日本の健全育成の特徴であったことが明らかになった。

研究報告部門

保育所における「子としての母親」への支援 ー子育て課題を持つ母親への支援プロセス分析からー

植草学園大学 小川晶 (8049)

[キーワード] 母親支援、「子としての母親」、自分らしさ

1. 研究の目的

本研究の目的は、保育所に在籍する子どもの母親に対する支援において、母親の役割に着目しながら、「子としての母親」にかかわることの有効性とその方法を明らかにすることである。

研究の対象は、保育所に在籍する子どもの保護者のうちの子育て課題を持つ母親と、その母親を支援する保育士である。

2. 研究の視点および方法

研究の視点 本研究において子育て課題を持つ母親とは、子どもの要因だけでなく、主に母親の要因によって子育てが難しくなっているケースとする。登降園時の保育士との短い会話や、連絡帳でのやり取りなどでは課題が解決せず、長時間の個別での対応や、それが長期に及ぶこと、また、他機関との連携を必要とするケースである。このようなケースにおいては、母親の要因は子育てをする前からその人自身が抱えていたものであり、子どもの「母」になったことでその要因が顕在化したり、深刻化したりしていることも多い。それゆえ子どもの「母」としての一面的な視点で母親を支援しても、子育てが難しくなっている状態を改善することは難しい。ここでは母親を子育てしている「母」という一面的な役割だけで捉えるのではなく、その他の役割も含めて母親の全体を対象として理解することを重要とする立場で研究を進める。

調査方法 支援者側として担任保育士6名と所長保育士、主任保育士、支援を受ける側として母親11名をインタビューイとして個別に半構造化インタビューを実施した。母親11名のうち1名は安定している母親であり、サンプルデータとして扱った。

分析方法 保育士が母親支援する際、母親の存在をどう捉えているのかを明らかにするために、逐語録化されたインタビューデータを切片化し、コーディングして森田(2011)を参考に、「母としての母親」「妻としての母親」「子としての母親」「働く女性としての母親」4つのカテゴリーを付した。さらに、子育て家庭の役割と親自身の自己実現のバランス(森田 2012)を仮説として、母親支援における母親の役割を図式化した。これを踏まえて、母親の変容プロセスと保育士の母親支援とを関連付けて明らかにするために、「複線径路・等至性モデル(TEM)」(サトウ 2009)を用いておこなった。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の倫理規定に基づいて情報の扱いには十分に注意を払い、個人が特定されないよう匿名化のもと分析を進めた。なお本研究実施に際しては、東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科研究等倫理委員会が定める「人を対象とした調査及び実験に関する基準規定」にのっとり必要な手続きを行い、東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科研究等倫理委員会の審査の結果、承認を得た。

4. 研究結果

結果 担任保育士と所長保育士や主任保育士のかかわり方について、「主」(中心にかかわっている)、「情

報の共有程度」「主」のかかりを共有する)、「親和的」(同士のようなかかわり方)、「包容的」(母親の語りにある「お母さんのような」かかわり方)であることが分かった。カテゴリー表と作成した TEM 図は当日配布する。

考察 母親の養育態度の改善には、「子としての母親」が肯定的な感情で満たされることが必要であった。「子としての母親」が肯定的な感情を抱けるようになると、子どもや子育てを受け入れることが可能となり、また、母親自身が自分らしさを見出して、自分らしく子育てを取り込んでいくことができる。母親の養育態度の改善は、養育態度を改善させるための情報提供や指導などで実現したのではなく、母親が自分らしく子育てを取り込むことの結果としてもたらされたのであった。このことは母親の役割ごとへのかかわりに加えて、母親を全体として捉える視点の重要性を示唆している。

「子としての母親」への支援を有効におこなうためには、まず母親が保育士を信頼できるようにかかわることが必要である。課題を抱える母親にとって信頼できる保育士は、子どもを見てくれたり、「妻として」の自分を分かってくれたり、「母として」の自分への理解者ということだけでなく、「子として」の自分をしっかりと受け止めてくれる支援者である。担任保育士だけでなく所長保育士や主任保育士もがチームとなり重なり合って母親にかかわり、分厚い信頼感を得ることが、母親にとって居心地のよい関係性であり、支援に有効な関係性であると考えられる。母親にとって心地よい関係性は役割ごとに異なるため、担任保育士だけでなく所長保育士や主任保育士がチームでかかわり、母親が心地よい関係を母親の役割ごとに構築し、さらにそれが重なり合うことで、母親を全体として捉えることが可能となる。「母としての母親」に対して担任保育士が社会的な関係を保ちつつ、所長保育士や主任保育士との、まるで母と子のような依存的な関係性から得られる信頼感があってこそ、母親は自分への肯定的なイメージを作ることができるのであろう。

総合考察 母親は保育士からの日常的なかかわりによって、肯定感を高めている。この肯定的なかかわりにより、母親は保育士に共感し、価値観の軌道を合わせるかのようにして保育士のかかわりを受け入れ、行動を選択していく。子育てにおいて共感できる関係は、子育てしている側面だけに共感することでは構築できない。「子としての母親」が保育士との関係性において共感されたという実感を持つことが、まず大切であると考えられる。母親が肯定感を得られるような日常的なかかわりは、それが積み重なったとき母親支援を有効にするのである。

課題のある母親にとって、保育士が「子として」の自分を受け入れて関係を構築すること自体が、肯定的な感情を抱くことができるだけでなく、支援に必要な信頼関係の構築に有効である。そしてこのような母親支援は、子どもが日々生活する場であり、母親とのかかわりは日常的である保育所という場であるからこそ可能である。

「子としての母親」がこれまで経験してこなかった肯定的な経験は本来、信頼できる大人から自分の挑戦を見守られ、失敗をなぐさめてもらい、成功をともに喜んでもらうといった日常的なかかわりから得られるものであろう。そういった成育環境を得られなかった母親にとって、保育士との日常的なかかわりから得る肯定的な経験は重要である。

我が子の存在自体が負担となる母親が子育てをしていかななくてはならない現実に対して、「母としての母親」という一面的な解釈ではなく、多面的に母親を捉えて子育て課題の要因を見極め、「子としての母親」にかかわること、そしてチームでのかかわりから母親を全体として捉えることが重要である。保育所での保育士と子どもとの関係性だけで得た子育ての価値は時として不適切な養育態度を示す母親に指導的なかかわりを生みやすい。しかしその価値を母親に求めるのではなく、保育士との肯定的なかかわりを通して母親が子育てに対して価値を抱けるように支援していくことが、不適切な養育態度を改善することに有効である。保育士は母親の役割へのかかわり方や役割のバランスがとれるまでには一定のプロセスがあることを認識したうえで支援する必要がある、それが保育所という場であるからこそ実現すること、さらに子育て課題を持つ母親を全体として支援することが保育所の役割であることを再認識する必要がある。

子育ての孤立を防止する家庭訪問型子育て支援

－ホームスタートの実践－

東京学芸大学非常勤講師 笹尾 雅美 (4469)

〔キーワード〕 子育てストレス、家庭訪問型子育て支援、ホームスタート

1. 研究目的

「ホームスタート」は、1973年に英国で発祥したボランティアによる訪問型子育て支援である。その後、デンマーク、カナダ、オーストラリア等22カ国に広がり、2006年に日本にも紹介された。ホームスタート・ジャパンの活動報告によると、2013年12月現在、日本国内58カ所でホームスタート活動が展開されている。「6歳以下の子どもが1人でもいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が、ホームビジターとして週に1回2時間程度訪問し、引きこもりがちな家庭を支援」(山田、2011)により、「地域のひととひとのつながりをつくりながら虐待の一次予防が出来る家庭訪問型子育て支援の新しいカタチ」(山田、2011)として期待されている。地域の養育経験者がホームビジターになるためには、2週間程度の研修プログラムを修了することで、訪問支援の質を担保する仕組みになっている。本発表においては、ホームビジターを養成する研修に関する実践報告を行う。「新しいカタチ」の子育て支援として、ニーズのある家庭に対して、家庭訪問型子育て支援が適切に提供されていく過程において、ビジターを養成する研修プログラムの役割は大きい。今後の研修のあり方を考察するための基礎資料とすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

ホームスタートが、引きこもりがちな子育て家庭を対象とした訪問型の在宅サービスとして、期待されている一方で、山田は、活動の周知が課題であることを指摘している(2011)。そのため、実施した研修プログラムの報告を行うことにより、活動内容の理解を社会的に広げて行くことが重要である。また、西郷は、子ども未来財団委託研究：訪問型子育て支援研究会『家庭訪問型支援の活動実態や課題に関する調査研究(2010年度)』が挙げた家庭訪問支援の課題を取り上げ、家庭訪問支援者のトレーニングが適切に実施されていない地域があることを指摘している。ニーズのある子育て家庭を訪問するビジターにとって研修は不可欠であり、またトレーニングが不十分なままの訪問では、訪問される家庭にとっても好ましくない。

A市における「ホームスタートホームビジター養成講座における研修プログラム」のうち、3回(2012年1回、2013年2回の合計3回)の研修をビジター希望者に実施した。講座内容は、「家庭とは何か・親とは何か・価値観の多様性」「子どもの理解、子どもの発達・子どもの障碍・子どもの人権・子どもへの関わり方」である。ビジターからの立場から研修を振り返ることは、今後の研修プログラムのあり方を評価し、質を高めて行くためには極めて重要なことである。そのために、研修を経たビジター経験者を対象に面接を実施し、研修の成果や課題の聞き取りを行った。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の倫理規定に基づいて、本事業を実施している代表者の了承を得ると同時に、ホームビジター、地域、団体が特定されることを避けるために、全ての固有名詞はアルファベットに置き換える。

4. 研究結果

講義・演習・グループワークの形式を用いて、専門的知識、対人援助技術、そして子育ての体験を活かすことを重点にして、A市で研修を3回実施した。ビジター経験者の聞き取り調査は、現在、資料を分析し、報告する予定である。

特にホームスタートは、ボランティアによって実施される子育て支援活動である。「ボランティア活動であれど、①社会全体が求め、必要としている仕事やサービスをどのように担い、解決に寄与しているのか、②改めて掘り下げた検討がなされることが肝要」(園田、1999)であることから、今後のホームスタートの研修を行っていく上での基礎資料として貢献される。

【引用文献・参考文献】

- 山田幸恵 (2011) 「ホームスタートの実践―新しい家庭訪問型子育て支援のカタチ―」 pp. 27-33 世界の児童と母性第70号 公共財団法人 資生堂社会福祉事業団
- 西郷泰之 (2011) 「家庭訪問支援をマッピングする」 pp. 7-11 世界の児童と母性第70号 公共財団法人 資生堂社会福祉事業団
- 高橋雅栄 (2007) 『わたしの子育て』に自信がつく本 彩流社
- 園田恭一 (1999) 「地域福祉とコミュニティ」 p. 114 有信堂

G 会場 場所 C棟 C303教室

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ①【研究報告部門】知的障害者入所施設の虐待と施設の開放性・閉鎖性に関する研究

日本社会事業大学大学院博士後期課程

新藤健太

1 0 : 2 5 ~ 1 0 : 5 0

- ②【萌芽的研究報告部門】ドイツにおける障害者権利条約批准後の取組み

日本社会事業大学

小田美季

1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 1 5

- ③【萌芽的研究報告部門】イギリスにおける障害者差別禁止法の運用-合理的調整義務を中心として-

早稲田大学大学院博士後期課程

村山佳代

■座長：小野孝嘉氏

■コメンテータ：秋元美世氏

研究報告部門

知的障害者入所施設の虐待と閉鎖性・閉鎖性の関係に関する研究

日本社会事業大学大学院博士後期課程 1 年 新藤 健太

日本社会事業大学 植村 英晴(4001)

〔キーワード〕 虐待、知的障害者入所施設、閉鎖性

1. 研究目的

知的障害者入所施設における虐待と施設の「閉鎖性」との関連について明らかにし、施設内虐待防止のための取り組みをより効果的なものにするための示唆を得ること。

2. 研究の視点および方法

施設内虐待は閉鎖的な環境下で発生し、そのような環境下で発生する虐待は隠蔽される特徴があるという指摘がある（市川 2000ⁱ）。更に、このような状況で発生する虐待には逸脱したものとも、社会的に受け入れられない行為だとも見られず、虐待を推奨する集団の中では正常と見なされ、求められるようになることがあるという指摘もある（Sobsey, D 1994ⁱⁱ）。つまり、施設の閉鎖的な環境は施設職員の虐待認識を低下させ、施設内虐待を発生しやすくし、虐待を正常な行為と認識させてしまう危険性があることを指摘している。このことから、施設内虐待を防止するための取り組みを、より効果的なものにするためには、地域や家族との交流の活発化や施設運営の透明性の確保など、施設の「閉鎖性」改善も重要な要因になることが考えられる。

そこで本研究では、A 県、B 県、C 県の知的障害者入所施設を対象に質問紙調査を行い、施設の閉鎖性に関する状況と職員の虐待に関する認識を把握する調査を行った。具体的には、①施設の状況を聴き取るための調査（施設票）、②職員の虐待に関する認識を聴き取るための調査（職員票）の 2 つの調査を行い、2 つの結果を擦り合わせることで施設の閉鎖性と職員の虐待認識の関連について分析した。尚、職員の虐待に関する認識を聴き取るための質問項目は宗澤（2008ⁱⁱⁱ）が作成した質問項目を用いた。

3. 倫理的配慮

対象施設の施設長および調査対象者に対し、書面にて①研究の趣旨、②研究結果は研究目的以外には使用しないこと、③回答者および施設の匿名性を保持すること、④記載された調査票等は厳重に保管することを説明した。そして、調査票の返信をもって、回答者から研究の同意が得られたと判断した。本研究は日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の承認を受けて行った（受付番号：12-0401）。尚、ここに記載した倫理的配慮は日本社会福祉学会の倫理規定にも合致している。

4. 研究結果

1) 施設の「閉鎖性」の構造

「閉鎖性」項目の中で「ボランティアの来所頻度」など、施設の運営に関する 11 項目について主成分分析を行ったところ、「家族との交流」、「他者との交流」、「他施設・地域との交流」の 3 つの主成分が、「テレビの自由な使用」など、利用者の生活状況に関する 12 項目について主成分分析を行ったところ、「利用者の情報活用」、「施設運営への利用者の参加」、「利用者の自由な移動」の 3 つの主成分が抽出された。

2) 職員の「虐待認識」の構造

職員の「虐待認識」に関する 24 項目について、因子分析（最小二乗法、プロマックス回転）を行ったところ、

「電話の使用を原則自由にしていない」や「外出や買い物に連れて行かないという」など、主に利用者の行動を制限する「利用者の行動抑制」と「利用者に性的いたづらをする」や「お尻や太腿をつねる」など、主に利用者に直接的な危害を加える「利用者への直接危害」の2つの因子が抽出された。

3) 「利用者の行動抑制」と「施設の閉鎖性」の関連

利用者の行動抑制の得点を被説明変数にし、施設の閉鎖性の得点を説明変数にした重回帰分析の結果、施設の閉鎖性の中でも、利用者の意見が施設の運営に反映することを重視した内容である「施設運営への利用者の参加」得点が高まると「利用者の行動抑制」に関する職員の虐待認識が高まる傾向が示された。

施設内虐待には、利用者が施設の援助方針や日常生活の規則に沿って生活するなど、管理された場で発生することが挙げられ（全国精神障害者家族連合会 1997^{iv}）、職員と利用者の間には極端な力の不均衡が存在しているという指摘がある（市川 2000ⁱ）。これは管理する側とされる側という立場の違いが職員にパターン化リズムを生み出し、結果的に「利用者の行動抑制」に関する虐待認識を低下させるものと考えられる。「施設運営への利用者の参加」は職員と利用者の関係を、管理する側とされる側の二極化にせず、共に生活を組み立てていくという協働関係の形成を促し、職員のパターン化リズムの発生を防ぐことで虐待認識を高める効果があると考えられる。

現在、知的障害者入所施設でも「当事者活動」をはじめ、利用者の意見を施設の運営に取り入れる運動が進められている。今後、施設内虐待を防止するためには、これらの活動を施設運営の中に取り入れるなど、利用者の意見を施設の運営に反映させる仕組みづくりが重要であると示唆された。

4) 「利用者への直接危害」と「施設の閉鎖性」の関連

利用者への直接危害の得点を被説明変数にし、施設の閉鎖性の得点を説明変数にした重回帰分析の結果、モデルの統計的な優位性は認められなかった。また、「利用者への直接危害」スコアの平均値も非常に高かったことから、「性的ないたづらをする」や「お尻や太腿をつねる」といった利用者に直接危害を加える行為については、施設の閉鎖的な状況などに関わりなく、誰もが高い虐待認識を備えていると考えられる。

このことから、今後、施設内虐待の防止については、「殴る、蹴る」などの重大な虐待行為は勿論であるが、「利用者の行動抑制」のような、日常的に発生しやすい権利侵害についても焦点を当て、積極的に改善のための取り組みを実施する必要があると示唆された。また、障害者虐待防止法に規定される虐待発見者の通報義務を充分に活用するためには、施設内虐待の発見者となる可能性が最も高い施設職員の虐待認識を高い水準で共通化する必要があり、本研究の結果から、今後、特に「利用者の行動抑制」のような日常的に発生しやすい権利侵害に焦点を当て、職員の虐待認識を向上させる取り組みや仕組みづくりが重要であることが示唆された。

i 市川和彦：施設内虐待；なぜ援助者が虐待に走るのか。誠信書房（2000）。

ii Sobsey, D : Violence and Abuse in the Lives of People With Disabilities ; The End of Silent Acceptance. Baltimore, Maryland. Paul H. Brookes Publishing Co, (1994)

iii 宗澤忠雄：成人期障害者の虐待または不適切な対応に関する実態調査。やどかり出版（2008）。

iv 「施設症」の実態把握とその対策に関する研究班：長期入院患者の施設ケアの在り方に関する調査研究。全国精神障害者家族連合会（1997）。

萌芽的研究報告部門

ドイツにおける障害者権利条約批准後の取組み

日本社会事業大学 小田 美季 (3532)

〔キーワード〕 障害者権利条約、ドイツ、行動計画

1. 研究目的

2006年12月に第61回国連総会で「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が採択された。その後、障害者権利条約は、2007年3月には署名のために開放され、2008年5月には効力が発生した。そして、2013年7月1日段階で締約国は131カ国及び欧州連合となっていた。

以上の国際的な動きにおいて、日本は、2007年9月に障害者権利条約に署名した後、国内法の整備に時間をかけ、2013年12月4日に締結のための国会承認を得た。2014年1月20日（現地時間）には、ニューヨークにおいて批准書を国連事務総長に寄託した。これにより、批准書の寄託から30日目の日である2014年2月19日に障害者権利条約が日本について効力を生ずる。条約締結によって、日本も負うこととなる主要な義務は、この条約において認められる権利の実現のための措置をとることである。さらに、効力が生じた後2年以内に、その後は4年ごとにこの条約に基づく義務遂行のための措置等の包括的報告を障害者の権利に関する委員会に提出しなければならない。つまり、批准後のこれからの施策展開が重要と言える。

このような日本の状況において、既に条約締結した他国の状況を把握することも、今後の方向を見ていくときには参考になる。ドイツは、日本より半年早い2007年3月に署名を行い、2009年2月に批准をし、その後、最初の2年の報告も提出した。そこで、ドイツの障害者権利条約批准後の動きを見ていく中で、特徴的な取組みを明らかにし、そこから得られる日本への示唆を考察していくことを本研究全体の目的とする。

2. 研究の視点および方法

ドイツは連邦制国家であり、16の自治権をもつ州によって構成されている。連邦政府の行政上の任務は、外交、連邦財政等である。各州は独自の憲法を持ち、住民の日常生活に直接かかわり合いを持つ。障害者権利条約の実施体制を見ていくには、まず連邦レベル、ついで州レベル、それから市町村レベルについて押さえていくことが順当である。本研究報告においては、ウェブ上に公開されている連邦レベル、州レベル、市レベルでの障害者権利条約に関連する公的文書の内容を分析した。なお、州と市に関しては、16州の中で人口が最も多く、国内総生産の4分の1が生産されている1州を選択し、さらに、その州の最大都市を選んだ。

3. 倫理的配慮

本研究は各行政機関の公開文書を対象とし、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づいて実施した。

4. 研究結果

以下の取組みが特徴として挙げられる。

- (1) 連邦レベルでは、2009年2月の批准後約1年半をかけて、障害者権利条約実施のための国内行動計画を作成し、2011年6月に閣議決定した。さらに、国内行動計画実施のためのシステムの明瞭化を図った。
- (2) 州レベルでは、州政府が障害者権利条約実施のための行動計画を2012年7月に決定した。その前段階として、2011年3月には、州の行動計画の準備段階に関する中間報告書を公表した。
- (3) 市レベルでは、2009年9月に市議会で市の障害者政策のための行動指針を決定した。その後、2012年11月発行の報告書で2010～2011年の障害者政策の現状と2015年までの課題を明らかにした。
- (4) どのレベルでも、障害者権利条約の内容の社会への浸透や意見表明の仕組みに工夫を図っている。

萌芽的研究報告部門

イギリス障害者差別禁止法の研究

- 雇用分野における合理的調整義務を中心として -

早稲田大学健康福祉ネットワーク研究協力員 村山佳代

早稲田大学 加瀬裕子（会員番号 277）

[キーワード] 合理的調整義務、障害者差別、障害者権利条約

1. 研究目的 「人は生まれながらにして平等である」という。しかし障害者は、異質で絶対的な他者として、歴史的に厳しい差別と偏見にさらされてきた。優生学を根拠にしたナチス・ドイツによるホロコーストや、我が国における優生保護法による強制断種の法制化、ハンセン病患者に対する強制隔離政策は、その代表的な例である。現在、そのような非人道的な法律は廃止されたものの、障害者は依然として市民社会から排除されているのが実情である。障害者にとって不平等な状況を打破すべく、2006年に国連総会は、21世紀百年の計として、「障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）」を採択した。同条約は障害者に対する差別を禁止するだけでなく（5条2項）、障害者の平等を促進するため「合理的配慮」を規定し、その不履行を差別と規定している（2条）。すなわち、区別や排除といった異なる取り扱いだけでなく、障害という属性を無視した作為の欠如を差別と明言したのである。この「合理的配慮」は障害の文脈に特有の新しい概念であり、条文を見ても何を意味するのかわかりにくい。「合理的配慮」を理解することが、障害者の権利とは何かを探る糸口になると考え、同概念に焦点を当て研究を行うことにした。

2. 研究の視点及び方法 障害者権利条約に関する判例はいまだ充実していないので、同条約のモデルとなったイギリスの障害者差別禁止法を主な対象として、雇用分野における「合理的調整義務の欠如」に関する判例分析を行う。なお、障害者権利条約は「合理的配慮（reasonable accommodation）」という文言を使用しているが、イギリス法は「合理的調整（reasonable adjustment）」という文言を用いている。本研究では、イギリスについて論じる場合のみ「合理的調整」という語を用い、それ以外では「合理的配慮」とする。

3. 倫理的配慮 日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づく。

4. 研究結果 本研究で使用した判例のうち、「合理的調整」の内容として最も多く認められたのは配置転換であった。次いで多いのは、担当職務負担の軽減、さらに、補助用具の提供、教育・訓練の提供と続く。しかし、同じ障害であっても置かれている状況が異なれば、ニーズは異なるので調整の内容を画一的に提示することはできなかった。さらに、合理性の射程範囲は、調整に係る使用者負担の大小のみで変化するのではなく、使用者による調査・協議過程を重要視して判断されていた。これらの非画一性・個別性から鑑みると、「合理的調整」とは特定の内容の便宜を求めるものではなく、能力が劣った「集団」として認識されてきた障害者を「個人化」するために、行為主体者が事前に個別的な調査・協議を行うことであるといえる。そして、障害者の権利とは「合理的調整」を通して、障害者と社会が協同し、障害者の問題に取り組み、偏見よらず能力を客観的に評価されることである。この個別的な考慮過程というのは、障害の文脈に特有の考え方ではなく、英米法の伝統的な法解釈原理に由来するものである。英米憲法における基本権は固定的な内容を持った権利として理解されているわけではなく「適正手続」を経た結果認められる法的利益であり、権利の概念は弾力的なものであると理解されている。合理的調整は新しい概念なのではなく、この伝統的な「自然的正義」の法理の障害者の文脈における発現形態にすぎないといえよう。従って、その欠如を差別と規定する「合理的調整」条項は、障害者だけでなく、他のマイノリティ・グループの差別問題に対しても、適用可能な概念であると考えられる。

H会場 場所 C棟 C304教室

9:30～10:20

- ①【研究報告部門】東日本大震災による県外避難者への支援組織に関する一考察-異なる組織体への実態調査を通して-

東京聖労院

川村勝之

10:25～10:50

- ②【実践報告部門】ソーシャルキャピタルを活用した高齢者の見守りと子育て支援-マンションの管理組合の活動の活性化を通して-

東京メディカルマインドフルネスセンター

大賀英史

■座長：村田文世氏

■コメンテータ：児玉桂子氏

研究報告部門

東日本大震災による県外避難者への支援組織に関する一考察

－異なる組織体への実態調査を通して－

社会福祉法人 東京聖労院 川村 勝之 (008597)

[キーワード] 県外避難者 支援組織 協働

1. 研究目的と見出し

本論は、東日本大震災において、被災地外地域へ避難した県外避難者に対し、異なる組織体が支援する実態調査を行ったものである。2011年3月11日に起こった東日本大震災は、未曾有の災害として、大規模な被害を各地に与えた。なかでも被災3県と呼ばれる岩手県、宮城県、福島県の被害は、他の地域をはるかに凌ぐ大きさであり、死者約15,000人、行方不明者4,000人、避難者約330,000人が記録されている。この災害の大きな特徴は、一つに避難者が広域に渡ったことである。避難者の約330,000人の中の20%である73,500人は県外に避難し、借上げられたマンションを避難先とするみなし仮設や近親者を頼る生活を余儀なくされた。これら被災地外避難者は、避難地域が広域に分散されている等の理由から避難している実態が掴みにくく、被災地に設けられた仮設住宅に比べ、支援が行き届いていないことがわかる。

この様な中、県外避難者をどのように受け入れ、どのような組織が支援しているのか実態を調査することによって、県外避難者支援の課題を明らかにし、被災地に設けられた仮設住宅への支援だけでなく、県外被災者への支援が、より効果的に行われる一助にと考える。

2. 研究の視点および方法

復興庁の平成26年1月28日の最新の資料によると、全国47都道府県、1200以上の市区町に震災から3年以上経過した今も避難されている。県外避難者の数は、岩手県から1,486人、宮城県から7,094人、福島県から48,364人となっている。

また所在都道府県別避難者の上位は被災3県が最も多く占めるが、その中でも宮城県が91,002人と最も多く避難している。被災3県を除くと、次いで東京都に8,033人、山形県に6,177人である。

【所在都道府県別の避難者数】

		都道府県	避難者数
1	被災3県	宮城県	91,002人
2		福島県	86,578人
3		岩手県	35,238人
4		東京都	8,033人
5		山形県	6,177人
6		茨城県	4,970人
7		新潟県	4,814人

このようななか、県外避難者が最も多く避難している被災3県の中の宮城県と、被災3県に次ぐ避難者数である東京都と山形県の県外避難者の支援に注目した。宮城県、東京都、山形県における県外避難者の支援の実態を調査する為、支援を行っている組織を抽出してインタビューを行った。

所在地	名称	組織
東京都（江東区）	施設A	任意団体
宮城県（仙台市）	施設B	社会福祉法人
山形県（米沢市）	施設C	任意団体

表2. 調査対象者

先行研究として、野田（2001）が論じた住民参加型地域環境保全の組織論は、環境保全への取り組みの課題に住民と行政の関係と関わり方に焦点をあてたものである。この2つの組織は、行政が強者であり、住民は弱者との考えに立ち、行政と住民の間に相互不信が生じており組織がまとまらないというものである。野田の論じた組織のあるべき形は、住民自身による活動意識、活動参加と行政と住民の協働型、パートナーシップ型の関係であり、この理想的組織の形は、環境保全に留まらず、災害時の避難者によるコミュニティの中でも生きるものでありうるのではないかと私は考える。

廣川（2006）は、行政とNPOの関係と関わり方に焦点をあて、福祉社会の支援に生きる理想の形を論じている。行政の基準は、安定的な資金調達力と公平性であり、この行政の基準を、NPOが弱いとされるサービスの提供や偏重性に補完され、支援に漏れる人を少なくできると論じている。つまり、行政による権利を軸とした、継続的な資金や専門家の供給がNPOの仕組みに補完した組織の形を示唆している。

3. 倫理的配慮

調査対象者に対して、調査の目的と方法、結果のまとめ方を説明し、同意を得て行ったものである。回答が困難内容の場合には、回答を強制しないことを伝えており、日本社会福祉学会の倫理規定に基づいている。

4. 研究結果

宮城県、東京都、山形県と実態調査を行うなかで、支援組織は独自の形態を作り、異なった連携を進めて活動していることがわかった。山形県米沢市の「支援施設C」や東京都江東区の「支援施設A」などは被災者自らが組織の代表となっている。そして、両者の活動は共に地域自治体のサポートを受けている。宮城県仙台市の「支援施設B」は、社会福祉協議会が主体的になって活動している。これは地域福祉を専門とし、災害支援なども行ってきた組織体の特長を活かしたものだ。この活動もまた、地域自治体からの支援を受けている。これら組織は、「支援施設A」や「支援施設C」のように被災者の気持ちが変わると言った長所がある。同じ被災を経験しているが故に、より相手の心に寄り添うことができるからだ。また、「支援施設B」のように、同地域に震災によって被災した被災者と、地域外から入ってきた被災者と言った異なる被災者を支援している組織もある。これはある程度大きな組織でないと活動はできないものである。

名称	組織主体	支援の対象者	特徴
支援施設A	避難者自身	県外避難者	同一住宅に住み避難者の交流を目的とした会合
支援施設B	社会福祉協議会	県内・県外避難者	生活上の様々な困りごとの相談を受け、支援施策につなげるための巡回相談を行う
支援施設C	避難者自身	県外避難者	周辺に住む避難者が憩える相談処

表3. 支援対象者とその特徴

これらの活動は先行研究の中に論じているような住民自身による活動意識や活動参加、地域自治体のサポートと避難者自身の協働の型を実践しているものであった。社会福祉協議会と避難者住民の協働型もみることができパートナーシップの関係がみられている。支援はこれら組織の特長を活かし、協働することが必要である。そのためにも支援を行っている組織の全体像を把握し、避難者自身の心の寄り添える関係や社会福祉協議会というより大きな組織による専門的なサポート、地方自治体の資金等のサポートを受け、組織ができない部分は、できる組織が補完する形をより効果的に進めることが必要である。

〔参考文献〕

1. 野田浩資 「住民参加型地域環境保全組織論：類型化と予備的考察」京都市立大学 『福祉社会研究』 2, 64-73, 2001-07
2. 廣川嘉裕 「行政とNPOの協働に関する理論」関西大学 『ノモス』 19, 87-98, 2006-12

実践報告部門

マンション管理組合におけるソーシャルキャピタルの醸成と活用 一大規模災害と少子高齢化に対するマンション住民の次世代の行動規範の模索一

日本マインドフルライフ協会 大賀 英史 (8558)

キーワード 共助 主体性 行動規範

1. 研究目的

従来、マンション暮らしの行動規範は、最低限の挨拶やゴミ出し等のルールを守る以外、互いに干渉をしないことを尊重する傾向が、都市部においては特に強かった。しかし、東日本大震災での「絆」への共感の広がりや、大都市部での大規模地震における未曾有の被害に対する防災のため、マンションにおける要支援者リストの作成等が日頃から備えられる最適な手段であるとの認識が広まりつつある。また、単身高齢者世帯や核家族による子育て世帯の増加から、入居者や互いの生活のある程度理解する意義が認識されつつある。そこで大規模災害への備えや少子高齢化の進展に伴う次世代のマンション生活の行動規範のあり方を検討するため、都市部の中規模マンション理事会を通じた様々な実践を行った。

2. 研究の視点および方法

マンションは「立体化した長屋」とも見做せるほど、その人口の密集性は高い。そのため、その管理組合は、旧来の町内会に匹敵するとも言える。しかし、管理組合の理事会は、建築会社の子会社である管理会社に任せ、物的資産の保守の検討が中心になりやすい。そこで、東京都の城東地区にある60数戸が入居する20年弱の分譲マンションの理事会では、住民自治の原則に則り、入居者の安心・安全と生活満足度を高める、集合性を活かした活動を行うこととした。方法は、社会福祉の援助技術を活用し、ミクロレベルではエントランスホールを活用した学習会や体操等のグループワーク、メゾレベルでは議事次第や進捗表の作成等事前打ち合わせ（運営管理法）、住民向けアンケート等の社会調査法、マクロレベルでは町内会や近隣組織との連携等のコミュニティーワークを用いた。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の倫理規定に基づき、理事が得られるプライベートな情報は匿名化し、また実施したアンケートは無記名での回答とし、閲覧は理事とし、原本は鍵がかかる場所に保管するなどの配慮をした。

4. 研究結果

実施された主な活動は次の通りである。①入居者向けイベント（メゾレベル）：屋上テラスを活用したで花火鑑賞と生ビールの樽での配布による親睦、コミュニティー通貨を利用したバザー大会。②エントランスホールの活用（ミクロレベル）：元バザー実行委員会によるお正月の飾りつけのフラワーアレンジメント講習会（歳時）、専門的資格を持った住民による定期的な介護体操、独居高齢者の講師による「寺子屋」による世代を超えた相互見守り。③地域との連携（マクロレベル）：町内会の防災訓練に10名の住民の合流、最寄り自転車点による出張メンテナンスと修理、同町内の電気工事会社への修繕依頼による日数と経費の圧縮、包括支援センター付設の「高齢者みまもり事業」と連携した高齢者のための活動

結論として、社会福祉士等が持つソーシャルワークの専門技能が、都市型マンションの現代なニーズに対応したと管理組合の活動に効果的に活用できることが確認された。但し、新しい理事会の活動モデルを歓迎する入居者も多い一方、新しい活動スタイルへの戸惑いを感じたり、理事会が正式に決定した事項への異論表明の要望、規範組合の当初予算との整合性の理解を求める入居者の声も少なからずあり、今後の課題として検討したい。

I 会場 場所 C棟 C601教室

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ①【研究報告部門】社会福祉と芸術表現、その交差と「共犯」 -表現とそのプロセスを追う-

東京藝術大学

長津結一郎

1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 5

- ②【研究報告部門】日本社会における文化的多様性に対応したソーシャルワーク教育プログラムによる介入研究-準実験デザインを用いた文化的力量レベルの前後比較を中心に-

日本社会事業大学大学院博士後期課程

VIRAG Viktor

1 1 : 2 0 ~ 1 1 : 4 5

- ③【萌芽的研究報告部門】利用者主体の福祉サービス実践の理論的検討

水戸看護福祉専門学校

渡辺修宏

■座長：田嶋英行氏

■コメンテータ：北島英治氏

研究報告部門

社会福祉と芸術表現、その交差と「共犯」

－ 表現とそのプロセスを追う －

東京藝術大学音楽学部音楽環境創造科 教育研究助手 長津 結一郎(申請中)

〔キーワード〕 アール・ブリュット、芸術表現、コラボレーション、ケア

1. 研究目的

近年国内では、障害のある人の芸術表現活動について支援・振興をする動きが広がっている。2013 年 4 月には障害者の芸術文化振興議員連盟が立ち上がり、障害者の表現活動を支援する拠点整備と、邦画作品のバリアフリー化を目指していくことが確認されている。また文化庁と厚生労働省は「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」を置き、2013 年 8 月に「中間とりまとめ」を出した中で障害のある人の芸術表現活動の意義や支援の指針を示している。その中では、障害者の芸術表現活動の意義について「障害者が生み出す芸術作品は、これまでの芸術の評価軸に影響を与え、芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、芸術文化の発展に寄与する可能性を有するもの」としている。本発表はこのような背景を受け、社会福祉学の立場から障害者の芸術表現活動に関わる上での視点を獲得し、障害のある人ひとりひとりの生の在り様に着目するケアの在り方を照射する。

2. 研究の視点および方法

近年さまざまな形で展開している障害のある人の芸術表現活動であるが、実際に取り組んでみると生まれるのが、2つの考えるべき課題である。1つは、何が「作品」なのかという問題、換言すると、作品制作の過程で起こっていることをどのように言及するかという問題である。従来障害のある人の表現活動の分野は「アール・ブリュット」「アウトサイダー・アート」の作品として捉えられ、神秘性や呪術性、さらには既存の美術制度や美術館の在り方等に新しい視点をもたらすものとして主に取り扱われているのが現状である。ただ、そのような概念規定は、日本で隆盛する当初より指摘されていたが、結局のところ障害者の「他者化」が免れないうえに、アウトサイダー・アートとしての真正性を重要視し過ぎるあまり、作者や関係するスタッフの葛藤を内に秘めたものとしてしまうことがある。障害者の芸術表現活動が常に障害当事者ではなく「他者」に規定されるものであるとすれば、そこには何らかの「関係性」が生じているだろう。そして本来、その関係性自体に、作品そのものの自律的な芸術的価値とは異なる次元の、「もうひとつの価値」があるとは考えられないだろうか。

それに対し、主に現場からの声として、作品制作プロセスのほうが作品そのものよりも圧倒的に「おもしろく」、そのプロセスこそが「作品」と捉えられるべきものではないか、とする声は多い。しかしながら、そのプロセス、特にさまざまな人々との関わりの中で作品が生まれているという状況を説明する際に、「共同性」という概念が都合よく用いられてきた。「共同性」が実際にはどのような意義や価値を生み出しているのかについての言及も未熟であると言える。

それを踏まえて本発表では、身体障害がある俳優／ダンサーである M さんの活動に着目し、インタビュー調査や舞台公演の分析、文献調査などの方法で、障害のある人の表現活動における作品制作プロセスに着目する。そのうえで、関わり合う人々の関係性の在り様と、それらがどのように表現に関わってくるのか、またそこにはど

のような気持ちの揺らぎがあったのかについて検討してゆく。

3. 倫理的配慮

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき、研究への説明を文書と口頭にて行い、参加に際しては任意であり、途中で辞退することも可能である旨を伝えた。また、実際に研究成果を公表する際には本人に確認を取る旨も伝えた。プライバシー等の個人情報を守り、公表に際しては個人に対して不利益を被ることがないようにするといったことを説明し、同意を得た。

4. 研究結果

Mさんが活動していた舞台公演のプロジェクトでは、ダンスを専門とした芸術家と障害者がともに表現を作り上げる形態を取り、現代ダンスの分野で非常に高い評価を得る公演となった。その大きな特徴は、最終的にどのような作品が生み出されるのかということを想定しないまま作品づくりを行った点である。Mさんやプロジェクトの関係者へのインタビューを通じて、大きく3つの要素が浮き彫りになった。

1つは、自分や他者に対して「向き合う」ことを求める姿勢である。参加する人々があらかじめ抱えているイメージを壊し、「対話」を通じて向き合うことで、「自分たちの」表現をどのように見つけていくか、という点も重視していた。2つ目は、うまく「向き合えていない」と感じた際には、向き合う糸口をさまざまな手法を用いて探し、ときにはアーティスト側が進んで「枷」をつくり「仮設としての決まりごとを要求する」ということが起こっていたという。「枷」と呼ぶような負担をかけて、自らの立ち位置や状況から逃げることなく向き合うことを求めていったのだ。3点目は、芸術家たちは単なる一方的な「要求」とは異なる素振りを見せることで、自らが発見するまで「待つ」ことを徹底していた、というのだ。そのことは、ふだん芸術に携わる側ではない人々に圧力をかけることであり「しんどい」ことであるが、芸術に携わる側もまた「しんどい」。決して「イコール」にはならない関係性のなかで、それでも「イコール」になるにはどうしたらいいかを模索し続ける態度がそこでは浮き彫りになってゆく。こうした態度は、お互いがお互いの存在をどこか「突き付けあいながら」、二人の間に新しい関係をつくるプロセスであると言えるだろう。そのことは、互いに表現者としての価値観の幅を広げ、誰も見たことのない作品として昇華されるという意義と、個々の間にある差異をどう社会に提示するか逡巡し、これも一様に答えは出さずに、ときにその葛藤すらも表現に組み込むことがあるという意義も持つのである。

こうした「しんどさ」を抱えた「対話」をし続ける関係性について、従来の概念「共同性」をより精緻にした概念として「共犯性」という概念を提起する。それぞれの主体同士にある差異を、差異のままにしておきながら、了解可能でない表現に取り組んでいる様子についてを指している。日常的に関わりを持ち続ける人々との関係性から生み出される「共同性」ばかりではなく、芸術活動などを通じて非日常的な関わりが生まれ、その出逢いによる新たな相互作用的領域の出現を期待する関係性が「共犯性」なのである。

このような「共犯」の関係は、芸術表現の分野のみで生まれうるものではない。個別に支援の計画を立てることにより特定の人々の人生を主導し、距離感に常に悩みながらやりとりをし続けるという、ケアの現場で求められる支援者の態度こそが、ここまで述べてきた「共犯」の有り様と交差するのではないだろうか。障害者と健常者として、ではなく、「わたし」と「あなた」の関係として、我々はどのように共に生き、共に場を過ごすことができるのかということに関して、障害者の芸術表現活動は大いなる示唆を与えてくれる可能性を秘めているのである。(本研究は JSPS 科研費 25885029 の助成を受けたものです)

研究報告部門

日本社会における文化的多様性に対応した ソーシャルワーク教育プログラムによる介入研究 — 準実験デザインを用いた文化的力量レベルの前後比較を中心に —

日本社会事業大学 大学院 社会福祉学研究科 博士後期課程 ヴィラグ ヴィクトル VIRÁG Viktor (8210)

〔キーワード〕 文化的多様性、カルチュラル・コンピテンス、多文化ソーシャルワーク

1. 研究目的

日本社会は文化的に多様化している。アイヌに代表される先住民族、在日コリアンのような旧植民地出身者及びその子孫を意味するオールドカマー移民に加え、活発なグローバル化時代の近年の到来によって、国際移住、国際結婚及びそれにおける出産、帰化や国籍取得などを通じて、1970年代以降はニューカマーと呼ばれる新移民や外国に文化的背景をもつ日本国籍者も増え、文化的に多様な日本の住民が増加してきた。しかし、このような文的に多様な人々はマイノリティの立場に置かれているため、周縁化や排除の対象となり、社会の中で様々な不利益を被りやすい状況である。日本では、国際移住者やアイヌ民族の貧困及びその世代間の再生産は、例えば全国平均より高い生活保護受給率や全国平均を著しく下回る高校・大学進学率等のデータから読み取れる。また、これらの人々を取り巻く差別的な社会状況については、人種差別撤廃条約に関する国際連合の特別報告者と審査を行っている委員会によって指摘されている。

一方、ソーシャルワーク専門職は、文化的に多様な人々に対して倫理的責任をもっている。彼ら・彼女らが抱える人権と社会正義に関する問題の解決に向けた規定は国際的及び国内の倫理綱領等に設けられている。また、国際ソーシャルワーク学校連盟と国際ソーシャルワーカー連盟が制定しているソーシャルワーク教育のグローバル基準の中には、文化的多様性に関する基準が含まれている。ただし、これらの基準を満たした国内基準は存在しないのが現状であり、多様性の課題及び関連した力量のための標準化されたカリキュラムが欠如している。日本のソーシャルワーク実践や社会福祉教育は、基本的に日本人のワーカーと日本人のクライアントを前提としており、文化的な多様性に対応できていない部分もある。

本研究の目的は、日本における文化的に多様な人々に対応できる能力、即ちカルチュラル・コンピテンス（以下「文化的力量」）をもつソーシャルワーク人材の教育プログラムの構築及びその教育効果の測定である。それに向けて、国内外の調査を基に作成した多文化ソーシャルワーク教育プログラム案による介入研究を行った。

2. 研究の視点及び方法

ソーシャルワーカーに求められる文化的力量は、異文化間場面において効果的に対応できる実践力を意味し、文化的な認識、知識、技術から成り立っている。本研究の具体的な枠組みとしては、ラムによる文化的力量力枠組み及びそれに基づく自己アセスメント・テストを用いた¹。介入プログラム案の内容は、本枠組みに沿って行った国内外の調査を基に作成した（表1）。この試験的な多文化ソーシャルワーク教育プログラムに参加する研究協力者として、A大学内で福祉系学生を募集した。プログラムは2013年2月中に2日に渡って集中的に実施した。

プログラムの効果を、ラムによる自己アセスメント・テストによる前後比較を中心に測定した。本テストは、文化的力量の24要素を1点から4点まで測る自記式のリッカート尺度である。英文のテストを翻訳した後、和訳について専門家や対象学生等の有識者と協議を繰り返した。介入研究で使用する前に日本版テストの予備調査を

¹ Lum, Doman. (2010). Culturally Competent Practice: A framework for understanding diverse groups and justice issues (4th ed.). Brooks/Cole Cengage Learning.

実施した。研究デザインは、現状に応じて準実験デザインとした。介入前に測る参加者の文化的力量レベルの自己評価、介入後に測る参加者の文化的力量レベルの自己評価、介入後に振り返って測る参加者の介入前の文化的力量レベルの回顧的な自己評価という三種類のデータを中心に収集した。同じく、プログラム内容における各文化的力量要素の取扱い度も参加者に評価してもらった（pre-post-then-covered evaluation、前・後・回顧・取扱評価）。プログラム終了後、その内容に関する最終レポートを執筆してもらい、質的な文章データも集めた。

表 1：多文化ソーシャルワーク教育プログラムの内容

	1 日目	2 日目
午前 (2 時間)	A) 文化的力量の調査票記入 0) 導入（文化的力量枠組みの説明）	2) 文化的な知識：文化に関する各種社会科学理論と日本における多文化の歴史及び実態の把握
午後 (4 時間)	1) 文化的な認識：各種参加型アクティビティを通して、文化に左右される自分と他人の文化（価値観、世界観など）に対する気づきの促進	3) 文化的な技術：ソーシャルワークの援助過程の各段階において必要な文化的な配慮点の確認 B) 最終レポート執筆、文化的力量の調査票記入

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づいており、実施前に日本社会事業大学社会事業研究所の倫理審査において承認を受けた。研究協力者には、自由な意思による参加、回答及び参加の部分的な拒否、記録の停止などの権利が保障された。さらに、研究成果の発表及びそれにおける匿名化、またデータの使用と管理について事前に説明し、同意してもらった。なお、本研究で採用した文化的力量枠組み及び自己アセスメント・テストの使用に関しては、著作権を有しているラム本人と出版社の許可を得ている。

4. 研究結果

表 2 のように、参加者の中では文化的力量の全体レベルも、各領域（文化的な認識、文化的な知識、文化的な技術）のレベルも介入後に上昇した（合計得点は平均 53.57 点 [55.80%] より 77 点 [80.21%] へ）。参加者の介入前の力量レベルの回顧的な自己評価は介入前の得点を全面的に下回っているため、介入後と比較した場合はより大きな上昇がみられた（合計得点は平均 47.727 点 [49.72%] より 77 点 [80.21%] へ）。同時に、参加者の評価によれば、プログラム内容が文化的力量の各要素を取り扱った度合いも同等に高かった（合計評価は 76.14 点 [79.3%]）。このように、本研究で提案した多文化ソーシャルワーク教育プログラムについて、文化的力量の上昇を期待できる効果を確認できた。

表 2：多文化ソーシャルワーク教育プログラムの効果測定結果

文化的力量領域	介入前平均得点 (最大得点比)	介入後平均得点 (最大得点比)	回顧的平均得点 ² (最大得点比)	取扱度平均評価 ³ (最大得点比)	最大得点 (100%)
認識 (4 要素)	12.14 点 (75.88%)	14.14 点 (88.38%)	9.86 点 (61.63%)	13.71 点 (85.69%)	16 点
知識 (5 要素)	11.43 点 (57.15%)	15.86 点 (79.30%)	9.29 点 (46.45%)	16.57 点 (82.85%)	20 点
技術 (15 要素)	30 点 (50.00%)	47 点 (78.33%)	28.57 点 (47.62%)	45.86 点 (76.43%)	60 点
合計 (24 要素)	53.57 点 (55.80%)	77 点 (80.21%)	47.72 点 (49.72%)	76.14 点 (79.31%)	96 点

² 介入前の自分の文化的力量レベルを、介入後に振り返って評価した得点を示す。

³ 各文化的力量要素のプログラム内容における取扱度に対する参加者の評価を示す。

1. 研究目的

利用者の主体性を尊重した福祉サービスが，さまざまな実践場面で求められている。これは，利用者中心や利用者本位，もしくは利用者主体の福祉サービスと表現され，今日の社会福祉実践における必要不可欠な理念と位置づけられている。本研究ではこれを，利用者主体の福祉サービスと呼称する。利用者主体の福祉サービスを字義通りに理解するならば，それを実践するためには，援助者は利用者の意向を尊重する具体的な手続きをとらなければならないであろう。しかし，利用者の意向に応えることがすべて，利用者主体の福祉サービスといえるだろうか。あるいは，福祉サービスは，どこまで利用者の意向に応えることができるのであろうか。利用者主体が，利用者の意向を受容することだとしても，利用者の意向を実現することと必ずしも一致するわけではないだろう。また，これまでに利用者主体の福祉サービスの実践例が多数報告されてきたが，それらの実践には異なる援助視点や理論的基盤が散見される。あるいは，利用者主体の福祉サービスの理念的，抽象的な説明のみで，具体的な社会福祉実践としての定義は不明である。すなわち，限定的な利用者主体の福祉サービスと言わざるをえなく，包括的な意味での利用者主体の福祉サービスと述べるのは困難である。利用者主体の福祉サービスが，社会福祉実践の理念である以上，その定義は，個別的な実践の説明にとどまるべきではない。利用者主体の福祉サービスは，一貫した援助した視点や理論的基盤に基づき，さまざまな実践場面に適用できる包括的なサービスとして定義される必要があるだろう。そこで本研究は，利用者主体の福祉サービスの理論的基盤について検討する。

2. 研究の視点および方法

利用者主体の福祉サービスを包括的かつ具体的に明らかにすれば，福祉サービスを必要とする者の生活ニーズに対応できる適切な実践が可能になると考える。したがって本研究は，利用者主体の福祉サービスの実用的な定義と実践方法の拠り所となる，利用者主体の福祉サービスの理論的基盤を検討する。具体的には，主要な援助の理論を用いて，利用者主体の福祉サービスの定義と方法，そしてその課題を分析する。検討に用いた援助理論は，クライエント中心理論（Rogers），課題中心理論（Reid & Epstein），システム理論（Bertalanffy, Minuchin），そして，行動理論（Skinner）である。

3. 倫理的配慮

本研究は，日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守した。なお引用文献等は紙面の都合上，当日資料に記載する。

4. 研究結果

検討の結果，利用者主体の福祉サービスの理論的基盤として最も適切であると考えられたのは Skinner, B.F を始祖とする行動理論であった。行動理論が最適と考えられた理由の 1 つに，この理論が徹底的行動主義という哲学的基盤に基づいているという点がある。この哲学によって，形而上学上でしか理解（解決）できない利用者の意向が具体化された。そして，行動理論に基づく利用者主体の福祉サービスの定義は，福祉サービスの利用者のある行動が強化され，同時に，そのような援助を実践する援助者の行動も強化^{注1}される「かかわり」と説明できた。そして，そのような環境を設定する一連のアプローチが，利用者主体の福祉サービスの実用的な実践方法といえるだろう。

注1 強化とは，ある行動が，その行動の生起に後続する即自の結果事象によって強められるプロセスをいう。すなわち，行動の頻度，生起率，強度などが増大する。

J 会場 場所 C棟 4階院生講義室 1

9 : 3 0 ~ 1 0 : 2 0

- ①【研究報告部門】精神障がいを有しホームレス状態にある人にとってのピアサポートの効果に関する質的研究

日本社会事業大学大学院博士前期課程

宇賀神恵理

1 0 : 2 5 ~ 1 0 : 5 0

- ②【実践報告部門】統合失調症を持つ人の「きょうだい」を対象にした「家族による家族学習会」の効果的なモデル構築を目指した実践-親の立場を中心とした家族学習会をどのように「きょうだい」に適用したら良いのか-

日本社会事業大学大学院博士前期課程

天川智子

1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 1 5

- ③【萌芽的研究報告部門】重度身体障害者ケア論-『解放』と『管理』のはざまで揺れるA施設を通して-

首都大学東京大学院修士課程

須田真介

■座長：齊藤順子氏

■コメンテータ：佐藤久夫氏

研究報告部門

精神障がいを有しホームレス状態にある人にとってのピアサポート の効果に関する質的研究

—ピアサポートへの意味づけを変容させていくプロセスを通じて—

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士前期課程 宇賀神恵理

日本社会事業大学 大島巖 (228)

〔キーワード〕 精神障がい、ホームレス状態、ピアサポート

1. 背景

ホームレス状態化・常態化することの誘因や結果のひとつとして、精神疾患や精神障害を有していることが挙げられている。西欧諸国におけるホームレス状態にある人への精神疾患有病率調査においては、その診断は多岐にわたり且つ各々の有病率は高値を示している。しかし、これら有病率調査の結果に基づく公的サービスの計画実施には至っていない。日本におけるホームレス状態にある人への精神疾患有病率調査では、路上生活を余儀なくされている人の 62.5%が何らかの精神疾患を有していることが明らかとなった。更に、精神発達遅滞や広汎性発達障害、認知障害を有している人らは合わせて 3・4 割存在していることも明らかとなっている。このことから日本においても、ホームレス状態化・常態化の背景として精神障がいの存在が示唆されていると言えよう。

障がいを有しホームレス状態にある人の現状と課題として、有している障がいの特性に応じた公的サービスが得難い状態にあることが挙げられる。つまり、障がいを有する人が障がいを有するが故にホームレス状態化、長期化・常態化、再状態化し、ホームレス状態として取り残されているという構図がある。アクセシビリティとはノーマライゼーションの理念から、社会の誰しもとにとってさまざまなサービスへの接近容易性、支障なく利用できるかどうかの度合いを示し、サービス利用による便益享受に至るまでがアクセシビリティの評価対象となる。障がいを有しホームレス状態にある人は、保健医療福祉等のサービスへのアクセシビリティが阻害されることによって、ホームレス状態においても、更にホームレス状態を脱出し地域生活に至ったとしても、孤立状態を深めているという現状がある。それ故、これまでに明らかにされてきた各調査の結果に基づく援助や支援の開発と提供は必要不可欠であると言える。

精神保健福祉分野においてピアサポートは、リカバリーを促進する要因として非常に重要であることが述べられている。しかし日本においては、精神障がいを有しホームレス状態にある人のピアサポートに関する研究は見当たらない。その一方で、ホームレス状態にある人に支援を提供する民間団体（以下、支援団体）では、ピアサポートと捉えられる活動やその報告が散見されている。そこで、精神障がいを有しホームレス状態にある人のニーズを時系列的に、各時点における意思決定にピアサポートが及ぼしている影響について検討することには意義があると考えた。

2. 目的

本研究では、精神障がいを有しホームレス状態にある人がピアサポートに対する意味づけを変容させていくプロセスを明らかにすることを通じて、ピアサポートがサービスへのアクセシビリティにどのような効果を及ぼしているのかを検討することを目的に質的面接調査を実施した。

3. 用語の操作的定義

精神障がい：精神疾患（精神発達遅滞、広汎性発達障害を含む）を有し、その診断ないし症候に関する告知を受け、継続的加療をしているもの

ホームレス状態：ルーフレス（屋根がない）状態とハウスレス（屋根があるが家がない）状態の総称

ピア：何らかの精神障がいを有し、且つホームレス状態を経験したことのある人

ピアサポート：同様な経験、同様な境遇、同様な環境におかれた者同士の営みのすべての総称

4. 研究の視点および方法

方法論の選択：本研究の目的が、限定された対象者に関するピアサポートの効果を対象者がたどるプロセスに基づき時系列的に明らかにすることである為、人間行動の予測と説明に関わり、特定の領域における説明力の高い理論を生成する為の手法であるグラウンデッド・セオリー・アプローチを方法論として用いた。

対象：対象者は、ホームレス状態を経験したことのある精神障がい者を有する 20 歳以上の成人とした。

対象者は、NPO 法人ホームレス支援全国ネットワークの正会員登録団体（以下、支援団体）のうち、関東全域と地方 2 都市を拠点とする支援団体に調査協力依頼を郵送、承諾を得られた支援団体と研究者が協議し、選定した。継続的比較分析法を用いるにあたり、追跡および追加調査が可能である者を対象とする為、原則的に支援団体と契約関係にある者のみを対象とした。対象者の選定においては、その時点までに実施した面接内容の分析から導かれた今後の比較対照の方向性に適合する対象者を選定する理論的サンプリングの手法を用いた。

データ収集：選定した対象者候補のうち、趣意書を用いて本研究調査の趣旨を書面と口頭にて説明、同意が得られた者に対し、半構造化面接を実施した。面接では、「これまでの生活史」「有する障がいとそれに関する内容」、資源とつながりをもっていく過程における「ピア」等「重要他者の存在」「ピアサポート」について尋ね、それに対して思い考えつくまに語ってもらった。

5. 倫理的配慮

本研究は日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理審査委員会の承認(2012 年)を得て実施した。対象者には書面と口頭にて研究の目的、方法、予想される臨床上的危害・不利益、協力の任意性、データ管理、結果の公表、研究者の氏名・連絡先について説明、書面を用いて同意を得た。

尚、本報告に際しては、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき構成した。

6. 結果

精神障がいを有しホームレス状態を経験したことのある人 19 名に対し、半構造化面接を実施した。面接時間は 32~116 分（平均 62.1 分）、対象者の年齢は 28~68 歳（平均 52.5 歳）であった。文中の〈 〉はカテゴリを表す。

分析の結果、精神障がいを有しホームレス状態にある人がピアサポートに対する意味づけを変容させていくプロセスは、〈ホームレス状態を余儀なくされる〉段階、ホームレス状態の中で〈生きる術としてピアサポートを意識せず利用する〉段階、再び社会とのつながりを取り戻し始めそれを維持する中でピアと〈つかず離れずの距離感を保つ〉段階、そして各々が希望を持ちピアサポート活動を含む支援団体等〈支援への定着・卒業を考える〉段階の 4 段階に大別された。

対象者は互いに安全性が守られる関係性を望んでいること、つながりを再構築させていく一助として支援団体という一定の構造化がなされている場が機能していること、必ずしも構造化されたピアサポートがニーズに適合するとは限らないこと、選択肢のひとつとしてコンシューマプロバイダとなることのできる制度設計を視座に入れる必要があること、個々人が希望するライフコースが重視され、それを歩んでいく為の支援が提供されることが求められていた。

7. 考察

対象者の特徴から、ホームレス状態と再び社会とのつながりをもち始める状態の際に、特にピアサポートがサービスへのアクセシビリティに効果的に機能すること、ピアサポート活動は繊細に実施される必要があることが示唆された。

尚、本研究は日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士前期課程修士論文として作成したものを一部、加筆・修正したものである。

実践報告部門

統合失調症を持つ人の「きょうだい」を対象とした 「家族による家族学習会」の効果的モデル構築を目指した実践 —親の立場を中心とした家族学習会をどのように「きょうだい」に適用したら良いのか—

日本社会事業大学大学院博士前期課程 2 年 天川 智子

日本社会事業大学 大島 巖 (228)

〔キーワード〕 統合失調症、きょうだい、家族による家族学習会

1. 研究目的

「家族による家族学習会（以下、家族学習会）」とは、主に統合失調症を患った人の家族が「参加者」と「提供者（担当者）」になり、疾患に対する正しい知識の伝達とともに、体験的知識の共有や家族同士の支え合いを重視する支援プログラムである。2007 年度に地域精神保健福祉機構（コンボ）が開発、著者は家族学習会普及事業に関わりながら、2012 年度と 2013 年度の 2 年間、親の立場が中心となっている家族学習会プログラムを、きょうだいにも効果的に適用するモデルを開発するプロジェクトに取り組んできた。本報告は効果モデルを構築した経緯を明らかにし、現時点における望ましいモデルに関する示唆を提示する実践報告である。取り組みの内容は、2012 年度のきょうだい対象家族学習会の有効性調査（調査Ⅰ）、2012 年度との比較からみた 2013 年度プログラムの有効性調査（調査Ⅱ）、参加型評価を活用したワークショップ（調査Ⅲ）の 3 調査で構成した。これら取り組みによって、家族学習会をどのようにきょうだいに効果的に適用したら良いのかを明らかにすること、さらに課題と今後のあり方を考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

2012 年度きょうだい対象家族学習会プログラムの有効性調査（調査Ⅰ）では、2012 年度家族学習会終了後にインタビューガイドによる半構造化面接を実施、きょうだいの思いの変化に注目しながら質的に分析した。2012 年度の比較からみた 2013 年度プログラムの有効性調査（調査Ⅱ）では、参加者全員にプログラム終了後に記述式アンケートを実施した。質問項目は「知りたいと思う情報を知ることができたか?」「話し合いの中で、思いを十分に表現することができたか?」などである。参加型評価を活用したワークショップ（調査Ⅲ）では、2013 年度家族学習会終了後に、参加型評価を活用したワークショップ形式での意見交換・検討会を行った。

3. 倫理的配慮

調査にあたっては、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の審査を受け、承認を得ている。調査協力者に対し、口頭と書面にて、研究の趣旨、匿名性の確保、回答を拒否しても不利益を被ることはないこと、データは厳重に保管すること、データは研究目的以外では使用しないことを説明し、同意を得た。日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

調査Ⅰでは、きょうだい対象の家族学習会の特徴的な効果として【きょうだい同士の情緒的な支え合い】【きょうだいの立場での体験の共有】【きょうだいとしての望み】が見いだされ、きょうだいに対しては「きょうだい同士」での家族学習会を行うことが効果的であることが明らかとなった。しかし調査Ⅱでは、きょうだいの年齢差と社会背景の多様性に配慮する必要があることが示された。調査Ⅲでは、幅広い年代のきょうだいが集まり、参加型評価を活用したワークショップでモデル図を作成し、同じ目線が共有できることがわかった。

きょうだいには親の立場とは異なった固有の不安・悩みを抱えているため、年齢層の若いきょうだいに限定した学習会を設定したり、多様な背景を持つきょうだいを対象に実施する場合は、学習会導入前後にモデル図を活用して家族学習会の方向性を共有・確認することの必要性が示唆された。

重度身体障害者ケア論

—「解放」と「管理」のはざまで揺れる A 施設を通して—

首都大学東京大学院博士前期課程 2 年 須田真介 (8456)

[キーワード]施設、ケア、歴史

1. 研究目的

本論は、日本における重度身体障害者運動の起点の一つとされる府中療育センター闘争（府中闘争）が、その後の施設にどのような影響を与えたのかを歴史的に検証することを目的としている。具体的には、府中闘争が闘争のさなかに（全国的にも初期に）つくられた A 施設にどのような影響を与えたのかを歴史的に検証することを試みた。

2. 研究の視点および方法

本論では 1 章において A 施設の前史を確認したうえで、2 章および 3 章において A 施設の設立から現在までの歴史を論じた。その上で、結論において、序論で示した 3 つの分析枠組（「施設におけるケア」「障害者運動史における施設」「施設の社会的機能」という視点）から A 施設の歴史を考察した。なお調査は施設に関する第一次資料および A 施設の入所者と職員に対する半構造化インタビューにより行った。

3. 倫理的配慮

論文においては、個人名はアルファベットで記載した（実名にて執筆活動、公的活動を行っている人物については実名を記載した）。なお、本論は「日本社会福祉学会の研究倫理指針」にもとづいている。

4. 研究結果

まず「施設におけるケア」という視点からは「関係性からシステムへ」、「障害者運動史における施設」という視点からは「対立から自立へ」、「施設の社会的機能」のいう視点からは「管理型から（アナキー的な自由型を経て）契約型施設へ」の変化であったとまとめることができる。

しかし上記のような分析枠組（から導かれた図式）に「当てはまる事実」と「当てはまらない事実」があることも確かである。まず「施設におけるケア」が「関係性からシステムへ」変わったことは確かだが、システムが行きわたった現在の施設においても職員と入所者が個人的に関係を結び、出かけたり、お酒を飲んだりすることがある（業務の時間外にはあるが）。「障害者運動史における施設」という視点からは、入所者が「対立から自立へ」向かったと述べた。しかし施設を自分の生涯の居場所と決め、職員に対して不満を抱きながらも、生活している入所者がいることも確かである。さらに「施設の社会的機能」という視点からは、施設が「管理型から（アナキー的な自由型を経て）契約型へ」向かったとまとめたが、施設における「管理」という問題がなくなったわけではない。

現在は、かつてのように当事者が自ら運動して施設を改革する時代（施設改革・第一期）ではなく、当事者の運動を知りつつ職員が主導して改革を行った（施設改革・第二期の）時代でもない。そのため現在の A 施設が抱える課題に対して歴史から遡及できる面があるのではないだろうかと結んだ。

最後に、全体の結論として、府中闘争は A 施設の歴史からみると、こうした変化を促す役割を果たしていたと考察した。

K会場 場所 C棟 4階院生講義室2

9:30～10:20

- ①【研究報告部門】施設内虐待のメカニズム回目に向けたモデル構築-スイスチーズモデルの援用可能性とその課題

日本社会事業大学大学院博士後期課程

松本望

10:25～11:15

- ②【研究報告部門】医療ソーシャルワーカーの直面する困難と対応策創造へのプロセス-役割構造の観点からの考察-

独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

大賀有記

■座長：原田欣宏氏

■コメンテータ：荒井浩道氏

【研究報告部門】

施設内虐待のメカニズム解明に向けたモデル構築

ースイスチーズモデルの援用可能性とその課題ー

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程 松本 望 (8530)

キーワード：施設内虐待，メカニズム，スイスチーズモデル

1. 研究目的

少子高齢化や家族機能・地域社会の変化に伴い、福祉サービスへのニーズが拡大化・多様化している。そのため「専門職」の質・量の確保が喫緊の課題となっているが、実際には質・量ともに十分確保されているとは言えず、この問題はそのまま「サービス」の質・量の問題となって現れている。本研究では、その数ある問題の中でも「専門職による利用者への虐待（以下、施設内虐待）」に焦点を当てる。

施設内虐待の実態に関して厚生労働省は、児童、障害者、高齢者の各領域において発生した虐待件数を毎年公表している¹。これらの調査結果からも、件数・内容ともに深刻な実態であることが明らかとなっており、施設内虐待の発生・予防メカニズムの早急な解明が求められている。しかし、施設内虐待に関する研究は少なく²、そのメカニズムについても不明な点が多い。このことが、虐待事例の分析や効果的な予防策の実施を難しくさせている一因とも考えられることから、本研究では施設内虐待のメカニズムを解明するため、新たなモデルを構築することとした。

2. 研究の視点および方法

本研究ではまず、これまでの施設内虐待研究で構築されてきたモデルの特徴および課題について整理した。その上で、新たな施設内虐待モデルを構築するにあたり、組織事故の代表的なモデルの一つである、Reasonの「スイスチーズモデル」³を援用することとした。

スイスチーズモデルを援用することの意義や理由に関しては、まず組織事故・施設内虐待ともに、事象を引き起こした個人にのみ原因や責任を求めるのではなく、「組織的要因」が強調されている点など⁴、双方のメカニズムには一定の類似性があると考えた。そして、組織事故・施設内虐待ともに、「予防」が何よりも重要であり、スイスチーズモデルは数ある組織事故モデルの中でも、事故を防ぐための「防護」も視野に入れるなど、包括的に事象を捉えることができると考えた。以上のような理由から、本研究ではこのスイスチーズモデルについて、文献や資料をもとに特徴および課題を整理し、施設内虐待モデルへの援用可能性とその課題を明らかにした。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮については、日本社会福祉学会の研究倫理指針に則り、引用・参考文献を明記した。

4. 研究結果

先行研究における施設内虐待モデルは、他の研究領域における理論や、現場での知見をもとに構築されたものが多く⁵、共通して複数の発生要因に焦点が当てられていた。しかしその要因のほとんどは、多くの施設に共通してみられるものであることから、発生要因の存在と虐待の「発生」との間の直線的な因果関係のみでメカニズムを説明するには限界があることが分かった。そのため、発生要因の組み合わせや相互作用を考慮し、さらに虐待の「予防」につながる要因（予防要因）にも焦点を当てる必要性が明らかとなった。また虐待の発生には複雑・多様な要因の存在が指摘されていることから、時系列など、要因を分類・整理することも課題として明らかとなった。

一方、スイスチーズモデルは事故を「潜在的状況要因」「局所的要因」「不安全行動」が組み合わさり、何層もの事故を防ぐための「防護」に穴を開け、その穴が偶然重なったときに発生すると捉えており、発生要因の組み合わせと、予防も含めた要因を包括的かつ段階的に捉えることのできる有用なモデルであることが分かった。

このスイスチーズモデルを施設内虐待に援用する上での課題としては第一に、スイスチーズモデルでは要因の対象については明示していないことから、施設内虐待モデルでは要因を整理するため、先行研究をもとに「潜在的状況要因」「局所的要因」「防護」それぞれに対し、要因の対象（『社会・職場環境』『職員』『利用者』）を明示することとした。また、その際スイスチーズモデルでは検討されていない「組織的要因」よりもさらに広い、社会的要因も視野に入れることとした。第二に、スイスチーズモデルは、要因から事故の発生に至るまでの流れを一方向で示していることから、要因間の関連や相互作用も考慮したモデルを構築することとした。

5. 考 察

本研究で構築した施設内虐待モデルは今後、実際にあった虐待事例などをもとに検証作業を進めていく必要がある。そして、本モデルをもとに例えば施設種別による虐待事例の特性や、個々の虐待事例の特徴等を明らかにするなど、施設内虐待研究を蓄積させ、虐待の予防に向けた研究および実践への発展に結びつけていくことが期待される。

¹ 『児童福祉法等の一部を改正する法律』『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』において、それぞれ施設における専門職による虐待について件数等が公表されている。なお本研究における「施設内虐待」の定義は、これらの法律に基づくものとする。

² 例えば、山田裕子：神奈川県における施設職員のための高齢者虐待防止の手引きの作成とその意義。社会学論叢,6(168)21-48（2010）。

³ Reason, J : The human contribution ; Unsafe acts,accidents and heroic recoveries. Farnham, England; Burlington, Vt.: Ashgate, 51（2008）。

⁴ 例えば、施設内虐待に関する研究としては、認知症介護研究・研修センター（仙台・東京・大府）：高齢者虐待を考える；養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集。認知症介護研究・研修センター（2008）など。組織事故の研究としては、関岡保二：複雑なシステムにおけるヒューマンエラーの管理；東海村臨界事故を事例として。中央学院大学商経論叢，17，51-70（2003）などがある。

⁵ 例えば他領域の理論を用いた研究として梶川は、虐待発生のエコロジーとして犯罪学の日常活動理論や、いじめの理論などを引用し説明している（梶川義人：特集高齢者虐待の実態を探る；虐待はどうして発生するのか高齢者の虐待を防ぐための5つの鎖による当事者化の防止。ジーピーネット 51（8），27-32（2004））。また現場の知見をもとにした研究として、前掲4の認知症介護研究・研修センターの事例集や自治体のマニュアルにおいて、三瓶徹氏が作成したとされるモデル図が広く用いられている。

研究報告部門

医療ソーシャルワーカーの直面する困難と対応策創造のプロセス

—役割構造の観点からの考察—

独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター 大賀有記（6548）

[キーワード] 役割, 行為, 変化

1. 研究目的

1980年代後半以降日本の医療施策において、効率的かつ効果的な医療供給体制の整備は重要な課題となっている。それに伴い、地域医療連携体制の強化や、保健医療職種間のクロスオーバー化は進み、医療ソーシャルワーカー（以下、ソーシャルワーカーとする）の果たすべき役割は変化、多様化し、あいまい化しているといえる。このような状況下、ソーシャルワーカーは業務遂行上の多様な困難に直面している。本来のソーシャルワーカーの役割とは何かについての議論も盛んになり、試行錯誤しながらも、専門職としての職責を全うしようとする工夫も多く提案されている。ではなぜ、役割があいまい化し業務遂行上の困難が多様化しても、ソーシャルワーカーは対応策を編み出し続け、支援を続けることができるのだろうか。本研究では、ソーシャルワーカーの役割変化に伴う困難とその対応について扱った文献を役割の構成要素をもとに考察し、役割を遂行し続けるために必要な役割構造について言及する。

2. 研究の視点および方法

本研究では、ソーシャルワーカーの役割変化に伴う困難とその対応策創造のプロセスについて、役割構造の観点から理論的考察を行う。役割理論は、1900年代初頭のMead（1934＝1973）の社会的自我論を基にしている。Meadは移民やスラム等、当時の社会問題に深い関心を寄せていた。その社会問題を人が解決するためには、人を社会に能動的に働きかけ続ける存在として描き出す必要があり、役割という理論が生まれたと考えられる。本研究では、Meadの考え方を主軸に置きながら役割理論の系譜を確認し、役割の4つの構成要素（期待、社会的位置、規範、行為）を見出し、役割の定義を「個人の社会的位置との関係における、期待と規範に基づいた行為」とした。つまり役割は、この4つの構成要素が交互に影響し合いながら全体として成立する構造をとっているといえ、最終的に「行為」により表されるとした。そして、1980年代後半から2013年までのソーシャルワーカーの直面する困難とその対応についての文献を取り上げ、困難の質について述べた。そしてなぜ困難な環境下においても、ソーシャルワーカーとして役割を遂行し続けることができるのか、理論的考察を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は調査等を行わず文献研究のみで行う。文献については出典を明記し、日本社会福祉学会が定める「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守した。

4. 研究結果

文献レビューを行った結果、その内容は困難の影響要因別に4つに大別された。

1点目は、短期集中治療と早期退院体制から派生してくるものである。ここでの困難は、患者家族か

ら期待される支援業務と、病院組織がソーシャルワーカーに求める業務の両立が難しいと捉えられていることから派生しているものと考えられた。つまり、ソーシャルワーカーが役割を果たすべき二者の期待が一致していないが、その両方に応えていかなければいけないソーシャルワーカーの苦悩があると考えられるのである。ここでの困難は、一見背反する「期待」に同時に応えていかななくてはならない「行為」についての困難といえる。

2点目は、地域完結型医療体制から派生してくるものである。病院のソーシャルワーク部門は、地域医療連携室などに統合される傾向が強まり、組織での位置付けが変化した。ソーシャルワーカーの活動の範囲がメゾレベルに広がったことによって、所属部署の変化や立ち位置の変化が生じ、それが「社会的ポジション」の変容として表れた。その新しいポジションにおいて、ソーシャルワーカーとしての「行為」も変容する必要があったが、それに適応する過程で職業的アイデンティティがあいまいになり苦悩したといえる。

3点目は、他職種との関係性の中で派生してくるものである。保健医療職種間のクロスオーバー化が進んだことにより、ソーシャルワーカーは看護職らとともに相談支援業務を行うようになってきた。そこに業務の相互乗り入れを懸念し、他職種とどのような関係をもって支援にあたるのか、困難が発生したのである。ここでソーシャルワーカーが困難を感じるのは、医療全体が患者中心志向を明確に打ち出したことにより、患者家族の生活全体をみて当事者を尊重し支援するというソーシャルワーカーの「規範」に基づく独自の「行為」がとりにくくなっていることに対する苦悩ともいえる。

4点目は、困難の交互作用に関するものである。困難は単なる患者家族との葛藤や、組織との葛藤だけではなく、ソーシャルワーカーをとりまく環境全体の交互作用から生じていることが示されている。一つの困難がお互いに影響を与え合い、困難全体が大きく深くなっていることが示唆されている。ここから、困難は「社会的位置」や「期待」の変化や背反が影響して、ソーシャルワーカーとしての「規範」に基づいた「行為」がとりにくくなっていることへの表れであるといえる。

そしてそれぞれの困難については、対応策が創造されている。短期間で支援効果を上げる検討や、病院組織や他職種との効果的な関わりの考案はなされており、変化し続ける環境に適応すべくソーシャルワーカー自身も勤しんでいる。これらの研究はどのような環境においても、ソーシャルワーカーとしての役割を遂行するためのものであり、期待、社会的位置、規範、行為の4つの要素が交互に影響し合う役割構造を機能させようとするものといえる。役割は、人間が社会問題に対し取り組み続けるために生まれた理論である。人が変化し続ける社会問題に取り組むためには、期待、社会的位置、規範、行為の4つの要素が役割というシステムの中で相互に影響し合いながらも、役割全体として機能する構造を維持するプロセスが必須であることを捉えることが肝要であろう。

本研究は、役割のあいまい化が加速している病院のソーシャルワーカーに着目し行ったが、社会問題が多様化し役割の変化や拡大が求められている他分野のソーシャルワーカーの直面する困難と対応策の創造への理解にも援用できると考える。

・文献

Mead, G.H. (1934) *Mind, self and society*, University of Chicago Press. (=1973, 稲葉三千男・滝沢正樹・中野 収訳『現代社会学大系第10巻 精神・自我・社会』青木書店.)

■■ 学会学術賞受賞者記念講演 ■■

『要介護高齢者の退院援助に有効なアセスメント法の開発とその活用～社会にインパクトを与える研究方法論の視点から～』

東海大学 小原真知子氏

場所 B棟 B101教室

12:30～13:15

2013 年度 日本社会福祉学会 関東地域部会研究大会
要介護高齢者の退院援助に有効なアセスメント法の開発とその活用
～社会にインパクトを与える研究方法論の視点から～

東海大学 小原真知子

研究者にとって実践の変化に結びつくエビデンスを創出するためには、それが研究者の興味に基づくものであったとしても、援助実践で求められているものであり、対象者のアウトカムにつながらなくてはならない。拙著は要介護高齢者の退院援助のソーシャルワークアセスメントツールの開発とその活用をまとめたが、援助実践から出発した自らの研究プロセスをあらためて紐解き、社会にインパクトを与える研究方法論の視点からそのあり方を共に考えていきたい。

1.研究動機を明確にし、学術的意義を確認する

本研究をはじめようと思ったきっかけは大学病院医療福祉相談室で、要介護高齢者の退院援助に深くかかわってきたことにはじまる。私は多専門職で構成されていたリハビリテーション部門のチームメンバーの一員でありソーシャルワーカーという立場で援助を行っていた。部門内でソーシャルワークの独自性と専門性を提示し、チームに貢献することは、常日頃からの大きな課題であった。

保健医療分野のソーシャルワーカーは受診受療に関する問題、心理的支援、経済的問題など、多岐にわたる援助をしているが、本研究では、ソーシャルワーカーが実践してきた高齢者の退院援助に焦点を絞った。その理由は、高齢者は疾病を機に治療が終了しても障害を持つ可能性が高く、継続して医療的なケアが必要な場合も多い。そのため高齢者の入院は退院後に介護を要する可能性が高くなり、サービス提供に関しては医療機関だけで完結するものではなく、退院後には、家族や地域サービスを含めた支援体制の検討を要するからである。

医療ソーシャルワークの方法論的取り組みとして退院計画（Discharge plan）の重要性は日米を問わず、その歴史的変遷を概観しても明らかである。その退院援助に関する技術的な開発研究は米国を中心に進められてきたが、わが国においても 1990 年代後より、いくつか評価開発が試みられてきた。これまでの動向から推察しても、ソーシャルワークの専門的立場からの退院援助の技術的研究は、援助介入の質を高める上でますます要求されている。また要介護高齢者の退院援助は患者や家族の生活拠点である地域の限られたサービスの中で必要な利用者に適切な量を適時に提供されることが要請されている。これはソーシャルワーク退院援助のアセスメント方法が不適切であれば、結果として、サービス分配や医療の供給体制にゆがみが生じることにもなりうる。したがって、本研究の目的は技術論的な意味だけではなく、政策面やサービス提供の側にとっても意義のあるものと考えた。

2.援助実践において科学性が発揮できる研究方法の検討

ソーシャルワーク研究は他の研究と同様、科学性が重視されている。科学的に証明するといった場合、量的研究に親和性の高い反証主義と質的研究に親和性の高い帰納主義でしばし議論になるが、同じ“科学”という言葉であってもその内実についての理解は人によって大きく異なる。特に援助実践の場合、科学的研究方法は個人的に興味や動機があったものが、ひとりよがりのものではなく、批判的に吟味可能な研究プロセスが提示することで公共性のある科学的な成果として他者から受け取ってもらう必要がある。本研究の場合、目的を 2 つ定めた。第一に、退院後の介護形態の予測が可能な実用的なアセスメ

ントツールの開発とその効率性・効果性の検証を行うこと。第二に、介護が必要になる高齢者の退院援助において活用できるアセスメントツールの開発と専門職チームでの退院援助においてソーシャルワーク領域でのアセスメントの独自性を明示することであった。その目的を達成するために、設定した研究目的と相関的に有効な研究方法を探し、立ちはだかる現実的制約をふまえ、研究方法を選択する必要があった。

そこで、要介護高齢者の退院援助アセスメントツールを開発するにあたって、研究の学術的意義を確認するための先行研究を広く渉猟した。さらに現在のアセスメントの問題点を提示した上で、研究開発のためのプロトコルを作成した。また、本研究の概念モデル設定と作業仮説を設定し、調査研究をおこなった。本研究は開発と検証で構成し、計 5 つの調査を実施した。

アセスメント開発の前にアセスメント概念の基礎的研究から、具体的にどのような点で概念が不明確なのか提示するために理論的考察を行なった。その上でソーシャルワークアセスメントツール開発のための必要なプロトコルとして(1)定義・概念設定→(2)領域・視点の明確化→(3)概念モデルの適用→(4)項目の収集(予備調査)→(5)ツール開発:モデル選定→(6)信頼性・妥当性の検討→(7)使途の確認→(8)アセスメント結果援助活用→(9)ツール評価であり、その一連の流れに則って開発をおこなった。

開発段階では社会福祉援助実践の中で得られるものに着目し、研究手法は医療機関のフィールドから醸成できる質的調査を用いた。具体的には実際のクライアント・ワーカー間でのインテーク面接を通して、詳細な分析を行なった。その理由は、実践と理論の統合できる帰納的手法を用いることにより、その成果を現場に還元することで、社会福祉研究本来の意義を追究できると考えたからである。また、データ精査のために理論と実践を理解しているベテランソーシャルワーカーにコンサルテーションを受けた。加えて、人権の保護、プライバシーの保護に十分考慮した上で、内容の検討、質問の方法などを共に検討した。アセスメント項目を 50 項目設定した後、各々の評価項目に基づき、転帰先を従属変数として統計的調査を行い、10 項目をアセスメントの領域と視点をし、下位項目設定とそれぞれの項目の構成概念ならびに操作的定義づけを行った。

検証段階では開発したアセスメントツールが他の施設や時間的経過では活用の限界があるかもしれないというアナロジーに基づき一般化を試みる必要があった。ここではこのツールの信頼性と妥当性の検証するために 4 つの調査を行なった。これは、量的調査と質的調査といった二曲図式を超える双方を組み合わせるトライアングュレーションを採用した。その理由は、複数の異なる視点からアプローチする複眼的手法でその現象をできるだけ多角的に検討を試みる必要があると考えたからである。信頼性の検討は信頼性係数の算出と再テスト法を採用した。また、妥当性の検討には構成概念妥当性を因子分析で構造を検討し、設定した概念モデルを確認する方法を採用した。さらに評価予測の経時的妥当性の検証

調査Ⅳ) 高齢者退院援助アセスメントツールの客観的妥当性の検証 (量的調査)
調査Ⅲ) 7 年後の追跡調査を通して、開発したツールの妥当性の検証 (質的調査)
調査Ⅱ) 介護老人保健施設に適用し退所援助アセスメントツールの信頼性と妥当性の検討 (量的調査)
調査Ⅰ) 医療機関における高齢者退院援助アセスメントツールの信頼性と妥当性の検討 (量的調査)

は、半構造面接法を用いた事例研究を採用し、質的側面から検討した。これが十分な研究方法であったかどうかは議論の余地が残るが、今後も援助実践でこのアセスメントツールで活用しつつ再検討を加え、

時代やニーズに即した形で汎用性を高めたいと考えている。

3 ソーシャルワーク研究のための理論活用

援助実践で生じている現象理解のためのツール（道具）として理論は研究者側の関心や目的に応じて有効な理論を使い分ける必要がある。すなわち理論についても研究方法と同様、諸理論の有効性と限界、現実的制約を勘案し、選択して活用することが望まれよう。特に臨床研究の場合、現場は常に変化し、対象者は多様であり、高い一般性を持つ理論にとどまらず個別のケースを理解するためにもローカルな理論を用いる必要性も出てくる。本研究は高齢者退院支援のソーシャルワークの独自性としての科学的根拠を明示するためにも多様な理論を組み合わせる必要があった。ここでは、社会福祉実践におけるソーシャルワークアセスメントの概念整理を先行研究から検討し、高齢者退院援助アセスメントツール開発に向けて、ソーシャルワークアセスメント、ソーシャルワーク対象者の操作的定義づけをおこない、家族介護負担感、およびストレス・コーピング理論の適用を検討し、研究調査の概念モデルを提示した。加えて開発したアセスメント項目の領域と視点を明確にするために下位項目を設定した。その根拠を明示するためにもそれぞれの項目の構成概念ならびに操作的定義づけをおこなう上で、実に 20 以上の理論を活用した。これにより、実践者がアセスメント項目の解釈が容易になり、何をアセスメントしているのかが明確になる。しかしながら、これらの理論のとらえ方は援助実践のあり方をその根底から規定する実践的問題にもかかわり、すべてを説明できるわけでもないことの限界性も含んでいることを理解しておく必要がある。しかしアセスメント項目をコトバとして説明することが前述したとおり、「科学性」すなわち他者が批判的に吟味可能な研究プロセスを明示すること、すなわちここで得られた知見を公共性のある「臨床の知」として多くの実践者に活用していただき、それがどのような結果をもたらしたかを検証し、再現性を確認していく作業が必要であろう。このプロセスを経て、はじめて自らの研究成果を実践現場に還元できるといえよう。

4. 本研究から考える社会的なインパクトとしての研究方法論とは

研究方法の有効性は関心や目的に応じて相関的に決まることから、それに応じて有効な方法を選べばよいであろうが、研究で創出されるエビデンスが与えるインパクトの範囲を見据える必要があるかもしれない。ミクロレベルでは対象者に援助する実践者や実践現場に影響を与えるものであり、メゾ・マクロレベルでは社会や国家に影響を与えるものであろう。そのとらえる範疇によっても研究を構成する方法論が規定される。本研究は援助実践から出発した研究として、その成果を実践現場に還元することを念頭におきながら、ミクロにとどまらずメゾ・マクロレベルでのインパクトを考えた。開発したツールが空理空論のものではなく、実際の援助者が現場でそれを適切に使用しかつ実用性を高めるために、誰でも標準的な使用可能なようにマニュアルの作成を試みた。具体的には開発した高齢者退院援助アセスメントツール、アセスメントを行う際の判定基準、および面接ガイドを作成し、初心者でも活用できるようにすることでソーシャルワーク援助の質の担保を図ることができると考えた。このインパクトはソーシャルワーク援助の技術的貢献につながるとした。また、このツールの活用は入院当初の段階で、家族介護の質や量を肯定的にアセスメントし、退院後に家族が家族なりの取り組みを支援する援助計画につなげられ、そのインパクトとは、アセスメントツールが利用者にとってサービス資源の選定の最適化を可能にするとした。メゾレベルでは、地域ケアのサービス分配の効果性と効率性にも貢献するとした。

マクロレベルでは我が国の医療費の削減に貢献できると考えた。その意味においてこの研究はまだ多くの課題を残している。社会的にインパクトのある研究方法とは研究者一人が作り上げるものではなく、特に援助実践においては、他の研究者、ステイクホルダー、実践現場からフィードバックしてもらうこと、若しくは批判的に吟味可能な研究プロセスを開示することで、創出された成果に対し検討を重ねることを通して、再現性や汎用性を高めていく必要がある。ソーシャルワーク研究は実践現場と研究者との協働作業の中で展開されてこそ、社会的なインパクトのある研究として真に価値づけることができるのではないだろうか。

■■シンポジウム■■

場所 B棟 B101教室

13:30～17:00

テーマ

「社会にインパクトを与える社会福祉学研究とその方法論」
【シンポジスト】

趣旨・位置づけ・枠組み

大島 巖氏

(日本社会事業大学)

東日本大震災と社会福祉学研究の課題、その研究方法

荒井浩道氏

(駒沢大学)

ホームレス状態からの「脱却」に向けた支援に関する研究とその研究方法

後藤広史氏

(日本大学)

高齢者虐待にどう向き合うか：「安心づくり安全探しアプローチ(AAA)」開発研究

副田あけみ氏

(関東学院大学)

地域移行・就労移行に向けた効果的支援モデル構築のための評価研究方法

賛川信幸氏

(日本社会事業大学)

●指定発言者：森田明美氏（東洋大学）

●コーディネーター：田嶋英行氏（文京学院大学）

山田知子氏（放送大学）

2013年度日本社会福祉学会関東部会研究大会
社会福祉学からの『発信力』(その2)～社会にインパクトを
与える社会福祉学研究とその方法論～
趣旨・位置づけ・枠組み

2014.3.1

日本社会事業大学 大島 巖

本シンポジウムの趣旨

- 2011年3月12日開催予定の研究大会テーマ・シンポジウムテーマは「社会福祉学からの『発信力』～社会にインパクトを与える社会福祉学研究とは」だった。研究大会前日に発生した東日本大震災のため、研究大会は延期(2011年7月31日開催)された
- このシンポジウムでは、現代日本の雇用不安、国民の生活不安の増大など生活問題は多様化、深化していることに対して、社会福祉学研究は生活問題の最前線にあって、これらの状況をどう受け止め、研究として何が出来るのかを議論した
- その後研究大会では、2回にわたって震災関連のテーマを取り上げた。震災のテーマ自体が、社会福祉学からの『発信力』が問われるテーマである
- 本大会では、過去3回の研究大会を振り返り総括する意味で、社会福祉学が『発信力』を強めるために何をすべきか、社会に何を求められているのか、今回は特に研究方法論に焦点を当てて検討する

社会福祉実践研究の目的

- 「研究」には種類の異なる二つの大きな目的:
 - ✦ ①真理の探究(純粋科学)と、②問題の解決(実践科学・応用科学)
- 社会福祉実践研究は、社会福祉問題の解決のための実践科学(上記②)である
- 研究上の問い(RQ)は、(i)現場の問題発見と解決、(ii)サービス・援助技術の向上に密接に関わる
- 研究の価値は実践にいかに関与できるかに関わる

社会福祉実践研究がめざすもの

- (問題の)記述研究、(問題の)要因探索研究
⇒RQ: 改善すべき問題・課題の実態、サービスへのニーズ状況を
知りたい。どのようにして、その問題が発生しているのか要因を知
りたい。
✦ 「記述」研究、「説明」研究、「因果関係検証」研究
- (問題解決への)介入研究、プログラム評価研究
[含、効果モデルの開発研究、実施・普及研究]
⇒RQ: どのような援助方法が効果を上げることができるのか、その
援助方法・プログラムは効果的かを知りたい。
問題が発生させる要因を取り除いたり、改善するために有効なア
プローチ法を知りたい

研究デザインの設定

- 研究の種類1(問題の記述研究、要因探索研究)
 - ✦ 記述(問題の理解・把握) ⇔ ニーズ評価
 - ✦ 説明(問題発生仕組み、原因を探索・説明) ⇔ ニーズ評価、概念モデルの作成
 - ✦ 因果関係の検証★ ⇔ 概念モデルの作成、検証
- 研究の種類2(問題解決への介入研究、プログラム評価研究)
 - ✦ 開発評価研究 ⇔ 問題の記述・説明(ニーズ評価)、概念モデル(プログラム理論の生成、理論評価)
 - ✦ 継続的改善・形成評価★ ⇔ ニーズ評価の継続的反映、理論変更
 - ✦ 実施・普及評価
- ◎ 「★」は保健医療領域のRQで重視
- RQ定式化のフォーマット PICO/ PECO

RQ定式化のフォーマット [PECO / PICO](保健・医療領域)

- どんな対象に Patient and/or Problem
- 何をすると Exposure / Intervention
↑ 要因探索研究 / ↑ 介入研究
- 何と比べて Comparison Intervention(s)
- どうなるか Outcome(s)

社会福祉実践研究における 質的・量的実証研究の特質

- 社会福祉問題に関する、①「記述」研究、②「説明」研究、③「因果関係検証」研究の研究プロセスを通じて、
- 改善すべき問題と課題の実態を明らかにし(ニーズ評価)、その問題を生み出す要因を解明し、介入可能な要因へのアクションプランを作成する(プログラム理論評価)ことに貢献する
- これは、プログラム評価の「効果的プログラムモデル開発評価」に該当する研究アプローチと位置付けられる
- 評価階層の基底を支える、ニーズ評価、プログラム理論評価の実施。社会福祉問題解決のための、効果的プログラムモデルを開発する実践研究と位置づけられる

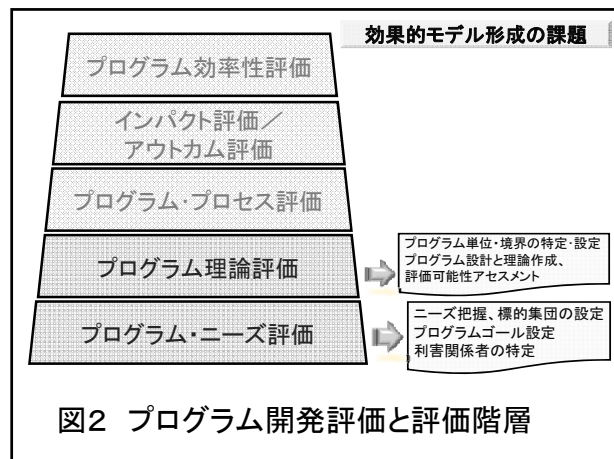


図2 プログラム開発評価と評価階層

福祉プログラム評価において 特に重要な評価実践アプローチ

- 【効果的プログラムモデル開発評価】新規の効果的プログラムの開発、既存プログラムを効果的プログラムに再構築
- 【効果的プログラムモデルの継続的改善・形成評価】効果的なプログラムモデルに発展させるための形成評価、プログラム改良のための効果評価アプローチ
- 【効果的モデルの実施・普及評価】効果的(EBP)プログラムモデルの実施・普及アプローチ

効果的プログラムモデル構築の ために：臨床現場からの貢献

- 理論的にも実践的にも発展して来たプログラム評価の理論と方法論を用いて、既存プログラムや新しく導入される実践プログラムを、実践にもとづく効果的なプログラムモデル(EBP)に構築するためのアプローチ法が求められている

援助プログラムの種類[エビデンスレベルから]

- 科学的根拠に基づく実践(Evidence-Based Practices; EBP)プログラム
 - ✦ 十分な科学的根拠があるプログラム
- ベスト・プラクティス(Best Practices)プログラム
 - ✦ EBPほど科学的な根拠はないが、実践的な裏付けがある
- エクスパート・コンセンサス(Expert Consensus)プログラム
 - ✦ 専門領域のエクスパートの多くが推奨をする
- 根拠が明らかではないプログラム
 - ✦ 実践の中で有効性の裏付けが徐々に得られつつあるもの
 - ✦ 有効性の裏付けがないもの

実践現場で根拠のある有効な プログラムモデルを作り上げる手順

- 実践の新しいちょっとした工夫を、現場のみんなで共有し、その工夫を元により良い方法をみんなで考える
- 実践上の工夫をチームの中で共有化
 - ✦ 援助チーム、施設や病院などより広範な人たちの間で少しずつ共有化
- 新しい援助技術・援助方法を定式化
 - ✦ プログラム実施マニュアルとして文書化する
 - ✦ より広範に受け入れて貰うために、科学的な方法を用いて効果や効果的な援助アプローチを検討
- 新しい援助技術・援助方法をプログラム化する
 - ✦ 1施設の効果評価、多施設共同研究の効果評価で有効性検証
 - ✦ 効果的なプログラム要素を明らかにする
- EBPなど効果的プログラムモデルの実施・普及に関与
 - ✦ ボトムアップ型アプローチ (Chen, 2010)

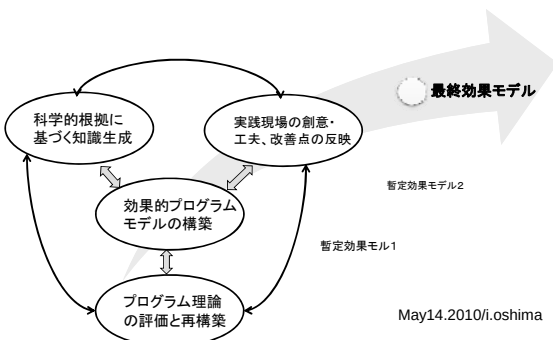
福祉実践家の倫理とEBP

- 利用者の支援にかかわる福祉実践家は、利用者の支援効果が最大になるよう、常に支援内容を検討・検証する「倫理的義務」がある
- したがって、支援の効果が世界的に立証されているEBPIには優先して取り組むことが求められている
- 支援プログラムの実施内容を常にモニタリングし、評価して、創意・工夫をこらしてより良い支援になるよう、努力すること、新しい知識を常に把握し、それを批判的に吟味した上で自らの支援に反映することが必要(アメリカソーシャルワーカー協会倫理綱領5.02)
- 研究者-実践家モデル(Scientist-Practitioner Model)の必要性

効果的プログラムモデルの構築

- プログラム評価は、評価プロセス全体を通じて、EBPを含む効果的プログラムモデル(効果モデル)の形成と社会の中で効果モデルの実施・普及を目指す
- 効果モデルを構築するために、
 - ✦ プログラムモデルには、①効果的援助要素とプログラム理論を設定し、②実施マニュアルを明文化して、③効果モデルを日常的に評価・検証する仕組みを整備することが必要
- 福祉実践プログラムの場合、その性格上より効果的なモデルを形成する上で、モデル評価・検証のプロセスに実践家の参加と協働で進めることが必要・不可欠とされる

プログラム理論・エビデンス・実践間の円環的対話による効果的プログラムモデル形成のためのアプローチ法(CD-TEP法)



ソーシャルワーカーに何が必要か

- Swerが目指すもの
 - ✦ ①効果的プログラムモデル(効果モデル)の開発
 - ✦ ②効果モデルの継続的改善・形成
 - ✦ ③効果モデルの実施・普及
- 目指すべき「効果モデル」
 - ✦ EBPプログラム
 - ✦ EBPの効果的な実施・普及モデル、効果的実施体制
- 「効果モデル」はどのように把握される？
 - ✦ プログラム理論(①インパクト理論、②プロセス理論)
 - ①プログラムゴールとインパクト理論、②サービス利用計画、組織計画
 - ✦ 効果的援助要素 Critical Components のリスト
 - ✦ 実施(実践)マニュアル
 - ✦ 評価ツール(アウトカム評価ツール、プロセス評価ツール)

ソーシャルワーカーに何が必要か(2)

- 「効果モデル」の構築(開発、継続的改善・形成、実施・普及)のために、Swerは何をすれば良いか
 - ✦ サービス内容の日常的モニタリング(プロセス・アウトカムモニタリング)⇒実施(実践)マニュアルへの反映
 - ✦ 創意・工夫の共有化、実施(実践)マニュアルへの反映
 - ✦ プログラム改善のためのワークショップ
 - ✦ 事業所内のプログラム評価(含・single system design)
 - ✦ 福祉系大学などと連携した多施設共同プログラム評価プロジェクト
- 「効果モデル」の構築のため、Swerの立ち位置・立場
 - ✦ 実践現場の担当者(実践家評価担当者)として
 - ✦ 実践現場の評価をサポートするコーディネータ(評価ファシリテータ)として
 - ✦ 福祉系大学などの教育・研究者として
 - ✦ プログラムを運営・管理する担当者として

福祉プログラム評価の動向

- 近年、対人サービスの実践プログラム領域で、EBPを含む効果的なプログラムモデル形成への関心が高まる
 - ✦ 各領域で効果モデルに関するデータベース(キャンベル共同計画、WWC、N-REPPなど)が構築され活用される
 - ✦ 実践プログラムの有効性(インパクト)をランダム化比較試験(RCT)や比較による有効性研究(CER)で検証が求められる
 - ✦ プログラム援助効果(アウトカム)を生み出すことに関わる効果的プログラム要素(critical components)や、効果的プログラムの設計図であるプログラム理論(program theory)を、実証的にも実践的にも検証することが追求される
- これら取り組みに、プログラム評価の方法論が不可欠
- 実施・普及が可能な効果的実践モデルの構築には、実践家参画による継続的改善・形成評価が必要とされる

福祉制度・施策評価の国際動向

- アメリカでは1993年に政府業績結果法(GPRA)が導入、各省庁にプログラム評価の実施を義務付ける
- アメリカ議会予算局(OMB)や会計検査院(GAO)には、政策評価、制度・施策評価にEBPなどの評価統合(Evaluation Synthesis)と、それを進めるための評価統合システムを体系的に導入
 - ✦ 効果的プログラムモデルを実施することが不可欠の情勢
- 保健・医療・福祉・教育などの連邦政府各部署に、EBPを含む効果的な各種対人サービスプログラムの情報を評価統合して、関係者に体系的に整理し、提供する仕組みが構築
 - ✦ アメリカ連邦教育省のWWC(What Works Clearing House)は、キャンベル共同計画と共同で開発・運営される
 - ✦ アメリカ連邦保健社会福祉省SAMHSAのN-REPP:EBPの情報提供を行うと共に補助金支給の根拠にも活用

ソーシャルワーク領域におけるEBP・プログラム評価研究への関心の高まり

- NASWソーシャルワーク政策研究所は「ソーシャルワーク研究と比較による有効性研究(CER):両者のつながり強化のための研究シンポジウム」を開催し、CERというプログラム評価の科学性追求を加速し、そこに占めるソーシャルワーカーの役割を強調(2010)
- その中で、NASWは実践家と研究者は連携を強め、地域を基盤とした実践家参画型研究(CBPR)を進める重要性を指摘
- 児童福祉、精神保健福祉領域などにおいて、ソーシャルワーカー・社会福祉研究者が、N-REPPに積極的に関わる動き
- ソーシャルワーカーは、その職業倫理から見ても、実践活動の中で地域を基盤とした参加型評価に積極的に関わり、効果的なプログラムモデル開発と、効果的プログラムモデルの継続的改善・形成評価、効果的プログラムモデルの実施・普及アプローチの推進という課題に貢献することが求められている

日本の状況

- 近年日本の社会福祉制度の改革で、ゴールを示した新しい社会福祉実践プログラム(介護保険法あるいは自立支援法のプログラムなど)が相次いで導入される
- 一方で、日本の政策決定者や利害関係者における、科学的なプログラム評価法や科学的根拠にもとづく実践(EBP)への関心は乏しく、行政主導のプログラム導入
- 社会福祉とソーシャルケア関係者間に、福祉実践プログラムに対するアウトカム指標へのコンセンサスの少なさ
- 対人サービスに関わる実践現場における組織文化を変え、成果志向の効果的プログラムモデルを、実践現場の中で日常的に発展させる評価文化を形成する必要性

まとめ

- 社会にインパクトを与える社会福祉学研究とその方法論について、その趣旨・位置づけ・枠組みを概説した
- 社会福祉実践研究は、社会福祉問題解決に向けた実践科学である。問題の記述、問題の要因探索研究であっても、常に問題解決のアプローチ法を模索する特徴を持つ
- 問題解決のための介入方法を明らかにする研究は、「開発評価研究」と位置づけられる
- 開発評価研究は、実践家参画型で実践に根ざして取り組むことが重要である
- 社会福祉学領域において、世界的にEBPを含む効果的なプログラムモデル形成への関心が高まっている。社会にインパクトを与える研究は、有効な問題解決に関する提案を含むものである必要がある

実践家参加型形成評価プロジェクト説明会のご案内

退院促進・地域定着支援をより効果的に！

～実践家参画による効果モデル形成プロジェクトへのお誘い～

実践家参画型形成評価プロジェクト説明会

このプロジェクトの趣旨と、関心をお持ちの皆様がご参加いただく方法をご相談するための説明会を、以下のとおり開催します。このプロジェクトに関心をもつ多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- 日時: 2012年6月3日 日曜日 10:30～16:30
- 場所: 田町グランパーク会議室
- 内容:
 - 10:30～12:00 実践家参画型形成評価プロジェクトの趣旨・概要の説明、質疑応答
 - 12:00～13:00 昼食
 - 13:00～14:20 効果的プログラムモデル実施マニュアルの説明とグループ検討
 - 14:30～15:50 効果モデル形成のための評価ツールの説明とグループ検討
 - 16:00～16:30 全体討論、今後の共同プロジェクトの進行について
- 参加費: 無料

「退院促進・地域定着支援」がもっと効果的になるよう、
実践現場の創意・工夫を反映してみませんか？

1. 研究大会と東日本大震災

2011年3月12日（土）、東洋大学白山キャンパスにおいて日本社会福祉学会関東地域部会の2010年度研究大会の開催が予定されていた。このときの大会テーマは、「社会福祉学からの『発信力』—社会にインパクトを与える社会福祉学研究とは」であった。隣接領域の動向をふまえ、「社会福祉学研究」の意義を問い直すという刺激的な内容であった。しかし、この研究大会は、東日本大震災の翌日であったため、実際の開催は4ヶ月後の2011年7月31日（日）に延期された。

震災後の研究大会は、2011年度（大会テーマ：災害と社会福祉学—災害国日本における社会福祉学の位置：3.11以後の日本の社会福祉学を構想する）、2012年度（大会テーマ：ポスト3.11 社会福祉学研究と実践の新たな枠組み—ソーシャルワーク実践・研究に求められるもの）と2年連続、東日本大震災に関する内容であった。

そこでの成果は、大規模災害における「社会福祉学研究」の可能性を展望するだけでなく、「社会福祉学研究」の課題を浮き彫りにしたことといえよう。東日本大震災という深刻な災害は、これまで向き合わずに済ませてきた（?）、「社会福祉学研究」の課題に改めて目を向けさせた。

2. 「調査」、「支援」の逆機能

「社会福祉学研究」において、「調査」を行うことは言うまでもなく重要である。また、「社会福祉学研究」では、「支援」をとおしたアクションリサーチ的なアプローチも有効であろう。しかし、東日本大震災における「調査」や「支援」に対して、さまざまな疑問が投げかけられている。

たとえば、「たくさんの研究者が被災地を訪れて調査をする。相当なストレスです」（被災当事者）という声がある。日本心理臨床学会は、震災直後の過熱するメディア報道に対して「被災した子どもにマイクを向けないで！」という声明を出している。ある避難所には、「カウンセラーお断り」という張り紙が掲示された（日経ビジネスオンライン）。ソーシャルワークにおける「支援」も例外ではない。たとえば、次のような発言がある。

「一番腹立たしかった支援は、他県から派遣されてきたソーシャルワーカーの人たちだったんだろうか。一番お願いしたかったのは、通所利用者の家のがれきの撤去や泥落とし作業であったが、自分たちは専門のソーシャルワーカーとしてきているので、がれきの撤去はできないと言われた。『今それどころでないんだわ』と思って、とても腹立たしかった」（杉田 2012: 30）

これまでの「調査」、「支援」には、「対象者に貢献する」という「善意」が密輸入されていた。しかし、「調査」、「支援」には、対象者を傷つける危険がある。このような反省を踏まえ、わたしたちはどのように「社会福祉学研究」を行っていけばよいのだろうか。

3. 被災者のリアルな経験に接近する方法

東日本大震災を論じるうえで、東京電力福島第一原子力発電所の事故を無視することはできない。この事故は、国際原子力事象評価尺度（INES）におけるLevel 7（深刻な事故）の重大な原子力災害に発展した。地域社会の産業基盤の再建、被災住民の生活再建、離れ離れに暮らす家族への支援、社会的排除

への対応は、ソーシャルワークにおける実践的課題である。

しかし、その「支援」の前提となる原子力被災者の経験の接近することは容易でない。アンケートやインタビューなどのワンショットサーベイでは、刻々と変化する生活実態に接近することは難しい。また、被曝リスクをともなう原子力災害の性質上、ありのままの被災経験は語られにくい。事故発生から時間が経過し社会的関心が薄まるなかで、原子力被災者の声（ナラティブ）に接近することは重要な課題である。

そこで注目されるのは、Twitter、Facebook、LINE に代表されるソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）である。SNS は、これまでの調査方法では難しかった被災当事者のリアルな経験に接近する可能性がある。とくに Twitter は、匿名性、即時性が高く利用者の「本音」が投稿されやすい。また、会話に近い利用者同士のやり取りや、時系列的情報を含むテキストデータにアクセス可能である。最近では、Twitter における膨大な投稿（ビッグデータ）を解析し、防災対策に活かす取り組みも行われている。

4. テキストマイニングによる質的データの統計解析

Twitter に投稿される情報は、非構造的な質的データである。これまで、質的データを分析するためには研究者自身が丹念にデータを読み込み、コード化しカテゴリーを生成するなどの地道な作業を行う必要があった。しかし、このような方法では、Twitter に投稿される膨大なデータを解析すること難しい。また、分析プロセスにおける研究者の恣意性を排除することが難しいという本質的な課題がある。

近年、このような「質的研究」の限界を克服する分析方法として、テキストマイニングが注目されている。日本語の自然言語処理技術（NLP）の発達により高度な辞書機能を搭載したソフトが開発されている。テキストマイニングを用いることで、再現性の高い客観的な質的データの分析が可能となる。

ここでは、「社会福祉学研究」の 1 つの方法として、Twitter に投稿された情報をデータとしたテキストマイニングによる分析の実例を紹介する。分析に用いたソフトは、Text Mining Studio 4.2.1（NTT データ数理システム）である。形態素解析（分かち書き解析）と構文解析（係り受け解析）によるデータの前処理後、名詞、動詞、感性語（形容詞、副詞）を対象とした、頻度分析、特徴分析、対応分析、クラスタ分析、評価分析、時系列分析などの各種分析を行った。

テキストマイニングは、「社会福祉学研究」における形成的評価（formative evaluation）における有効性がある。また、テキストマイニングによる分析からこぼれ落ちる要素をフォーカスする方法として、シーケンス分析（Flick 2007=2011）がある。

文献

- 荒井浩道（2013）「原子力災害におけるホットスポット住民の『つぶやき』の可視化—テキストマイニングによる Twitter データの時系列分析」『駒澤社会学研究』45, 45-71.
- 荒井浩道（2014）『ナラティブ・ソーシャルワーカー “〈支援〉しない支援” の方法』新泉社.
- Flick, Uwe (2007) Qualitative Sozialforschung, Rowohlt Taschenbuch Verla. (=2011, 小田博志監訳『新版 質的研究入門—〈人間の科学〉のための方法論』春秋社.)
- Rossi P, et al (2004) Evaluation: A systematic approach, 7th edition, Sage Publications. (=2005, 大島巖ら監訳『プログラム評価の理論と方法—システムティックな対人サービス・政策評価の実践ガイド』日本評論社.)
- 杉田穂子（2012）「被災者に学ぶ—何がおきたのか？ 私たちは何ができるのか？」『福祉文化研究』21, 27-32.

ホームレス状態からの「脱却」に向けた支援に関する研究とその研究方法

後藤広史（日本大学）

I. 報告の骨子

1. 報告内容の整理（II）
2. ホームレス状態からの「脱却」に向けた支援に関する研究の研究方法（III）
3. ホームレス状態からの「脱却」に向けた支援に関する研究の調査方法と主な知見（IV）
4. ホームレス状態からの「脱却」に向けた支援に関する研究（社会福祉学研究）が社会に与えるインパクトとは何か？（V）

II. 報告内容の整理

本シンポジウムのテーマは、「社会福祉学からの『発信力』(その2)-社会にインパクトを与える社会福祉学研究とその方法論」である。

本報告では、報告者の研究とその研究方法を題材に、当該研究が社会に与えた（であろうと期待する）インパクトについて考察する。次にそれを敷衍するかたちで、本シンポジウムの主題である「社会にインパクトを与える社会福祉学研究とその方法論とはなにか」、ということについて検討する。

なお方法論という場合、研究方法と調査方法という二つの解釈が可能である。そこで本報告では、当該研究で用いた調査方法についても触れながら上記の点について報告する。

III. ホームレス状態からの「脱却」に向けた支援に関する研究の研究方法

1. 『ホームレス状態からの「脱却」に向けた支援』の目的と研究方法（編別構成）

- 序 章 ホームレス状態からの「脱却」と支援
- 第一章 ホームレス問題と政策的対応
- 第二章 ホームレス状態を脱却した人々の生活状況と人間関係
- 第三章 ホームレス状態を脱却した人々の多様性
- 第四章 「場」による「脱却」の段階の進化
- 終 章 総括—「場」の保障に向けて

2. 研究の目的

本研究では、ホームレス状態を脱却した人々に対する調査を通して、ホームレス状態の脱却が必ずしも実質的な意味での脱却に至らない場合があることを明らかにし、またその要因を検討したうえで、そのような脱却が「日常生活における親密な人間関係の形成」および「自尊感情の回復」とともに進められていくような「場」とそれを介した支援の意義を考察することを目的とした。

3. 研究の視点と方法

本研究では、上記目的のために次の4つの作業を行った。まず第一に、「社会的排除論」に依拠しながら、ホームレス状態に至る排除のプロセスを3つの側面に整理した。すなわち、①職業・住居の喪失、社会の構成員としての存在証明からの排除、②家族や友人など親密な人間関係からの排除・離脱、③自尊感情の喪失と自分自身からの排除、である。図1はこの枠組みを示したものである。

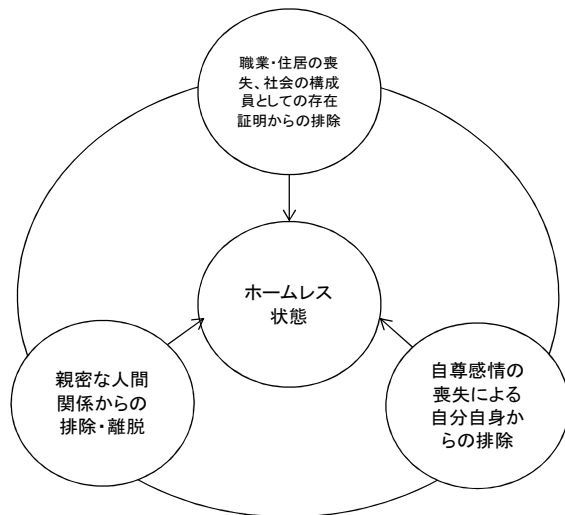


図1 ホームレス状態に至る社会的排除の3側面

またホームレス状態からの脱却を、①居所や職業、社会制度による収入の確保と社会の構成員としての資格の回復、②日常生活における親密な人間関係の形成、③自尊感情の回復、の3つの段階として示し、①を「形式的な脱却」の段階、②③と進むことにより「実質的な脱却」が実現すると仮定した。また①だけでなく②③の実質的な脱却を実現するために、「場」を提供するという支援の方法が有用であるとの仮説を提示した(図2)。

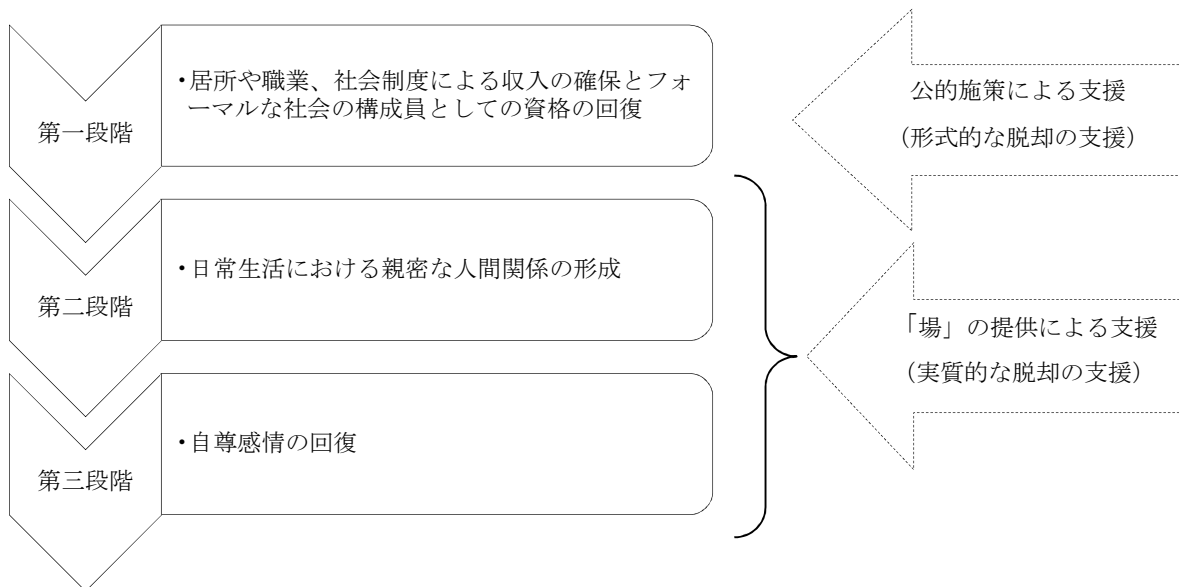


図2 ホームレス状態の脱却の3段階と支援

第二に、ホームレス問題の概要とこの間のホームレス対策の成果を整理する作業を通して、第一に示したホームレス状態に至る排除のプロセスの側面を確認するとともに、ホームレス対策の課題について検討した(第一章)。

第三に、ホームレス状態から脱却したと考えられる人々の生活状況と人間-関係の実態を量的・質的なデータを用いて明らかにし、対象者のホームレス状態の脱却の段階が、本研究で仮定した三つの段階のどの段階に留まっているのかを確認するとともに、その要因を検討した(第二章、第三章)。

第四に、第三の結果をふまえ、筆者が関わってきた民間支援団体が提供する「場」、およびそこを利用するホームレス状態を脱却したと考えられる人々を事例として、「場」があることで脱却の段階がどのように進んでいるのか確認するとともに、「場」のあり方について検討した(第四章)

IV. ホームレス状態からの「脱却」に向けた支援に関する研究の調査方法と主な知見

本研究で用いた調査方法は量的研究（第二章）／質的研究（第三章）／事例研究（第四章）の3つである。以下それぞれの調査の概要について説明する。なお第一章は文献研究である。

1. 第一章 ホームレス問題と政策的対応

【概要】

既存の大規模なホームレスに対する実態調査と筆者が独自に行った調査を用いて、1990 年以降のホームレス数の推移とその特徴、およびホームレス化の要因について整理した。

【主な知見】

- ・ホームレス状態に至る過程で職業上の地位が不安定になる傾向にあった
- ・そのことと前後して家族関係、友人・知人関係といった日常生活における親密な人間関係からの排除・離脱を経てホームレス状態に至っていた。
- ・現行のホームレス対策は、「就労支援や生活保護制度により、最低限度の収入と安定した住居を確保する」ということを狙いとする、すなわち形式的なホームレス状態の脱却（第一段階）を支援するものであるが、施策利用後のデータを見る限り、実質的な脱却に進んでいくようなものではなかった。

2. 第二章 ホームレス状態を脱却した人々の生活状況と人間関係／第三章 ホームレス状態を脱却した人々の多様性

【概要】

ホームレス状態から脱却したと考えられる人々の生活状況と人間関係の実態を量的・質的なデータを用いて明らかにし、対象者のホームレス状態の脱却の段階が、本研究で仮定した三つの段階のどの段階に留まっているのかを確認するとともに、その要因を検討した

【第二章の調査方法】

ホームレス状態から更生施設の利用を経て、生活保護を受給しながらアパート等で生活する人々（単身男性）に対して行った量的調査（自記式アンケート調査）を分析した

【第二章の主な知見】

- ・働いている人々の7割が一人の職場で働いていた。
- ・地域の中で参加している活動がほとんどなかった
- ・普段（日中）過ごす場所は「自宅」、「散歩・散策」、「公共施設」などが中心であった
- ・人間関係については、「友人・知人」以外のインフォーマルな関係が概して希薄であることが明らかになった。
- ・そのことを反映してソーシャルサポートの提供者は、CW等の制度を介したフォーマルな関係に偏っていた。
- ・生活上の問題については、少なくない人が「生活費などのお金が足りなくなかった（なることがある）」、「話し相手がいなくて寂しかった（寂しい）」などの問題を抱えていた。
- ・「仕事の有無（形態）」と、「普段過ごす場所」という変数を用いて、対象者の中から特徴的な3類型（「職場型」、「自宅型」、「福祉型」）を抽出し、類型ごとに対象者の生活状況と人間関係の実態を詳しく分析した。この結果、デイサービスセンターや作業所など、通所型の福祉サービスの利用している「福祉型」の人々は、ソーシャルサポートの提供者が相対的に多いことが明らかになった
- ・以上のことから彼らの人間関係の実態を分析するうえでは、地域のどのような場所を行き来しているか（できるのか）ということが重要である。先に挙げたデイサービスセンターや作業所は、「（介護認定を受けた）高齢者」、「障害者」として認定されて初めて利用できるため、その意味では、ホームレス状態を脱却した人々が、どのような社会福祉の対象として地域に再参入するかがによって人間関係の実態が異なる可能性がある。

【第三章の調査方法】

前章のアンケート調査の後に行ったインタビュー調査のデータを利用して、前章の類型ごとの典型的事例の分析を行い、対象者の生活状況と人間関係についてさらに掘り下げて検討した。

【第三章の主な知見】

- ・ホームレス状態からの脱却が進んでいかない要因として、第一に「インフォーマルな関係の形成を阻害する外的な要因」が見出された。
- ・このような外的な要因に加えて、当事者自身があえて他者との関係を深めることを回避するために、親密な関係が深まっていけないことが見いだされた。
- ・これらの結果、「自尊感情の喪失」や「自分自身からの排除」に向かう傾向も示唆された。この傾向は、自他ともに働くことに対するプレッシャーが強い「自宅型」に顕著であった。

3. 第四章 「場」による「脱却」の段階の進化

【概要】

筆者が関わってきた東京のいわゆる山谷地域にある民間支援団体（「山友会」）が提供する「場」、およびそこを利用するホームレス状態を脱却したと考えられる人々を事例として、「場」があることで脱却の段階がどのように進んでいるのか検討するとともに、「場」のあり方について考察した。

【調査方法】

- ①山友会を利用する、ホームレス状態を「脱却」した人々に対して行ったインタビュー調査と参与観察のデータ
- ② ①の対象となった人々の日々の支援記録
- ③ 他地域で「場」を提供している民間支援他団体へのヒヤリングデータ。

- ・彼らは、山友会の提供する「場」に「暇つぶしに」通うようになったと述べるが、同時にこの「場」は彼らにとっての「拠り所」としても表現されていた
- ・「場」では、当事者同士の「距離を置いた親密な人間関係」が形成されていた。
- ・「役割」を「場」で形成された親密な関係の中で遂行することによって、「自尊感情」が回復している様子がみられた。
- ・これらのことから、ホームレス状態の脱却の段階が、「場」を利用することによって第二段階、第三段階へと進みつつあることが確認された。
- ・「場」に①「支援者がいること」、②「事情を知っている人の存在があること」、③『「仕事」ができる仕組みがあること』、「場」が④「住まいの近くにあること」、⑤「出入り自由であること」といった5つの条件が必要であることが明らかになった。
- ・またその条件を具現化するための取り組みとして、「脱却後に『場』が身近にあるための取り組み」、「『場』の量的拡大」が求められることを指摘した。

V. ホームレス状態からの「脱却」に向けた支援に関する研究（社会福祉学研究）が社会に与えたインパクトとは何か？

当該研究が社会に与えた（であろうと期待する）インパクトがあるとすれば、次の3つである。

一つは、「ホームレス状態」の捉え方に対して、新たな視点を提示しその妥当性についてデータを用いて論証したことである。前述したように、本研究では「社会的排除論」に依拠しながら、ホームレス状態を図1のように整理した。ホームレス状態をこのような視点から捉えなおすことによって、ホームレス状態に至った人々に対しては、①の側面だけではなく、②、③の側面に対する支援が必要であることを主張することがねらいであった。社会福祉学研究においては、支援の対象となる人々がおかれた状

態（抱えている生活問題）を正確に記述することが求められる。なぜならそれにより初めて必要な支援が同定されるからである。したがって、社会にインパクトを与える社会福祉学研究とは、まず支援の対象となる人々がおかれた状態（抱えている生活問題）を正確に捉え、記述するような研究であると思われる。

二つ目としては次の点があげられる。本研究ではホームレス状態の「脱却」の段階を「形式的な脱却」と「実質的な脱却」とに峻別し、前者から後者へ向かっていく支援にとって「場」を提供することが有用であることを具体的なデータを用いて示した。もちろんホームレス状態を「脱却」した人々に対して「場」を提供することの必要性はこれまでも論じられてきた。しかし、それは「つながりをつくるため」といったような抽象的な必要性に基づく議論であった。また現在「場」の提供は、NPO に代表される民間支援団体が先駆的に行っているが、その運営の中身（「条件」）についての議論は、事例報告的なものに留まってしまっていた。本研究では、ホームレスと呼ばれる人々を例にとり、「場」を提供するという支援の意義や方法論について、理論的・体系的な議論を構築することを目指した。社会にインパクトを与える社会福祉学研究とは、このような、まだその意義や方法論が十分に検討されていない支援について、一定の方向性を与えるような研究であると思われる。

三つ目は、一点目ともかかわるが、量的研究・質的研究・事例研究の手法を組み合わせることにより、ホームレス状態に（ある）あった人々の生活実態や生活問題を立体的に描き出したことである。「社会的弱者は、何らかの理由で、理路整然と気持ちを伝えることができないケースが多い。いや、理路整然と伝えられる立場にあるなら、その人は、たいていの場合、もはや社会的弱者ではない。社会的弱者と言語的弱者は、ほぼ等しい」（平田 2012 : 183）という言葉が示す通り、ホームレス状態にある（あった）人々に限らず社会福祉が対象とする人々は、自らの想いや意見を表明する機会がきわめて乏しく、また与えられたとしてもそれをうまく言語化することが総じて難しい人々である。したがって支援のあり方を検討することを主題とするような社会福祉学研究においては、量的な研究だけではなく、当事者の想いをインタビュー等の質的な調査によって明らかにすることが求められる。社会にインパクトを与える社会福祉学研究とは、こうしたことを志向するような研究であると思われる。

【引用・参考文献】

平田オリザ（2012）『わかりあえないことからーコミュニケーション能力とは何かー』講談社現代新書。

鈴木忠義（2013）『（書評論文）「ホームレス状態からの『脱却』に向けた支援一人間関係・自尊感情・『場』の保障」貧困研究 11, 89-92.

高齢者虐待にどう向き合うか：「安心づくり安全探しアプローチ（AAA）」開発研究

副田あけみ（関東学院大学）

（安心づくり安全探しアプローチ研究会代表）

1. 「安心づくり安全探しアプローチ（AAA）」開発の背景

わが国では、2005 年の高齢者虐待防止法成立以後、高齢者虐待の相談・通報件数が毎年度増加の傾向を示している。2012 年度の厚生労働省の調査によれば、虐待者の 41.6%は「息子」であり、被虐待者の世帯類型の 41.7%は「未婚の子との同居世帯」もしくは「配偶者と離別・死別した子との同居世帯」、虐待種類の 65.0%は身体的虐待（複数回答）である。

地域包括支援センター職員、ケアマネジャーなど、高齢者ケアに携わる援助職には女性が多い。彼女たちにとって、物理的な暴力をふるう中高年の未婚ないし独身の息子は、怖さや不安を感じる存在である。そうした息子を初め、虐待する家族は虐待を否定し、介入を拒否する傾向が強い。彼女たちが高齢者虐待事例に対し、困難感や回避感情をもっても不思議ではない。しかし、被害を受けている高齢者を支援していくためには、多様なニーズを抱えていることの多い虐待する家族への支援も欠かせない。そのためには、この困難感や回避感情を少しでも和らげ、なんとか対応していけるという対処可能感をもつ必要がある。虐待する家族と少しでも話し合える関係を作ることを試みながらこの感覚を少しずつ獲得し、さらに解決に向けて話し合える関係づくりを進めていくことが求められる。

しかし、高齢者虐待にかんする既存の実践モデルには、虐待する家族と話し合える関係づくりに焦点を当てたモデルはない。そこで、私たちは、M・D&D（修正版デザイン・アンド・デベロップメント）という、介入アプローチの開発研究法に従って、新しい介入アプローチの開発に取り組むことにした。

2. M・D&D に基づくたたき台のデザインと試行

M・D&D のフェーズⅡ：たたき台のデザインにおいて、とく注目したのは、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチである。その基本的コンセプトと方法を学ぶとともに、このアプローチが基盤としている解決志向アプローチについても学びながら、これらの基本的な考え方と技法を高齢者虐待事例対応に援用し、対応の際に用いる、危害リスク確認シート、安全探しシート、安心づくりシート、プランニングシート（機関用）（話し合い用）を作成した。タイムシートは生活時間様式研究会（代表：小林良二）に了承を得て活用することとした。そして、相談・通報の受理から始める支援過程の各位相において、これらのシートを使って面接する際の姿勢や留意点、質問法などを整理した。これを安心づくり安全探しアプローチと名付けた上で、このアプローチの研修プログラムを作成した。

作成した研修プログラムを用いて、2010 年度に高齢者虐待防止研修を 9 回実施した。

3. 試行の評価と改良

研修時には①研修前後の質問紙調査を、研修 3 か月後には②研修 3 か月後質問紙調査を実施し、AAA の研修の効果を検証した。また、研修参加者から協力者を募り、AAA を実践に応用した場合の有用性を検証するために、③フォローアップ調査（経過記録シート調査とインタビュー調査）を行った。

①の研修前後比較分析（N=311 名）の結果、AAA の学びが短期的には「対処可能感」の有意な向上をもたらすことがあきらかとなった。

効果評価にあたり「対処可能感」の予備調査シンプル版の尺度を作成し、質問紙調査を行なった。その後、予備調査の結果分析や研修の際に寄せられた感想や要望などを精査したうえで 4 項目を追加した本調査用の尺度を作成した。「そう感じない」から「そう感じる」までの 4 件法で尋ねた結果に、1～4 点の得点を与えて合計得点を算出した結果、研修前の平均得点は 26.0 点、研修後は 28.0 点で有意な差（ $t=11.7$ 、 $p<0.1$ ）が見られた。

また、質問紙調査の自由記述欄には、不安の軽減に役立つ、前向きな姿勢を獲得できた、当事者の気持ちを体験的に理解できた、といった AAA についての感想が多く寄せられた。このことも、AAA が援助職の対処可能感の向上に役立つことを示唆している。

②の 3 か月後質問紙調査は、研修参加者のうち研修後の質問紙調査に AAA の各シートを活用したいと連絡先を記述した者を対象に郵送調査で実施した。回答者は 78 名（回収率 45.1%）であった。研修 3 か月後においても高い対処可能感を保持している者（維持群）と、対処可能感が低下した群（低下群）に分け、両者の特徴を比較してみた結果、経験年数が相対的に長いこと（4 年以上）、安心づくりシートとプランニングシートを活用していること、AAA の基本的な考え方のうち強み（ストレングス）視点に立ち、当事者家族の体験の理解に務めていることが、研修で高まった対処可能感の維持に影響を与えていることがあきらかになった。

また、重回帰分析を用いて、変数相互の関連性を統制しつつ影響力の強さを検討したところ、安心づくりシートを用いた面接を行うことが、対処可能感に強い影響力をもっていることがあきらかとなった。このことは、AAA のなかでも安心づくりシートを用いた面接、つまり、問題が語られた後に「例外」や強みを確認しあう面接ができると、家族の体験に寄り添いながらより建設的な仕方支援の手がかりを見出せ、高い対処可能感をもつことができることを示唆している。

③のフォローアップ調査として実施した経過記録シート調査とインタビュー調査の結果は、いずれも AAA の援助職にとっての有用性を示唆するものであった。

プライバシーに関する記述を極力回避する形で行った経過記録シート調査（協力者 11 名、分析対象 8 事例）のスケーリング評価結果の分析からは、AAA の基本的考え方と技法に基づいた面接を重ねることで、虐待する家族との関係性について評価点が向上し（8 例）、虐待する家族の状況変化にかんする意欲（動機付け）についてもその評価点が向上する傾向（7 例）が見られた。事例数は少ないが、AAA による実践は、援助職と虐待する家族との

パートナーシップ形成に役立つとともに、虐待する家族の意欲にも肯定的な効果をもたらすことが示唆された。

経過記録シート調査に協力した人々へのグループインタビューと、3人への個別インタビューでは、AAAの強み視点と具体的事実に基づくコンプリメントの実践が、虐待する家族との関係性づくりに役立ったという体験、また、AAAを学んだことで、虐待された高齢者だけでなく虐待する家族にも寄り添い、一緒に考えていくという姿勢をとることができた体験、などが語られた。これらのことから、AAAを実践した援助職に、AAAの有用性が認識されていることを確認できた。

研修中に受けた参加者からの質問や、研修後質問紙調査の自由記述欄に記載された感想・質問、また、私たちの研修後の振り返りなどを踏まえ、シートの改善や新シート開発、模擬事例を入れた研修プログラムの開発を行い、AAAの改良を重ねた。

4. 普及と詠え

AAAの普及方法としては、(1)研修の継続、(2)ホームページ、ブログ、MLを活用した情報提供、(3)学会報告、(4)実践家向けの記事の執筆や図書の刊行等の方法を用いた。

(1)研修は、研究会メンバーによってこれまで全国で約70回実施しており、研修参加者は2600人を超える。研修にあたっては、依頼者の要望を取り入れた研修プログラム内容や時間配分等検討し、実施している。また、研修参加者が研修で学んだことを忘れずに実践できるように、研修参加者のうち希望者を対象にメーリングリストで随時情報提供を行うとともに、3カ月に1回の頻度でフォローアップ研修を開催している。

研修参加者からは、AAAは支援困難事例にも使えると思う、といった感想をメールでもらうこともある。また、地域包括支援センター職員から、AAAの研修で行ったロールプレイを、ケアマネジャーを対象とする自分たちの研修で実施してもよいか、という問い合わせをもらい、実施後に参加者からよい評価を得られたといった報告をもらうこともある。

(2)ホームページは、2010年5月初旬に開設、5月末にはブログも開設し、AAAや解決志向アプローチの解説、研修後質問紙調査の自由記述欄に記載された質問への回答、研修参加者からいただいた感想、学会等で発表したAAAについての報告、高齢者虐待に関する情報等の記事をアップしている。これらの記事を見た上での研修依頼もある。

(3)学会報告については、研究経過や成果を内外の学会でこれまで7回発表している。

(4)記事の執筆としては、高齢者虐待にかかわる援助職に目につきやすい業界新聞や月刊誌に本アプローチの紹介記事を書くとともに、日本高齢者虐待防止学会の学会誌にも投稿した。また、より広く知ってもらうために、単行本を2冊刊行した（『高齢者虐待防止のための家族支援：安心づくり安全探しアプローチ（AAA）ガイドブック』（誠信書房）、『高齢者虐待にどう向き合うか：安心づくり安全探しアプローチ開発』（瀬谷出版)）。

5. 普及の課題と対応策

地域包括支援センターや行政機関の職員が研修で AAA を学んでも、高齢者虐待対応のチーム全員が、また、連携・協働する他機関の職員が AAA に関心や理解をもたなければ、実践アプローチとして AAA が実践現場に定着していくことはむずかしい。

そこで、従来の AAA の研修の他に、改訂した AAA のケースカンファレンス様式を用いたケースカンファレンス研修と、AAA を基盤にした機関間協働スキル研修を研究開始 4 年目から実施している。研修参加者が自組織内で、また、連携・協働する他機関との協働実践のなかで、AAA の考え方やスキルを使うようになれば、実践現場での高齢者虐待事例対応における AAA の普及が図られると考えている。

高齢者虐待防止のための安心づくり安全探しアプローチ（AAA） <http://www.elderabuse-aaa.com/>

【大会シンポジウム】

社会福祉学からの『発信力』(その2)

—社会にインパクトを与える社会福祉学研究とその方法論—

地域移行・就労移行に向けた効果的支援モデル構築のための評価研究方法

日本社会事業大学 賛川 信幸

はじめに

社会福祉学は人々の福祉、すなわち「幸せ」を社会的に扱うための理論やその方法を探究する学問といえよう。実践と密に関連する学問であるが、抽象的・個別的な「幸せ」を対象とするゆえに、実践知の体系化や一般化が困難であるとしばしば耳にする。他方、「幸せ」を社会的に扱うためには制度・施策が重要となる。しかし、わが国の社会福祉関連制度・施策の多くは、「幸せ」の視点に立った制度設計、成果指標の設計、設計に基づく実施モニタリングや成果分析、改善のための評価分析などが必ずしも十分に行われていない。ここに、社会福祉学研究に大きな役割が課せられているといえよう。

演者は、福祉ニーズに対する効果的なプログラム形成のための評価方法論を構築する研究プロジェクトに携わってきた。本報告では、プロジェクトで扱ってきた福祉プログラムのうち、既存の制度・事業の分析に基づいてより効果的なプログラムモデル構築を行ってきた、「精神障害者地域移行・地域定着支援プログラム」および「障害者就労移行支援プログラム」を例に取り上げ、社会にインパクトを与える社会福祉学研究の可能性を論じる。

1. CD-TEP 評価アプローチ法を用いた評価研究方法

演者が携わる研究プロジェクトで開発した効果的福祉プログラム形成のための評価法は、福祉課題を解決するための効果的プログラムモデル構築のために、プログラム理論(**T: Program Theory**)、科学的根拠(**E: Evidence**)、および実践家(**P: Practitioner**)の経験・実践知との間で円環的・継続的に対話を行う(**CD: Circular Dialogue**)「CD-TEP 法」(An Approach of Circular Dialogue between Program Theory, Evidence and Practitioner)としてまとめられた(大島ら, 2011)。これは、欧米で注目されているプログラム評価の理論と方法論を中心とするアプローチであるが、そこに実践家の積極的な参画を位置づけた評価方法論である。

1) プログラム評価とは

プログラム評価とは、「ある社会的な問題状況を改善するために導入された社会プログラムの有効性を、ニーズへの適合性、プログラムの設計や概念の妥当性、介入プロセスの適切性、プログラムの効果と効率性という諸側面から総合的に査定・検討し、その改善を援助して社会システムの中に位置付けるための方法」と定義され(Rossiら, 2004)、プログラムは、インパクト理論とプロセス理論から構成されるプログラム理論によって記述される。

インパクト理論とは、そのプログラムによって期待される変化(アウトカム)の流れの仮説を描いたものである。特に福祉領域のプログラムの場合には、問題状況の改善だけではなく、人々の「幸せ」に関する概念が含まれる。これらはアウトカム指標となり、**アウトカム尺度**によって測定可能な概念が位置づけられる。

プロセス理論は、プログラムがニーズをもつ人々(標的集団: target population)にどのようにアクセスし、どのようなサービスをどのような順序で提供し、いつ終了するのかに関する「サービス利用計画」と、プログラムの運営・実施に必要な人的資源や組織のあり方に関する「組織計画」で構成される。プロセス理論で位置づけられる内容は、インパクト理論で描いた効果を上げるために必要なプログラムの構成要素(**効果的援助要素**)と

なる。各効果的援助要素は、各々に備わるべき具体的内容が、**チェックボックス**形式で記述される。チェックボックスのチェック状況に応じて各効果的援助要素の実施度を評価する**フィデリティ尺度**が作成される。

プログラム評価の重要な点に、ニーズ評価とプログラム理論の評価がある。ニーズ評価は、社会問題（ニーズ）や標的集団の質や程度・範囲等の明確化を行う。プログラム理論の評価は、プログラム理論が妥当であるか、評価可能な形で明確に記述されているかの検討を行う。

2) CD-TEP 評価アプローチ法

プログラム評価の理論と方法論を用いた実践・研究はこれまでも海外や諸領域で行われていたが、わが国の福祉領域では必ずしも十分ではない。この課題を改善するために、プロジェクトでは、プログラム評価の各取り組みに実践家の積極的な参画を位置づけた「**CD-TEP 評価アプローチ法**」を開発した。このポイントは、a) 社会調査法だけではなく実践家が参加するワークショップでの議論により、実践経験が十分に反映されたニーズ記述や、実践家と合意できるゴール（アウトカム）やプログラム理論の検討ができること、b) 実践家フレンドリーな評価方法を検討することで、実践家が実践で評価を活用しながらより良いプログラムのあり方を検討できること、c) 実践家から評価結果や実践経験のフィードバックを得て、継続的な改善を検討できること等があげられる。

実践家の経験や認識が反映された**プログラム実施マニュアル**（プログラム理論、効果的援助要素、チェックボックス、評価指標が含まれる）が作成され、実践家は実施マニュアルに基づいて実践を行い、活動の評価する。活動における実施上の工夫等は実践家がメーリングリストを通して書き込むことができ、プロジェクト・チームやプロジェクト参加機関と共有される。定期的な見直しにおいて、これらの実践知を反映することができる。

なお、CD-TEP 評価アプローチ法では、効果的プログラムモデル開発評価ステージ（第Ⅰステージ）、効果的プログラムモデルの継続的改善・形成評価ステージ（第Ⅱステージ）、効果的プログラムモデルの実施・普及評価ステージ（第Ⅲステージ）が設定されている。

2. CD-TEP 評価アプローチ法の活用例

ここでは、CD-TEP 評価アプローチ法の活用例として、第Ⅱステージにある「精神障害者地域移行・地域定着支援プログラム」および「障害者就労移行支援プログラム」をあげる。前者は、精神障害者の長期入院（社会的入院）による人権問題と地域生活の質の向上を標的とした既存制度（地域移行支援事業、地域定着支援事業）や現状の問題認識に端を発する。後者は、障害者の一般就労へ向けた既存制度（就労移行支援事業）や現状の問題認識に端を発する。両プログラムは、プロジェクト内で似たようなプロセスを踏んで取り組まれている。そこで、まず精神障害者地域移行・地域定着支援プログラムの取り組みを具体例として提示し、次いで、障害者就労移行支援プログラムでの特徴的な取り組みを紹介する。

1) 精神障害者地域移行・地域定着支援プログラムにおける評価アプローチ例

(1) 精神障害者の長期入院問題と国の対応

2002年にわが国の精神障害者の社会的入院は約7万2,000人と推計され、国は2003年に精神障害者退院促進支援事業を開始した。しかし、理論的・具体的な制度設計はなく、長期入院のニーズや報告されている効果的な取り組みが反映されていなかった。「条件が整えば退院可能とされる入院患者約7万人を10年以内に地域生活に移行する」と具体的な数値目標が掲げられたが、目標にはるかに及ばない実績に留まっている。その後、事業の課題が報告されるにつれ改定が行われてきたが、依然として課題が残っている。

(2) プロジェクトでの初期の取り組み

演者らは2007年より、精神障害者の長期入院の課題に対して、プログラム評価の理論と方法論を用いて効果的をあげる地域移行・地域定着支援プログラムを開発し、その効果を検証するプロジェクトを進めてきた。プロジ

エクトは、全国の当事業実施事業所を対象として取り組みと実績を明らかにするニーズ評価に始まり、成果を上げている事業所の取り組みや既存制度の課題を整理しながら、プログラムモデル案を作成した。

当プログラムでは、退院への動機づけや、退院意向を示した者の早期退院につなげるための取り組み、退院後の継続的・包括的な地域生活支援を含めたサービス利用計画、および地域移行支援部門、地域定着支援部門などの組織機能の明確化と両者による一体的な運営、ピアサポーターの位置づけの明確化などにより組織計画を作成した。効果的援助要素、チェックボックスは、効果的な取り組みを行っている実践家への聴き取りと、既存の関連 EBP (Evidence-Based Practices) の効果要素などを参考に、研究班で議論して作成した。その上で、暫定モデルを実践家との議論を踏まえて逐次改訂し、全国試行プロジェクトによって効果検証を行った。

(3) プロジェクトでの最近の取り組み

プログラムモデルは、従来は医療機関の取り組みによる長期入院の解決が進まない現状を踏まえ、地域事業所等の病院外機関から病院を訪れ、入院患者に地域生活への動機を高め、“地域にいざなう”ことを主眼としていた。しかし、制度改定後は医療機関と協働した取り組みが一層重要と認識された。

そこで研究班では、医療機関の役割を明確に加えた組織計画、および医療機関で行う地域移行・地域定着の具体的な取り組みを含めたサービス利用計画を作成するための実践家参画型の改善評価アプローチに着手した。特に、医療機関を含めた実践家が参加するワークショップにより声を拾い上げ、その実践知等をプログラムモデルに組み込んだ。具体的には、課題抽出と、課題解決のためのゴール設定、そのために必要な取り組み等を、研究班のモデルとは別にブレインストーミングで出し合い整理していくワークショップ形式を重視した。そのうえで、整理された実践知を研究班で既存モデルと照合しながら体系化し改善モデルへと反映させた。また、モデル実施に際しては、実践家が評価結果を活用しながら活動を振り返り、継続的改善に反映できる仕組みを整えた。

2) 障害者就労移行支援プログラムにおける評価アプローチ例

障害者の社会参加への動向のもとに制度化された就労移行支援事業は、約 332 万人の就労支援施策対象者のうち、通常の事業所に雇用されることが見込まれる者に対して、原則 2 年間の利用期間で、就労のために必要な訓練や職場開拓、求職活動支援、就職後の職場への定着支援などを行うものである。2011 年度で就労移行支援利用者数が約 1 万 6 千人、そのうち一般企業への就労者が 5,675 人であるなど、現状および既存制度の問題点に着目して、地域移行・地域定着支援プログラムと同様のプロセスを踏んで改善モデルを検討してきた。

就労移行支援プログラムにおいて特徴的なのは、プロジェクトのモデル実施において、実践家がプロセス評価を中心とした評価活動に参画している点であろう。すなわち、改善したプログラムモデルの効果評価研究に留まらず、プロジェクトに参加する事業所の実践家（**実践家評価担当者**）が他の参加事業所を訪問してフィデリティ評価を行い、その結果を研究班と共有しながら、実践家評価担当者をサポートする研究班スタッフ（**評価ファシリテータ**）とフィードバックの方法を検討し、被評価事業所フィードバックを行う仕組みを整えている。これは、実践家が研究者と連携しながら積極的に相互評価活動を行うピア評価の特徴がある。

3. 社会福祉学研究からの「発信力」

ここで紹介した 2 つのプログラムは現在進行中のものであり、その有用性は継続検討が必要である。しかし、プロジェクトの取り組みを本テーマに立ち戻って考えてみると、人々の「幸せ」を重視した効果的プログラムモデルを開発・改善・普及させる方法論を CD-TEP 評価アプローチ法によって具体化した点は、社会福祉学研究から社会にインパクトを与える可能性を大いに秘めていると考えられる。根拠に基づく社会福祉実践の知見の蓄積が十分ではない現状において、研究から積極的に実践家への参画を求め、実践家も効果を実感しながら取り組める方法の体系化は、社会福祉学研究に求められる大きな役割といえよう。

■■総会・関東部会研究大会奨励賞授与式■■

場所 B棟 B101教室

17:00～17:30

日本社会福祉学会関東地域ブロック総会

日時： 2014 年 3 月 1 日土曜日 17:00 ～ 17:30

場所： 日本社会事業大学教学B棟 101 教室

1. 2013年度事業報告(2013年4月～2014年3月)

1) 運営委員会

○第1回(2013.6.21)、第2回(2013.8.29)、第3回(2013.11.20)、第4回(2014.3.1)
の計4回開催

○執行体制

担当理事：大島巖(日本社会事業大学)、経理担当：森田明美(東洋大学)、
監事：福山和女(ルーテル学院大学)

○2013年度の運営委員体制

○各部会活動の実施・運営(広報委員会、社会福祉学評論編集委員会、大会部会、その他)

2) 関東部会研究大会

○2013年度研究大会を、2014年3月1日土曜日に日本社会事業大学にて開催。

- ・大会テーマ「社会福祉学からの『発信力』(その2)～社会にインパクトを与える社会福祉学研究とその方法論～」
- ・基調講演:要介護高齢者の退院援助に有効なアセスメント法の開発とその活用～社会にインパクトを与える研究方法論の視点から～(小原眞知子先生、東海大学・2013年度社会福祉学会学術賞受賞者)
- ・大会シンポジウム
テーマ：社会福祉学からの『発信力』(その2)～社会にインパクトを与える社会福祉学研究とその方法論～
シンポジスト：大島巖氏、荒井浩道氏、後藤広史氏、副田あけみ氏、贅川信幸氏
- ・自由研究報告：29演題

3) 社会福祉学評論

○電子ジャーナルで、社会福祉学評論12号を発行

○編集規程・執筆要項を改訂し、大学院の学生など社会福祉学研究に取り組み始めた者や、さらなる報告機会を求めている研究者や実践者の研究成果を発表する機会を増やす使命を明確にし、査読体制を整備した。

○2013年中に7件の投稿があり、いずれも審査中。前年度迄に投稿された2論文の掲載。

4) ホームページ

○2009年12月より運用開始し、この1年間、毎日平均100～200件のアクセス。

○コンテンツには、電子ジャーナル化された機関誌『社会福祉学評論』の一般公開をメインに、研究大会、ニュースレター、運営委員会、新着のお知らせなど。その他、関東

地方で行われる公開講座・講演会、博士論文公開審査、最終講義の情報を紹介するコーナーがある。

○メーリングリストと連携した情報発信を行う。

5) ニュースレター

○関東部会ニュースレター No.17 を、2014.1 に発行。8 ページ建てのニュースレターで、関東部会の会員に郵送した。

2. 2014年度事業計画(2014年 4月～2014年 3月)

1) 運営委員会

○年 4 回開催する。

○各部会活動の実施・運営（広報委員会、社会福祉学評論編集委員会、大会部会、その他）

○研究大会（2015 年 3 月開催予定）の企画、運営準備

○研究奨励賞の継続実施

2) 関東部会研究大会

○ 2015 年 3 月に開催予定

3) 社会福祉学評論

○電子ジャーナルで、社会福祉学評論 13 号を発行する。

○若手研究者などから積極的な投稿を募る。

○査読体制の整備を進める。

4) ホームページ

○メーリングリスト、公式 twitter、FaceBook、RSS 機能を活用して、より多くの関係者に訪問して頂くことを目指す。

○研究大会、ニュースレター、運営委員会、新着のお知らせ、関東地方で行われる公開講座・講演会、博士論文公開審査、最終講義の情報等、豊富なコンテンツを用意する。

○メーリングリストと連携した情報発信をより体系的に行う。

5) ニュースレター

○関東部会ニュースレター No.18 を発行する。

6) 社会福祉学専攻協議会院生協議会との関係強化について議論を継続する

7) その他

3. 2014年度・関東地域部会運営委員の選出

4. その他

2013年度/2014年度社会福祉学会関東地域部会委員会・運営委員等名簿

連番	2013年度 運営委員	所属機関・団体	2013年度担当	2014年度 運営委員候補
1	森田明美	東洋大学	経理担当	継続予定
2	福山和女	ルーテル学院大学	監事	後任検討中
3	荒井浩道	駒澤大学	広報委員	継続予定
4	岡部卓	首都大学東京	編集委員	継続予定
5	小野孝嘉	東京都社会福祉協議会	広報委員	継続
6	北本佳子	昭和女子大学	編集委員	継続
7	黒岩亮子	日本女子大学	大会担当	継続
8	小林理	東海大学	編集委員	継続予定
9	齊藤順子	淑徳大学	編集委員	継続
10	佐藤信人	認知症介護研究・研修センター	大会担当	継続
11	芝田英昭	立教大学	編集委員	後任検討中
12	高橋克典	聖徳大学	大会担当	継続
13	田嶋英行	文京学院大学	大会担当	継続
14	月田みづえ	昭和女子大学	広報委員	継続
15	原田欣宏	日本社会福祉士会・ 高崎健康福祉大	大会担当	継続
16	深谷美枝	明治学院大学	編集委員	継続
17	山田知子	放送大学	大会担当	継続
18	李恩心	法政大学	編集委員	継続
19	六波羅詩朗	目白大学	大会担当	継続
20	渡邊浩文	武蔵野大学	広報委員	継続
21	渡部律子	日本女子大学	編集委員	
22		上智大学		後任検討中
23	大島巖	日本社会事業大学	関東部会担当理事	継続予定
24	宮島清	日本社会事業大学	広報委員	継続予定
25	贅川信幸	日本社会事業大学	事務局担当/大会担当	継続予定
26	菱沼幹男	日本社会事業大学	事務局担当/編集委員	継続予定

※順不同、敬称略

**一般社団法人日本社会福祉学会
2013年度関東部会研究集会抄録集**

発行日 2014年3月1日

編集者 一般社団法人日本社会福祉学会

関東地域部会運営委員会

発行者 一般社団法人日本社会福祉学会関東地域部会

連絡先 日本社会事業大学社会福祉学部 大島 巖

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30

Tel & Fax 042-496-3126

email oshima2.jcsw@gmail.com
